

平成 21 年度重点配分経費報告書

少子高齢化社会における小中学校の配置と規模に関する資料集

—第 2 集—

平成 22 年（2010 年）3 月

研究代表者 葉 養 正 明
(国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部)

はじめに

－第二集の刊行にあたって－

本報告書は、平成 21 年度の重点研究費「学校適正規模・適正配置資料集の作成」をうけ、第二集としてとりまとめられた。

第一集は、平成 20 年 12 月から平成 21 年 1 月にかけて実施された市区町村教育委員会対象の全数調査結果と、昭和 31 年に文部省中央教育審議会（中略）で小中学校統廃合について審議する際に提出された調査資料とを掲載している。

本第二集は、平成 18～20 年度に統合を進めた全国の小中学校を対象にした統合新校調査（平成 21 年度実施）結果を掲載しているほか、平成 18 年度に文部科学省委託研究新教育システム開発プログラム「小中学校配置研究」（採択番号 19）の報告書の基礎となった、全国市区町村教育委員会教育長、事務局対象の全数調査結果を掲載している。

また、本第二集には、WEB 上で収集された全国各市区町村の小中学校統廃合検討組織の答申類リスト、これらの答申類を内容分析した小中学校統合計画の一覧表などを掲載した附属資料を別冊として添付している。

小中学校の適正配置等が全国各地で深刻な課題になっている半面、学校の適正配置や適正規模に関する基礎資料が体系的には整っていないのが実情である。全国の市区町村教育委員会が小中学校適正配置問題等に対応するに際して、本第二集も広く活用されることを期待している。また、研究面でもこの分野の資料蓄積が決して十分ではない実情もあり、このたびの報告書の刊行が今後の研究等にも役立てられることを期待したい。

平成 22 年 3 月

国立教育政策研究所教育政策・評価研究部

部長 葉養 正明

目 次

	ページ
I 平成18～20年度の公立小中学校の統合新校対象調査	
1 調査の概要	1
2 単純集計結果	2
3 クロス集計結果.....	10
4 自由記述部分の集計.....	112
5 質問紙	126
II 文部科学省新教育システム開発プログラム委託研究(平成18～19年度、採択番号:19) 小中学校通学区域等に関する実態調査ー市区町村教育委員会教育長対象の全数調査 (調査I)	
1 調査の概要	135
2 単純集計結果	137
3 クロス集計結果.....	144
4 自由記述部分の集計.....	170
5 質問紙	186
III 文部科学省新教育システム開発プログラム委託研究(平成18～19年度、採択番号:19) 小中学校通学区域等に関する実態調査ー市区町村教育委員会事務局対象の全数調査 (調査II)	
1 調査の概要	195
2 単純集計結果	197
3 自由記述部分の集計.....	214
4 質問紙	219

I 平成18～20年度の公立小中学校の統合新校対象調査

1 調査の概要

調査対象：平成18年～20年度に統合した全国の公立小中学校

調査時期：平成21年9月15日～平成21年10月10日

アンケート送付数：小学校489校、中学校128校

回収数・率：小学校243校（49.7%）、中学校78校（60.9%）

小中一貫校3校、小中併設校8校

（合計）333校（54.0%）

2 単純集計結果

I. 都道府県ごとの回収学校数の状況

	件 数	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
合 計	333 100.0	54 16.2	11 3.3	17 5.1	9 2.7	15 4.5	4 1.2	11 3.3	6 1.8	7 2.1	1 0.3	3 0.9	6 1.8	16 4.8	14 4.2

	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県
合 計	9 2.7	4 1.2	8 2.4	1 0.3	4 1.2	6 1.8	6 1.8	6 1.8	3 0.9	4 1.2	-	4 1.2	6 1.8	8 2.4	5 1.5

	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県
合計	10 3.0	3 0.9	6 1.8	7 2.1	14 4.2	-	-	4 1.2	3 0.9	7 2.1	4 1.2	-	4 1.2	11 3.3	6 1.8

	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無 回 答
合計	1 0.3	4 1.2	1 0.3	-

II. 学校の種類

	件数	小学校	中学校	小中一貫校	小中併設校	その他	無回答
合計	333 100.0	243 73.0	78 23.4	3 0.9	8 2.4	1 0.3	-

III. 各学校の児童（生徒）数

	件数	1000人未満	1000人以上、 未満	2000人以上、 未満	3000人以上、 未満	4000人以上、 未満	5000人以上、 未満	6000人以上	無回答
合計	333 100.0	85 25.5	103 30.9	53 15.9	39 11.7	19 5.7	17 5.1	16 4.8	1 0.3

IV. 各学校の教職員数

	件数	10人未満	20人未満	30人未満	40人未満	40人以上	無回答
合計	333 100.0	17 5.1	199 59.8	80 24.0	26 7.8	11 3.3	-

V. 学校の統合年次

	件数	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度以前	無回答
合計	333 100.0	131 39.3	101 30.3	83 24.9	16 4.8	2 0.6

VI. 学校統合に際しての統合対象校数

	件数	2校	3校	4校	5校	6～10校	11校以上	無回答
合計	333 100.0	178 53.5	99 29.7	30 9.0	16 4.8	9 2.7	-	1 0.3

VII. 統合校をどのように配置したか

	件数	統合対象とは別の場所に用地を買収	統合対象とは別の場に公共用地を活用	統合対象とは別の場に公共用地を活用	統合対象を拡張など施さずにそのまま統合拠点として活用	隣接地を買収などして校地を拡張し統合対象の一つを利用	小学校と中学校の統合を進め、配置場所は異校種の学校	小学校と中学校の統合を進め、配置場所は異校種の学校	地等を活用	統合対象とは別の場所に高校や大学の跡地等を活用	その他	無回答
合計	333 100.0	17 5.1	5 1.5	266 79.9	14 4.2	10 3.0	2 0.6	17 5.1	4 1.2			

VIII. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として児童生徒対象に行なった取り組み

	件数	定期的な児童間の交流が図れるよう工夫した	定期的ではないが児童同士の交流が促進されるよう配慮した	特段の措置は講じなかった	その他	無回答
合計	333 100.0	175 52.6	112 33.6	32 9.6	16 4.8	2 0.6

IX. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として保護者や地域住民の間で進めた取り組み

	件数	統合対象校の保護者間の融和のため、PTA同士の交流	統合対象校の保護者間の融和のため、PTA同士の交流	運動会や学芸会、遠足などの共同実施	地域組織が中心になり地域運動会等に際し合同チームを結成	統合対象校の同窓会組織間の交流等	同窓会の歴史が保存されるようメモリアル・ルーム等を設置	その他	無回答
合計	333 100.0	219 65.8	57 17.1	10 3.0	13 3.9	58 17.4	64 19.2	27 8.1	

X. 統合新校として出発する際に、学校としてもっとも困難を感じた点

	件数	教職員間の融和	児童生徒間の融和	保護者間の融和	地域住民間の融和	その他	無回答
合計	333 100.0	16 4.8	95 28.5	115 34.5	73 21.9	26 7.8	8 2.4

XI. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に
生まれたと感じた「良さ」

	件数	児童生徒数の増加、授業にいろいろな意見が出てくる	学級の児童生徒数が増え、学級の中に複数の児童生徒集団を組織できる	児童数が増え、学級数が増え、クラス替えができる	学校全体の児童生徒数が増え、クラス替えが進めやすくなった	児童生徒集団を必要とする分野の活動が進めやすくなった	クラブ活動や部活動の種目を増やせるようになった	選出面が改善され、PTA役員などの保護者数が増えた	多くの地域組織から支援が得やすくなった	区域拡大した為、多くの地域組織から支	児童生徒の見方、考え方の幅を広げることが出来る	その他	無回答
合計	333 100.0	205 61.6	137 41.1	64 19.2	134 40.2	44 13.2	51 15.3	90 27.0	153 45.9	23 6.9	7 2.1		

XII. 統合前の学校の状態と対比して統合後の
学校に生まれたと感じた「課題」

	件数	児童生徒が増えたため、個別的な指導が難しくなった	児童生徒が増えたため、学級全体のまとまりに課題が発生	児童生徒が増えたため、学級全体のまとまりに課題が発生	児童生徒が増えたため、児童生徒一人一人の出席が減少	児童生徒が増えたため、児童生徒一人一人の出席が減少	学級のまとまりが悪くなり、学級崩壊のような現象が発生	学級のまとまりが悪くなり、学級崩壊のような現象が発生	保護者の数が増えたため、PTAのまとまりに課題が発生	保護者の数が増えたため、PTAのまとまりに課題が発生	地域間の融和やまとまりをどう保持するかという課題が発生	通学距離が大きくなったため、クラブ活動などに支障が発生	通学距離が大きくなったため、クラブ活動などに支障が発生	母校愛が薄れ、保護者や地域住民の参加の度合いが低下	その他	無回答
合計	333 100.0	103 30.9	34 10.2	14 4.2	117 35.1	10 3.0	114 34.2	202 60.7	125 37.5	40 12.0	56 16.8	16 4.8				

XIII. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫

	件数	学校施設の新設を生かして、オープン・スクールを設置した	学校施設の新設を生かして、学校施設の複合化を進めた	①、②以外の「特色のある学校施設」として新校を建設した	①から③を生かし新しい観点の教育活動に取り組んでいる	クラブ活動、部活動の種目を増やしている	学級内の小集団を編成するなど、授業の進め方を工夫	校内研修の仕組みを導入するなど研修体制の整備充実	教職員数の増加を生かして、教育課程の開発研究などを工夫	その他	無回答
合計	333 100.0	14 4.2	14 4.2	20 6.0	36 10.8	92 27.6	163 48.9	98 29.4	47 14.1	50 15.0	32 9.6

XIV. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点

	件数	新たな交流を進める児童生徒同士での十分な交流を進める	統合前に、統合校の児童生徒同士での十分な交流を進める	進学実績等で似通ったレベルの学校同士の組み合わせを保障	携 P T A 間の融和、連携	和をどう進めるか	伝統や文化が異なつた地域の住民間の融和をどう進めるか	流や連携	校の教職員同士の交流や連携	統合対象になった学校の教職員同士の交流や連携	のビジョンなど	新しい教育活動展開への刺激、学校施設	限尊重する仕組み	教職員の配置を最大限尊重する仕組み	校長が適切と考える	員会による統合加配	新たな負担が発生するので、国や教育委員会による統合加配	その他	無回答
合計	333 100.0	199 59.8	5 1.5	201 60.4	90 27.0	87 26.1	99 29.7	144 43.2	118 35.4	10 3.0	5 1.5								

XV. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策

	件数	学校統合はやむを得ない	無理な統合は避けることが望ましい	小学校はぎりぎりまで残すのが望ましい	抜本的な対策を講ずるべきである	その他	無回答
合計	333 100.0	126 37.8	81 24.3	51 15.3	61 18.3	8 2.4	6 1.8

3 クロス集計結果

<クロス集計の縦軸と横軸の一覧表>

No.	表側（縦軸）	表頭（横軸）
1	I. 都道府県	II. 種類
2	I. 都道府県	III. 児童（生徒）数
3	I. 都道府県	IV. 教職員数
4	I. 都道府県	V. 統合年次
5	I. 都道府県	VI. 統合校数
6	I. 都道府県	VII. 統合校を配置する方式
7	I. 都道府県	VIII. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として児童生徒対象に行なった取り組み
8	I. 都道府県	IX. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として保護者や地域住民の間で進めた取り組み
9	I. 都道府県	X. 統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点
10	I. 都道府県	X I. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」
11	I. 都道府県	X II. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」
12	I. 都道府県	X III. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫
13	I. 都道府県	X IV. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点
14	I. 都道府県	X V. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策
15	II. 種類	III. 児童（生徒）数
16	II. 種類	IV. 教職員数
17	II. 種類	V. 統合年次
18	II. 種類	VI. 統合校数
19	II. 種類	VII. 統合校を配置する方式

20	Ⅱ. 種類	Ⅷ. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として児童生徒対象に行なった取り組み
21	Ⅱ. 種類	Ⅸ. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として保護者や地域住民の間で進めた取り組み
22	Ⅱ. 種類	X. 統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点
23	Ⅱ. 種類	XⅠ. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」
24	Ⅱ. 種類	XⅡ. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」
25	Ⅱ. 種類	XⅢ. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫
26	Ⅱ. 種類	XⅣ. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点
27	Ⅱ. 種類	XⅤ. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策
28	Ⅲ. 児童（生徒）数	Ⅳ. 教職員数
29	Ⅲ. 児童（生徒）数	Ⅴ. 統合年次
30	Ⅲ. 児童（生徒）数	Ⅵ. 統合校数
31	Ⅲ. 児童（生徒）数	Ⅶ. 統合校を配置する方式
32	Ⅲ. 児童（生徒）数	Ⅷ. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として児童生徒対象に行なった取り組み
33	Ⅲ. 児童（生徒）数	Ⅸ. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として保護者や地域住民の間で進めた取り組み
34	Ⅲ. 児童（生徒）数	X. 統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点
35	Ⅲ. 児童（生徒）数	XⅠ. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」
36	Ⅲ. 児童（生徒）数	XⅡ. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」

37	Ⅲ. 児童（生徒）数	XⅢ. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫
38	Ⅲ. 児童（生徒）数	XⅣ. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点
39	Ⅲ. 児童（生徒）数	XⅤ. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策
40	Ⅵ. 統合校数	Ⅶ. 統合校を配置する方式
41	Ⅵ. 統合校数	Ⅷ. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として児童生徒対象に行なった取り組み
42	Ⅵ. 統合校数	Ⅸ. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として保護者や地域住民の間で進めた取り組み
43	Ⅵ. 統合校数	X. 統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点
44	Ⅵ. 統合校数	XⅠ. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」
45	Ⅵ. 統合校数	XⅡ. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」
46	Ⅵ. 統合校数	XⅢ. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫
47	Ⅵ. 統合校数	XⅣ. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点
48	Ⅵ. 統合校数	XⅤ. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策
49	X. 統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点	XⅣ. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点
50	X. 統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点	XⅤ. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策
51	XⅠ. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」	XⅣ. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点
52	XⅠ. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」	XⅤ. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策

53	XⅡ. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」	XⅣ. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点
54	XⅡ. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」	XⅤ. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策
55	XⅢ. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫	XⅣ. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点
56	XⅢ. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫	XⅤ. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策

<集計結果>

① 横軸：都道府県

Ⅱ. 学校の種類

I. 都道府県	件数	小学校	中学校	小中一貫校	小中併設校	その他	無回答
合計	333 100.0	243 73.0	78 23.4	3 0.9	8 2.4	1 0.3	-
北海道	54 100.0	36 66.7	15 27.8	-	3 5.6	-	-
青森県	11 100.0	8 72.7	3 27.3	-	-	-	-
岩手県	17 100.0	12 70.6	3 17.6	-	2 11.8	-	-
宮城県	9 100.0	6 66.7	3 33.3	-	-	-	-
秋田県	15 100.0	13 86.7	1 6.7	-	1 6.7	-	-
山形県	4 100.0	4 100.0	-	-	-	-	-
福島県	11 100.0	9 81.8	2 18.2	-	-	-	-
茨城県	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	-	-	-
栃木県	7 100.0	5 71.4	2 28.6	-	-	-	-

群馬県	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-
埼玉県	3 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-
千葉県	6 100.0	6 100.0	-	-	-	-	-
東京都	16 100.0	7 43.8	8 50.0	1 6.3	-	-	-
神奈川県	14 100.0	11 78.6	3 21.4	-	-	-	-
新潟県	9 100.0	7 77.8	2 22.2	-	-	-	-
富山県	4 100.0	4 100.0	-	-	-	-	-
石川県	8 100.0	5 62.5	2 25.0	-	1 12.5	-	-
福井県	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-
山梨県	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-	-	-	-
長野県	6 100.0	6 100.0	-	-	-	-	-
岐阜県	6 100.0	4 66.7	2 33.3	-	-	-	-
静岡県	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	-	-	-
愛知県	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-	-

I. 都道府県	件数	小学校	中学校	小中一貫校	小中併設校	その他	無回答
三重県	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	-	-	-
大阪府	6 100.0	6 100.0	-	-	-	-	-
兵庫県	8 100.0	6 75.0	2 25.0	-	-	-	-
奈良県	5 100.0	5 100.0	-	-	-	-	-
和歌山県	10 100.0	7 70.0	3 30.0	-	-	-	-
鳥取県	3 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-
島根県	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	-	-	-
岡山県	7 100.0	4 57.1	3 42.9	-	-	-	-
広島県	14 100.0	12 85.7	2 14.3	-	-	-	-

山口県	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-	-	-	-
愛媛県	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-	-	-
高知県	7 100.0	3 42.9	3 42.9	-	-	1 14.3	-
福岡県	4 100.0	3 75.0	-	1 25.0	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	1 25.0	-	-
熊本県	11 100.0	9 81.8	2 18.2	-	-	-	-
大分県	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	-	-	-
宮崎県	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-
鹿児島県	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-	-	-	-
沖縄県	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-

Ⅲ. 都道府県ごとの児童（生徒）数

I. 都道府県	件数	100人未満	100人以上、200人未満	200人以上、300人未満	300人以上、400人未満	400人以上、500人未満	500人以上、600人未満	600人以上	無回答
合計	333 100.0	85 25.5	103 30.9	53 15.9	39 11.7	19 5.7	17 5.1	16 4.8	1 0.3
北海道	54 100.0	19 35.2	21 38.9	10 18.5	2 3.7	1 1.9	-	1 1.9	-
青森県	11 100.0	2 18.2	6 54.5	1 9.1	1 9.1	1 9.1	-	-	-
岩手県	17 100.0	7 41.2	6 35.3	3 17.6	1 5.9	-	-	-	-
宮城県	9 100.0	1 11.1	5 55.6	-	1 11.1	1 11.1	1 11.1	-	-
秋田県	15 100.0	2 13.3	7 46.7	1 6.7	2 13.3	2 13.3	1 6.7	-	-
山形県	4 100.0	1 25.0	2 50.0	-	-	-	-	1 25.0	-
福島県	11 100.0	2 18.2	4 36.4	1 9.1	1 9.1	-	1 9.1	2 18.2	-
茨城県	6 100.0	-	4 66.7	-	1 16.7	-	-	1 16.7	-
栃木県	7 100.0	-	3 42.9	-	4 57.1	-	-	-	-
群馬県	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-

埼玉県	3 100.0	1 33.3	-	-	-	-	1 33.3	1 33.3	-
千葉県	6 100.0	1 16.7	1 16.7	3 50.0	1 16.7	-	-	-	-
東京都	16 100.0	2 12.5	3 18.8	2 12.5	3 18.8	3 18.8	2 12.5	1 6.3	-
神奈川県	14 100.0	1 7.1	2 14.3	2 14.3	4 28.6	1 7.1	3 21.4	1 7.1	-
新潟県	9 100.0	2 22.2	-	4 44.4	2 22.2	1 11.1	-	-	-
富山県	4 100.0	-	-	-	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-
石川県	8 100.0	4 50.0	1 12.5	1 12.5	2 25.0	-	-	-	-
福井県	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-
山梨県	4 100.0	-	2 50.0	1 25.0	-	1 25.0	-	-	-
長野県	6 100.0	-	4 66.7	1 16.7	-	1 16.7	-	-	-
岐阜県	6 100.0	1 16.7	3 50.0	1 16.7	1 16.7	-	-	-	-
静岡県	6 100.0	1 16.7	2 33.3	1 16.7	2 33.3	-	-	-	-
愛知県	3 100.0	2 66.7	-	-	-	-	-	1 33.3	-

I. 都道府県	件数	100人未満	100人以上、200人未満	200人以上、300人未満	300人以上、400人未満	400人以上、500人未満	500人以上、600人未満	600人以上	無回答
三重県	4 100.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	-	1 25.0	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	1 25.0	1 25.0	-	-	-	1 25.0	1 25.0	-
大阪府	6 100.0	-	2 33.3	-	1 16.7	1 16.7	-	2 33.3	-
兵庫県	8 100.0	-	1 12.5	4 50.0	-	2 25.0	-	1 12.5	-
奈良県	5 100.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	2 40.0	-	-	-	-
和歌山県	10 100.0	7 70.0	2 20.0	-	1 10.0	-	-	-	-
鳥取県	3 100.0	-	-	-	2 66.7	-	1 33.3	-	-
島根県	6 100.0	2 33.3	2 33.3	2 33.3	-	-	-	-	-
岡山県	7 100.0	4 57.1	2 28.6	1 14.3	-	-	-	-	-
広島県	14 100.0	4 28.6	4 28.6	2 14.3	3 21.4	-	-	1 7.1	-

山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	-	1 25.0	-	-	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	-
愛媛県	3 100.0	-	-	3 100.0	-	-	-	-	-	-
高知県	7 100.0	5 71.4	1 14.3	1 14.3	-	-	-	-	-	-
福岡県	4 100.0	-	2 50.0	1 25.0	-	1 25.0	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	4 100.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	-	1 25.0	-	-	-
熊本県	11 100.0	5 45.5	2 18.2	1 9.1	-	1 9.1	2 18.2	-	-	-
大分県	6 100.0	3 50.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	-	-	-	-	-
宮崎県	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	4 100.0	2 50.0	-	1 25.0	-	-	-	-	-	1 25.0
沖縄県	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-

IV. 都道府県ごとの教職員数

I. 都道府県	件数	10人未満	20人未満	30人未満	40人未満	40人以上	無回答
合計	333 100.0	17 5.1	199 59.8	80 24.0	26 7.8	11 3.3	-
北海道	54 100.0	2 3.7	42 77.8	9 16.7	1 1.9	-	-
青森県	11 100.0	1 9.1	6 54.5	4 36.4	-	-	-
岩手県	17 100.0	4 23.5	10 58.8	3 17.6	-	-	-
宮城県	9 100.0	-	6 66.7	2 22.2	1 11.1	-	-
秋田県	15 100.0	1 6.7	8 53.3	5 33.3	1 6.7	-	-
山形県	4 100.0	1 25.0	2 50.0	-	-	1 25.0	-
福島県	11 100.0	-	7 63.6	2 18.2	2 18.2	-	-
茨城県	6 100.0	-	4 66.7	1 16.7	1 16.7	-	-
栃木県	7 100.0	-	4 57.1	2 28.6	1 14.3	-	-
群馬県	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-

埼玉県	3 100.0	-	1 33.3	1 33.3	-	1 33.3	-
千葉県	6 100.0	-	3 50.0	3 50.0	-	-	-
東京都	16 100.0	1 6.3	5 31.3	7 43.8	-	3 18.8	-
神奈川県	14 100.0	-	4 28.6	7 50.0	3 21.4	-	-
新潟県	9 100.0	1 11.1	3 33.3	4 44.4	-	1 11.1	-
富山県	4 100.0	-	-	2 50.0	1 25.0	1 25.0	-
石川県	8 100.0	2 25.0	3 37.5	2 25.0	1 12.5	-	-
福井県	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-
山梨県	4 100.0	-	2 50.0	-	2 50.0	-	-
長野県	6 100.0	-	5 83.3	-	1 16.7	-	-
岐阜県	6 100.0	1 16.7	4 66.7	1 16.7	-	-	-
静岡県	6 100.0	-	4 66.7	2 33.3	-	-	-
愛知県	3 100.0	-	2 66.7	-	-	1 33.3	-

I. 都道府県	件数	10人未満	20人未満	30人未満	40人未満	40人以上	無回答
三重県	4 100.0	-	2 50.0	1 25.0	1 25.0	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	-	2 50.0	1 25.0	-	1 25.0	-
大阪府	6 100.0	-	2 33.3	2 33.3	2 33.3	-	-
兵庫県	8 100.0	-	4 50.0	2 25.0	2 25.0	-	-
奈良県	5 100.0	-	3 60.0	1 20.0	1 20.0	-	-
和歌山県	10 100.0	1 10.0	8 80.0	1 10.0	-	-	-
鳥取県	3 100.0	-	-	1 33.3	2 66.7	-	-
島根県	6 100.0	-	5 83.3	1 16.7	-	-	-
岡山県	7 100.0	1 14.3	6 85.7	-	-	-	-
広島県	14 100.0	-	10 71.4	4 28.6	-	-	-

山口県	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	-	1 25.0	-	1 25.0	2 50.0	-
愛媛県	3 100.0	-	2 66.7	1 33.3	-	-	-
高知県	7 100.0	-	6 85.7	1 14.3	-	-	-
福岡県	4 100.0	-	2 50.0	2 50.0	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	4 100.0	-	2 50.0	2 50.0	-	-	-
熊本県	11 100.0	-	8 72.7	1 9.1	2 18.2	-	-
大分県	6 100.0	-	5 83.3	1 16.7	-	-	-
宮崎県	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-
鹿児島県	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	-	-	-
沖縄県	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-

V. 都道府県ごとの学校統合の年次

I. 都道府県	件数	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度以前	無回答
合計	333 100.0	131 39.3	101 30.3	83 24.9	16 4.8	2 0.6
北海道	54 100.0	20 37.0	19 35.2	11 20.4	4 7.4	-
青森県	11 100.0	6 54.5	1 9.1	3 27.3	-	1 9.1
岩手県	17 100.0	9 52.9	4 23.5	4 23.5	-	-
宮城県	9 100.0	6 66.7	1 11.1	2 22.2	-	-
秋田県	15 100.0	10 66.7	4 26.7	1 6.7	-	-
山形県	4 100.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-
福島県	11 100.0	5 45.5	5 45.5	-	1 9.1	-
茨城県	6 100.0	4 66.7	2 33.3	-	-	-
栃木県	7 100.0	3 42.9	3 42.9	1 14.3	-	-
群馬県	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-

埼玉県	3 100.0	-	2 66.7	1 33.3	-	-
千葉県	6 100.0	1 16.7	1 16.7	4 66.7	-	-
東京都	16 100.0	9 56.3	3 18.8	3 18.8	-	1 6.3
神奈川県	14 100.0	4 28.6	4 28.6	6 42.9	-	-
新潟県	9 100.0	3 33.3	4 44.4	1 11.1	1 11.1	-
富山県	4 100.0	2 50.0	-	2 50.0	-	-
石川県	8 100.0	3 37.5	2 25.0	3 37.5	-	-
福井県	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
山梨県	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	-	-
長野県	6 100.0	1 16.7	3 50.0	2 33.3	-	-
岐阜県	6 100.0	2 33.3	3 50.0	1 16.7	-	-
静岡県	6 100.0	1 16.7	3 50.0	2 33.3	-	-
愛知県	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-	-

I. 都道府県	件数	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度以前	無回答
三重県	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-	-	-
大阪府	6 100.0	1 16.7	3 50.0	2 33.3	-	-
兵庫県	8 100.0	1 12.5	1 12.5	6 75.0	-	-
奈良県	5 100.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0	-	-
和歌山県	10 100.0	5 50.0	2 20.0	2 20.0	1 10.0	-
鳥取県	3 100.0	-	1 33.3	2 66.7	-	-
島根県	6 100.0	2 33.3	3 50.0	1 16.7	-	-
岡山県	7 100.0	2 28.6	-	2 28.6	3 42.9	-
広島県	14 100.0	9 64.3	1 7.1	4 28.6	-	-

山口県	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	-	-	4 100.0	-	-
愛媛県	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-	-
高知県	7 100.0	-	3 42.9	2 28.6	2 28.6	-
福岡県	4 100.0	1 25.0	2 50.0	-	1 25.0	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-
長崎県	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	1 25.0	-
熊本県	11 100.0	3 27.3	5 45.5	3 27.3	-	-
大分県	6 100.0	2 33.3	3 50.0	1 16.7	-	-
宮崎県	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
鹿児島県	4 100.0	2 50.0	-	1 25.0	1 25.0	-
沖縄県	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-

VI. 都道府県ごとの学校統合の対象校数

I. 都道府県	件数	2校	3校	4校	5校	6 ～ 10校	11 校 以上	無 回 答
合 計	333 100.0	178 53.5	99 29.7	30 9.0	16 4.8	9 2.7	-	1 0.3
北海道	54 100.0	27 50.0	19 35.2	4 7.4	3 5.6	1 1.9	-	-
青森県	11 100.0	5 45.5	3 27.3	1 9.1	1 9.1	1 9.1	-	-
岩手県	17 100.0	11 64.7	3 17.6	2 11.8	1 5.9	-	-	-
宮城県	9 100.0	5 55.6	3 33.3	1 11.1	-	-	-	-
秋田県	15 100.0	9 60.0	4 26.7	1 6.7	-	1 6.7	-	-
山形県	4 100.0	1 25.0	-	1 25.0	1 25.0	-	-	1 25.0
福島県	11 100.0	4 36.4	5 45.5	1 9.1	1 9.1	-	-	-
茨城県	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	-	-	-	-
栃木県	7 100.0	6 85.7	1 14.3	-	-	-	-	-
群馬県	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-

埼玉県	3 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-	-
千葉県	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	-	-	-	-
東京都	16 100.0	12 75.0	3 18.8	-	-	1 6.3	-	-
神奈川県	14 100.0	8 57.1	5 35.7	1 7.1	-	-	-	-
新潟県	9 100.0	5 55.6	4 44.4	-	-	-	-	-
富山県	4 100.0	-	2 50.0	1 25.0	-	1 25.0	-	-
石川県	8 100.0	5 62.5	1 12.5	-	-	2 25.0	-	-
福井県	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-
山梨県	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-	-	-	-	-
長野県	6 100.0	2 33.3	3 50.0	1 16.7	-	-	-	-
岐阜県	6 100.0	2 33.3	3 50.0	1 16.7	-	-	-	-
静岡県	6 100.0	4 66.7	1 16.7	-	1 16.7	-	-	-
愛知県	3 100.0	-	1 33.3	-	2 66.7	-	-	-

I. 都道府県	件数	2校	3校	4校	5校	6 ～ 10校	11校以上	無回答
三重県	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	-	2 50.0	-	1 25.0	1 25.0	-	-
大阪府	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	-	-	-	-
兵庫県	8 100.0	7 87.5	-	1 12.5	-	-	-	-
奈良県	5 100.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	-	-	-	-
和歌山県	10 100.0	6 60.0	3 30.0	1 10.0	-	-	-	-
鳥取県	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	1 33.3	-	-	-
島根県	6 100.0	2 33.3	2 33.3	1 16.7	1 16.7	-	-	-
岡山県	7 100.0	3 42.9	4 57.1	-	-	-	-	-
広島県	14 100.0	6 42.9	3 21.4	3 21.4	2 14.3	-	-	-

山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	-	-	-	-	-
愛媛県	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-	-	-	-
高知県	7 100.0	4 57.1	1 14.3	1 14.3	1 14.3	-	-	-	-
福岡県	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	-	1 25.0	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-	-	-	-	-	-
熊本県	11 100.0	7 63.6	2 18.2	2 18.2	-	-	-	-	-
大分県	6 100.0	3 50.0	1 16.7	2 33.3	-	-	-	-	-
宮崎県	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-
鹿児島県	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	-	-	-	-	-
沖縄県	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-

Ⅶ. 都道府県ごとの統合校の配置の方式

I. 都道府県	件数	統合対象とは別の場所に用地を買収	統合対象とは別の場所に学校用地ではない公共用 地を活用	統合対象とは別の場所 に して活用	統合対象を拡張など施さ ずにそのまま統合拠点と して活用	隣接地を買収などして校 地を拡張し統合対象の一 つを利用	小学校と中学校の統合を 進め、配置場所は異校種 の学校	統合対象とは別の場所に高 校や大学の跡地等を活用	その他	無 回 答
合 計	333 100.0	17 5.1	5 1.5	266 79.9	14 4.2	10 3.0	2 0.6	17 5.1	4 1.2	
北海道	54 100.0	1 1.9	1 1.9	45 83.3	1 1.9	1 1.9	-	4 7.4	2 3.7	
青森県	11 100.0	1 9.1	-	8 72.7	-	1 9.1	-	1 9.1	-	
岩手県	17 100.0	1 5.9	2 11.8	12 70.6	1 5.9	1 5.9	-	-	-	
宮城県	9 100.0	-	-	7 77.8	1 11.1	1 11.1	-	-	-	
秋田県	15 100.0	-	-	12 80.0	2 13.3	1 6.7	-	-	-	
山形県	4 100.0	-	-	3 75.0	-	-	-	-	1 25.0	
福島県	11 100.0	1 9.1	-	8 72.7	1 9.1	-	1 9.1	-	-	
茨城県	6 100.0	-	-	6 100.0	-	-	-	-	-	
栃木県	7 100.0	-	-	6 85.7	-	1 14.3	-	-	-	
群馬県	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	

埼玉県	3 100.0	-	-	2 66.7	-	-	-	1 33.3	-
千葉県	6 100.0	-	-	5 83.3	-	-	-	1 16.7	-
東京都	16 100.0	-	1 6.3	12 75.0	-	-	-	3 18.8	-
神奈川県	14 100.0	-	-	13 92.9	-	-	-	1 7.1	-
新潟県	9 100.0	-	-	7 77.8	1 11.1	-	-	1 11.1	-
富山県	4 100.0	-	-	2 50.0	1 25.0	1 25.0	-	-	-
石川県	8 100.0	-	-	7 87.5	1 12.5	-	-	-	-
福井県	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-
山梨県	4 100.0	-	-	4 100.0	-	-	-	-	-
長野県	6 100.0	1 16.7	-	3 50.0	1 16.7	-	-	1 16.7	-
岐阜県	6 100.0	1 16.7	-	5 83.3	-	-	-	-	-
静岡県	6 100.0	-	-	6 100.0	-	-	-	-	-
愛知県	3 100.0	1 33.3	-	1 33.3	1 33.3	-	-	-	-

I. 都道府県	件数	統合対象とは別の場所に用地を買収	統合対象とは別の場所に学校用地ではない公共用 地を活用	統合対象を拡張など施さ ずにそのまま統合拠点と して活用	隣接地を買収などとして校 地を拡張し統合対象の一 つを利用	小学校と中学校の統合を 進め、配置場所は異校種 の学校	統合対象とは別の場所に高 校や大学の跡地等を活用	その他	無 回 答
三重県	4 100.0	-	-	4 100.0	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	-	-	2 50.0	1 25.0	-	-	1 25.0	-
大阪府	6 100.0	1 16.7	-	5 83.3	-	-	-	-	-
兵庫県	8 100.0	-	-	5 62.5	2 25.0	-	-	-	1 12.5
奈良県	5 100.0	2 40.0	-	3 60.0	-	-	-	-	-
和歌山県	10 100.0	-	-	10 100.0	-	-	-	-	-
鳥取県	3 100.0	1 33.3	-	2 66.7	-	-	-	1 33.3	-
島根県	6 100.0	2 33.3	-	3 50.0	-	-	1 16.7	-	-
岡山県	7 100.0	-	-	7 100.0	-	-	-	-	-
広島県	14 100.0	1 7.1	-	13 92.9	-	-	-	-	-

山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	-	-	4 100.0	-	-	-	-	-
愛媛県	3 100.0	1 33.3	-	2 66.7	-	-	-	-	-
高知県	7 100.0	-	-	6 85.7	-	-	-	1 14.3	-
福岡県	4 100.0	-	-	4 100.0	-	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	4 100.0	1 25.0	-	1 25.0	-	1 25.0	-	1 25.0	-
熊本県	11 100.0	-	-	9 81.8	-	2 18.2	-	-	-
大分県	6 100.0	1 16.7	1 16.7	4 66.7	-	-	-	-	-
宮崎県	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-
鹿児島県	4 100.0	-	-	4 100.0	-	-	-	-	-
沖縄県	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-

Ⅷ. 都道府県ごとの学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として児童生徒対象に行なった
取り組み

I. 都道府県	件数	定期的 に児童間 の交流が 図れるよう 工夫した	定期的 ではないが 児童同士 の交流が 促進される よう配慮 した	特段の 措置は講 じなかつた	その他	無 回 答
合 計	333 100.0	175 52.6	112 33.6	32 9.6	16 4.8	2 0.6
北海道	54 100.0	29 53.7	12 22.2	12 22.2	1 1.9	-
青森県	11 100.0	8 72.7	3 27.3	-	-	-
岩手県	17 100.0	6 35.3	6 35.3	2 11.8	2 11.8	1 5.9
宮城県	9 100.0	4 44.4	4 44.4	-	1 11.1	-
秋田県	15 100.0	7 46.7	6 40.0	1 6.7	2 13.3	-
山形県	4 100.0	3 75.0	-	-	-	1 25.0
福島県	11 100.0	6 54.5	5 45.5	-	-	-
茨城県	6 100.0	4 66.7	2 33.3	-	-	-
栃木県	7 100.0	6 85.7	1 14.3	-	-	-
群馬県	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-

埼玉県	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-	-
千葉県	6 100.0	4 66.7	2 33.3	-	-	-
東京都	16 100.0	5 31.3	9 56.3	2 12.5	-	-
神奈川県	14 100.0	7 50.0	6 42.9	1 7.1	-	-
新潟県	9 100.0	5 55.6	3 33.3	-	1 11.1	-
富山県	4 100.0	2 50.0	2 50.0	-	-	-
石川県	8 100.0	1 12.5	5 62.5	2 25.0	-	-
福井県	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
山梨県	4 100.0	-	4 100.0	-	-	-
長野県	6 100.0	2 33.3	2 33.3	1 16.7	1 16.7	-
岐阜県	6 100.0	4 66.7	1 16.7	-	1 16.7	-
静岡県	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	-	-
愛知県	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	1 33.3	-

I. 都道府県	件数	定期的に児童間の交流が図れるよう工夫した	定期的ではないが児童同士の交流が促進されるよう配慮した	特段の措置は講じなかった	その他	無回答
三重県	4 100.0	3 75.0	-	1 25.0	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-	-	-
大阪府	6 100.0	4 66.7	2 33.3	-	-	-
兵庫県	8 100.0	5 62.5	2 25.0	-	1 12.5	-
奈良県	5 100.0	4 80.0	1 20.0	-	-	-
和歌山県	10 100.0	4 40.0	4 40.0	-	2 20.0	-
鳥取県	3 100.0	1 33.3	-	1 33.3	1 33.3	-
島根県	6 100.0	3 50.0	2 33.3	1 16.7	-	-
岡山県	7 100.0	5 71.4	1 14.3	1 14.3	-	-
広島県	14 100.0	7 50.0	6 42.9	-	1 7.1	-

山口県	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	-	3 75.0	1 25.0	-	-
愛媛県	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-
高知県	7 100.0	5 71.4	2 28.6	1 14.3	-	-
福岡県	4 100.0	4 100.0	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-
長崎県	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-	1 25.0	-
熊本県	11 100.0	8 72.7	2 18.2	1 9.1	-	-
大分県	6 100.0	3 50.0	2 33.3	1 16.7	-	-
宮崎県	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
鹿児島県	4 100.0	3 75.0	2 50.0	-	-	-
沖縄県	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-

IX. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として保護者や地域住民の間で進めた取り組み

I. 都道府県	件数	統合対象校の保護者間の融和のため、PTA同士の交流	運動会や学芸会、遠足などの共同実施	地域組織が中心になり地域運動会等に際し合同チームを結成	統合対象校の同窓会組織間の交流等	同窓会の歴史が保存されるようメモリアル・ルーム等を設置	その他	無回答
合計	333 100.0	219 65.8	57 17.1	10 3.0	13 3.9	58 17.4	64 19.2	27 8.1
北海道	54 100.0	33 61.1	4 7.4	-	2 3.7	5 9.3	9 16.7	7 13.0
青森県	11 100.0	7 63.6	1 9.1	-	1 9.1	1 9.1	2 18.2	1 9.1
岩手県	17 100.0	12 70.6	4 23.5	-	-	2 11.8	1 5.9	2 11.8
宮城県	9 100.0	4 44.4	-	-	1 11.1	2 22.2	4 44.4	-
秋田県	15 100.0	9 60.0	1 6.7	1 6.7	4 26.7	1 6.7	4 26.7	1 6.7
山形県	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	-	-	-	1 25.0
福島県	11 100.0	9 81.8	1 9.1	-	-	4 36.4	2 18.2	-
茨城県	6 100.0	6 100.0	-	-	-	1 16.7	-	-
栃木県	7 100.0	6 85.7	1 14.3	-	-	-	1 14.3	-
群馬県	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-

埼玉県	3 100.0	1 33.3	-	-	-	-	-	2 66.7
千葉県	6 100.0	6 100.0	3 50.0	-	-	2 33.3	1 16.7	-
東京都	16 100.0	13 81.3	3 18.8	1 6.3	3 18.8	10 62.5	4 25.0	-
神奈川県	14 100.0	8 57.1	5 35.7	-	-	6 42.9	5 35.7	-
新潟県	9 100.0	5 55.6	2 22.2	-	-	-	3 33.3	1 11.1
富山県	4 100.0	3 75.0	-	1 25.0	-	1 25.0	1 25.0	-
石川県	8 100.0	5 62.5	1 12.5	-	-	2 25.0	-	2 25.0
福井県	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-
山梨県	4 100.0	2 50.0	-	-	-	1 25.0	2 50.0	-
長野県	6 100.0	2 33.3	1 16.7	-	-	1 16.7	1 16.7	1 16.7
岐阜県	6 100.0	5 83.3	2 33.3	1 16.7	-	2 33.3	1 16.7	-
静岡県	6 100.0	2 33.3	4 66.7	1 16.7	-	3 50.0	-	-
愛知県	3 100.0	-	1 33.3	-	-	1 33.3	-	1 33.3

I. 都道府県	件数	統合対象校の保護者間の融和のため、PTA同士の交流	運動会や学芸会、遠足などの共同実施	地域組織が中心になり地域運動会等の際し合同チームを結成	統合対象校の同窓会組織間の交流等	同窓会の歴史が保存されるようメモリアル・ルーム等を設置	その他	無回答
三重県	4 100.0	3 75.0	-	-	-	-	2 50.0	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	3 75.0	3 75.0	1 25.0	-	-	2 50.0	-
大阪府	6 100.0	5 83.3	1 16.7	-	-	1 16.7	-	-
兵庫県	8 100.0	4 50.0	1 12.5	-	-	1 12.5	2 25.0	1 12.5
奈良県	5 100.0	4 80.0	-	-	-	-	1 20.0	-
和歌山県	10 100.0	7 70.0	3 30.0	-	-	1 10.0	3 30.0	-
鳥取県	3 100.0	3 100.0	-	-	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-
島根県	6 100.0	4 66.7	-	-	-	-	1 16.7	1 16.7
岡山県	7 100.0	6 85.7	1 14.3	-	-	1 14.3	-	-
広島県	14 100.0	11 78.6	2 14.3	-	-	3 21.4	4 28.6	-

山口県	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	1 25.0	1 25.0	-	-	-	1 25.0	1 25.0
愛媛県	3 100.0	2 66.7	-	-	-	-	-	1 33.3
高知県	7 100.0	3 42.9	2 28.6	1 14.3	1 14.3	1 14.3	3 42.9	1 14.3
福岡県	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0	-	1 25.0
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	4 100.0	3 75.0	2 50.0	-	-	-	-	-
熊本県	11 100.0	10 90.9	3 27.3	2 18.2	-	1 9.1	-	-
大分県	6 100.0	4 66.7	1 16.7	-	-	1 16.7	-	1 16.7
宮崎県	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	4 100.0	-	-	-	-	1 25.0	2 50.0	1 25.0
沖縄県	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-

X. 統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点

I. 都道府県	件数	教職員間の融和	児童生徒間の融和	保護者間の融和	地域住民間の融和	その他	無回答
合計	333 100.0	16 4.8	95 28.5	115 34.5	73 21.9	26 7.8	8 2.4
北海道	54 100.0	-	20 37.0	19 35.2	10 18.5	5 9.3	-
青森県	11 100.0	-	-	3 27.3	6 54.5	1 9.1	1 9.1
岩手県	17 100.0	2 11.8	3 17.6	6 35.3	3 17.6	2 11.8	1 5.9
宮城県	9 100.0	1 11.1	2 22.2	4 44.4	2 22.2	-	-
秋田県	15 100.0	-	6 40.0	6 40.0	2 13.3	1 6.7	-
山形県	4 100.0	-	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0
福島県	11 100.0	-	2 18.2	7 63.6	2 18.2	-	-
茨城県	6 100.0	-	-	4 66.7	1 16.7	1 16.7	-
栃木県	7 100.0	-	5 71.4	2 28.6	-	-	-

群馬県	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-
埼玉県	3 100.0	-	1 33.3	-	1 33.3	-	1 33.3
千葉県	6 100.0	1 16.7	1 16.7	3 50.0	1 16.7	-	-
東京都	16 100.0	1 6.3	4 25.0	4 25.0	4 25.0	3 18.8	-
神奈川県	14 100.0	1 7.1	3 21.4	4 28.6	4 28.6	2 14.3	-
新潟県	9 100.0	1 11.1	5 55.6	2 22.2	1 11.1	-	-
富山県	4 100.0	-	-	2 50.0	2 50.0	-	-
石川県	8 100.0	-	2 25.0	4 50.0	1 12.5	-	1 12.5
福井県	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-
山梨県	4 100.0	-	2 50.0	1 25.0	1 25.0	-	-
長野県	6 100.0	-	1 16.7	5 83.3	-	-	-
岐阜県	6 100.0	-	1 16.7	1 16.7	3 50.0	1 16.7	-
静岡県	6 100.0	-	3 50.0	1 16.7	1 16.7	-	1 16.7
愛知県	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	1 33.3	-	-

I. 都道府県	件数	教職員間の融和	児童生徒間の融和	保護者間の融和	地域住民間の融和	その他	無回答
三重県	4 100.0	-	2 50.0	1 25.0	1 25.0	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	1 25.0	-	2 50.0	1 25.0	-	-
大阪府	6 100.0	-	1 16.7	3 50.0	2 33.3	-	-
兵庫県	8 100.0	1 12.5	3 37.5	-	3 37.5	-	1 12.5
奈良県	5 100.0	1 20.0	1 20.0	2 40.0	-	1 20.0	-
和歌山県	10 100.0	1 10.0	4 40.0	2 20.0	3 30.0	-	-
鳥取県	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	-	1 33.3	-
島根県	6 100.0	-	-	2 33.3	2 33.3	2 33.3	-
岡山県	7 100.0	-	2 28.6	4 57.1	-	1 14.3	-

広島県	14 100.0	-	3 21.4	5 35.7	5 35.7	1 7.1	-
山口県	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	-	3 75.0	1 25.0	-	-	-
愛媛県	3 100.0	-	2 66.7	-	1 33.3	-	-
高知県	7 100.0	-	1 14.3	-	3 42.9	3 42.9	-
福岡県	4 100.0	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0	-	1 25.0
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	-	-	-
熊本県	11 100.0	-	2 18.2	6 54.5	3 27.3	-	-
大分県	6 100.0	1 16.7	3 50.0	2 33.3	-	-	-
宮崎県	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-
鹿児島県	4 100.0	-	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-
沖縄県	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-

XI. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」

I. 都道府県	件数	学級の児童生徒数が増え、授業にいろいろな意 見が出てくる	児童数が増え、学級の中 に複数の児童生徒集団を 組織できる	学校全体の児童生徒数が増え、 クラス替えができる	児童生徒集団を必要とする分野の活動が進めやす くなった	クラブ活動や部活動の種 目を増やせるようになった	保護者数が増えた為、P TA役員などの選出面が 改善された	区域拡大した為、多くの 地域組織から支援が得やす くなった	児童生徒の見方、考え方の 幅を広げることができる	その他	無 回 答
合 計	333 100.0	205 61.6	137 41.1	64 19.2	134 40.2	44 13.2	51 15.3	90 27.0	153 45.9	23 6.9	7 2.1
北海道	54 100.0	25 46.3	23 42.6	4 7.4	15 27.8	4 7.4	11 20.4	13 24.1	21 38.9	8 14.8	3 5.6
青森県	11 100.0	8 72.7	4 36.4	1 9.1	2 18.2	1 9.1	5 45.5	3 27.3	8 72.7	-	-
岩手県	17 100.0	9 52.9	7 41.2	1 5.9	9 52.9	2 11.8	-	4 23.5	9 52.9	1 5.9	1 5.9
宮城県	9 100.0	6 66.7	4 44.4	3 33.3	5 55.6	1 11.1	-	1 11.1	5 55.6	2 22.2	-
秋田県	15 100.0	9 60.0	6 40.0	5 33.3	3 20.0	-	4 26.7	5 33.3	9 60.0	-	-
山形県	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	3 75.0	-	-	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0
福島県	11 100.0	7 63.6	5 45.5	3 27.3	5 45.5	5 45.5	2 18.2	2 18.2	4 36.4	-	-
茨城県	6 100.0	2 33.3	4 66.7	1 16.7	3 50.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	3 50.0	-	-
栃木県	7 100.0	4 57.1	4 57.1	-	5 71.4	1 14.3	3 42.9	3 42.9	1 14.3	-	-
群馬県	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-

埼玉県	3 100.0	2 66.7	2 66.7	3 100.0	1 33.3	-	-	-	-	-	-
千葉県	6 100.0	6 100.0	3 50.0	2 33.3	3 50.0	1 16.7	-	-	2 33.3	1 16.7	-
東京都	16 100.0	4 25.0	4 25.0	5 31.3	8 50.0	5 31.3	1 6.3	2 12.5	9 56.3	3 18.8	-
神奈川県	14 100.0	9 64.3	4 28.6	7 50.0	8 57.1	1 7.1	2 14.3	4 28.6	5 35.7	-	-
新潟県	9 100.0	6 66.7	2 22.2	-	2 22.2	-	2 22.2	7 77.8	4 44.4	-	1 11.1
富山県	4 100.0	4 100.0	2 50.0	3 75.0	-	-	-	1 25.0	2 50.0	-	-
石川県	8 100.0	6 75.0	2 25.0	-	4 50.0	3 37.5	2 25.0	1 12.5	3 37.5	1 12.5	-
福井県	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	1 100.0	-
山梨県	4 100.0	3 75.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	-	-
長野県	6 100.0	5 83.3	-	-	4 66.7	-	1 16.7	2 33.3	6 100.0	-	-
岐阜県	6 100.0	6 100.0	4 66.7	-	4 66.7	1 16.7	-	-	3 50.0	-	-
静岡県	6 100.0	4 66.7	3 50.0	2 33.3	4 66.7	-	-	3 50.0	2 33.3	-	-
愛知県	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	1 33.3	1 33.3	-	2 66.7	2 66.7	-	-

I. 都道府県	件数	学級の児童生徒数が増え、授業にいろいろな意見が出てくる	児童数が増え、学級の中に複数の児童生徒集団を組織できる	学校全体の児童生徒数が増え、クラス替えができる	児童生徒集団を必要とする分野の活動が進めやすくなった	クラブ活動や部活動の種目を増やせるようになった	保護者数が増えた為、PTA役員などの選出面が改善された	区域拡大した為、多くの地域組織から支援が得やすくなった	児童生徒の見方、考え方の幅を広げることができる	その他	無回答
三重県	4 100.0	4 100.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	-	1 25.0	4 100.0	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	-	1 25.0	1 25.0	4 100.0	3 75.0	-	-	3 75.0	-	-
大阪府	6 100.0	5 83.3	3 50.0	3 50.0	5 83.3	-	-	-	1 16.7	-	-
兵庫県	8 100.0	2 25.0	3 37.5	3 37.5	4 50.0	-	1 12.5	3 37.5	3 37.5	-	1 12.5
奈良県	5 100.0	3 60.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	-	2 40.0	4 80.0	-	-
和歌山県	10 100.0	7 70.0	6 60.0	1 10.0	3 30.0	1 10.0	1 10.0	2 20.0	5 50.0	2 20.0	-
鳥取県	3 100.0	1 33.3	2 66.7	2 66.7	1 33.3	-	-	2 66.7	1 33.3	-	-
島根県	6 100.0	5 83.3	3 50.0	1 16.7	2 33.3	-	1 16.7	3 50.0	3 50.0	-	-
岡山県	7 100.0	5 71.4	5 71.4	1 14.3	3 42.9	1 14.3	1 14.3	3 42.9	2 28.6	-	-
広島県	14 100.0	13 92.9	6 42.9	2 14.3	2 14.3	1 7.1	6 42.9	4 28.6	6 42.9	-	-

山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	-	-	-	-	1 25.0	1 25.0	2 50.0	3 75.0	2 50.0	-	-
愛媛県	3 100.0	3 100.0	-	-	-	1 33.3	-	2 66.7	3 100.0	-	-	-
高知県	7 100.0	5 71.4	3 42.9	-	5 71.4	2 28.6	-	1 14.3	2 28.6	1 14.3	-	-
福岡県	4 100.0	4 100.0	1 25.0	-	1 25.0	-	1 25.0	2 50.0	3 75.0	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	2 50.0	-	-	-
熊本県	11 100.0	8 72.7	6 54.5	2 18.2	5 45.5	2 18.2	2 18.2	2 18.2	2 18.2	-	-	-
大分県	6 100.0	5 83.3	1 16.7	3 50.0	2 33.3	1 16.7	-	1 16.7	3 50.0	-	-	-
宮崎県	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	2 50.0	1 25.0	-	-
沖縄県	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-

XII. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」

I. 都道府県	件数	個別の児童生徒が増えたため、 指導致げができた なくなった	児童生徒が増えたため、 学級全体のまとまりに課 題が発生	一年生からの家族的な集 団を卒業まで維持するこ とが困難	児童生徒数が増えたた め、児童生徒一人一人の 出番が減少	学級のまとまりが悪くな り、学級崩壊のような現 象が発生	保護者の数が増えたた め、PTAのまとまりに 課題が発生	地域間の融和やまとまり をどう保持するかという 課題が発生	通学距離が大きくなった ため、クラブ活動などに 支障が発生	母校愛が薄れ、保護者や 地域住民の参加の度合い が低下	その他	無 回 答
合 計	333 100.0	103 30.9	34 10.2	14 4.2	117 35.1	10 3.0	114 34.2	202 60.7	125 37.5	40 12.0	56 16.8	16 4.8
北海道	54 100.0	8 14.8	4 7.4	-	14 25.9	2 3.7	19 35.2	31 57.4	20 37.0	2 3.7	9 16.7	6 11.1
青森県	11 100.0	6 54.5	3 27.3	-	3 27.3	-	3 27.3	7 63.6	6 54.5	1 9.1	-	-
岩手県	17 100.0	4 23.5	-	-	3 17.6	-	6 35.3	10 58.8	11 64.7	3 17.6	5 29.4	1 5.9
宮城県	9 100.0	5 55.6	-	-	6 66.7	-	2 22.2	4 44.4	2 22.2	-	3 33.3	1 11.1
秋田県	15 100.0	5 33.3	2 13.3	-	7 46.7	-	7 46.7	10 66.7	3 20.0	2 13.3	2 13.3	-
山形県	4 100.0	2 50.0	-	-	2 50.0	-	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0	-	1 25.0
福島県	11 100.0	2 18.2	1 9.1	1 9.1	4 36.4	-	8 72.7	8 72.7	7 63.6	2 18.2	-	-
茨城県	6 100.0	1 16.7	3 50.0	-	3 50.0	1 16.7	4 66.7	5 83.3	1 16.7	-	-	-
栃木県	7 100.0	4 57.1	1 14.3	-	3 42.9	-	2 28.6	4 57.1	4 57.1	-	2 28.6	-
群馬県	1 100.0	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-

埼玉県	3 100.0	1 33.3	-	3 100.0	3 100.0	-	-	1 33.3	-	-	-	-
千葉県	6 100.0	1 16.7	-	1 16.7	3 50.0	1 16.7	3 50.0	3 50.0	1 16.7	-	2 33.3	-
東京都	16 100.0	5 31.3	4 25.0	1 6.3	4 25.0	1 6.3	4 25.0	10 62.5	4 25.0	2 12.5	3 18.8	1 6.3
神奈川県	14 100.0	4 28.6	2 14.3	1 7.1	5 35.7	1 7.1	2 14.3	8 57.1	2 14.3	1 7.1	2 14.3	-
新潟県	9 100.0	1 11.1	1 11.1	-	3 33.3	-	2 22.2	7 77.8	6 66.7	4 44.4	1 11.1	-
富山県	4 100.0	1 25.0	-	-	4 100.0	-	2 50.0	4 100.0	-	1 25.0	-	-
石川県	8 100.0	-	-	-	-	-	4 50.0	6 75.0	4 50.0	4 50.0	1 12.5	1 12.5
福井県	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-
山梨県	4 100.0	2 50.0	-	-	-	-	1 25.0	3 75.0	3 75.0	-	1 25.0	-
長野県	6 100.0	3 50.0	1 16.7	-	2 33.3	-	3 50.0	4 66.7	4 66.7	-	-	-
岐阜県	6 100.0	3 50.0	1 16.7	-	4 66.7	-	1 16.7	3 50.0	3 50.0	-	2 33.3	-
静岡県	6 100.0	4 66.7	-	-	2 33.3	-	3 50.0	3 50.0	4 66.7	-	-	-
愛知県	3 100.0	-	1 33.3	-	1 33.3	-	1 33.3	1 33.3	2 66.7	-	1 33.3	-

I. 都道府県	件数	児童生徒が増えたため、個別的な指導ができにくくなった	児童生徒が増えたため、学級全体のまとまりに課題が発生	児童生徒が増えたため、学級全体のまとまりに課題が発生 一年生からの家族的な集団を卒業まで維持することが困難	児童生徒が増えたため、児童生徒一人一人の出番が減少	学級のまとまりが悪くなり、学級崩壊のような現象が発生	保護者の数が増えたため、PTAのまとまりに課題が発生	地域間の融和やまとまりをどう保持するかという課題が発生	通学距離が大きくなったため、クラブ活動などに支障が発生	母校愛が薄れ、保護者や地域住民の参加の度合いが低下	その他	無回答
三重県	4 100.0	2 50.0	-	-	-	-	1 25.0	3 75.0	-	1 25.0	2 50.0	1 25.0
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0	1 25.0	1 25.0	4 100.0	2 50.0	-	-	-
大阪府	6 100.0	3 50.0	1 16.7	1 16.7	4 66.7	1 12.5	2 33.3	5 83.3	-	-	-	-
兵庫県	8 100.0	5 62.5	-	1 12.5	3 37.5	1 12.5	-	4 50.0	3 37.5	1 12.5	-	2 25.0
奈良県	5 100.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	3 60.0	-	-	3 60.0	1 20.0	1 20.0	-	-
和歌山県	10 100.0	2 20.0	2 20.0	-	3 30.0	-	3 30.0	7 70.0	2 20.0	4 40.0	5 50.0	-
鳥取県	3 100.0	-	-	1 33.3	1 33.3	-	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	2 66.7	-
島根県	6 100.0	1 16.7	-	-	2 33.3	-	1 16.7	6 100.0	4 66.7	2 33.3	1 16.7	-
岡山県	7 100.0	2 28.6	2 28.6	1 14.3	1 14.3	1 14.3	5 71.4	5 71.4	3 42.9	1 14.3	-	-
広島県	14 100.0	5 35.7	-	-	8 57.1	-	3 21.4	8 57.1	2 14.3	3 21.4	3 21.4	-

山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	1 25.0	-	-	1 25.0	-	1 25.0	2 50.0	3 75.0	-	1 25.0	-
愛媛県	3 100.0	-	-	-	1 33.3	-	2 66.7	2 66.7	2 66.7	-	-	-
高知県	7 100.0	1 14.3	-	-	-	-	2 28.6	2 28.6	4 57.1	-	2 28.6	2 28.6
福岡県	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	2 50.0	1 25.0	-	2 50.0	-	1 25.0	1 25.0	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	4 100.0	3 75.0	-	-	3 75.0	-	2 50.0	2 50.0	1 25.0	-	1 25.0	-
熊本県	11 100.0	6 54.5	1 9.1	1 9.1	5 45.5	-	3 27.3	7 63.6	4 36.4	2 18.2	-	-
大分県	6 100.0	2 33.3	-	1 16.7	2 33.3	-	3 50.0	2 33.3	3 50.0	1 16.7	2 33.3	-
宮崎県	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
鹿児島県	4 100.0	1 25.0	-	-	-	-	2 50.0	2 50.0	2 50.0	-	1 25.0	-
沖縄県	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-

XIII. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫

I. 都道府県	件数	学校施設の 新設を生かし て、オープン・スクール を設置した	学校施設の 新設を生かし て、学校施設の 複合化を 進めた	①、②以外の「特色のあ る学校施設」として新校 を建設した	①から③を生かし新しい 観点の教育活動に取り組 んでいる	クラブ活動、部活動の種 目を増やしている	学級内の小集団を編成す るなど、授業の進め方を 工夫	校内研修の仕組みを導入 するなど研修体制の整備 充実	教職員数の増加を生かし て、教育課程の開発研究 などを工夫	その他	無 回 答
合 計	333 100.0	14 4.2	14 4.2	20 6.0	36 10.8	92 27.6	163 48.9	98 29.4	47 14.1	50 15.0	32 9.6
北海道	54 100.0	1 1.9	1 1.9	1 1.9	1 1.9	10 18.5	24 44.4	11 20.4	6 11.1	11 20.4	10 18.5
青森県	11 100.0	-	-	-	-	2 18.2	7 63.6	2 18.2	2 18.2	2 18.2	-
岩手県	17 100.0	-	1 5.9	-	2 11.8	5 29.4	8 47.1	5 29.4	2 11.8	6 35.3	1 5.9
宮城県	9 100.0	-	-	1 11.1	1 11.1	2 22.2	7 77.8	1 11.1	1 11.1	1 11.1	-
秋田県	15 100.0	-	-	1 6.7	-	4 26.7	10 66.7	8 53.3	1 6.7	3 20.0	-
山形県	4 100.0	-	-	-	-	1 25.0	2 50.0	1 25.0	-	1 25.0	1 25.0
福島県	11 100.0	1 9.1	2 18.2	-	1 9.1	8 72.7	5 45.5	5 45.5	-	2 18.2	-
茨城県	6 100.0	-	-	-	1 16.7	1 16.7	4 66.7	3 50.0	1 16.7	1 16.7	-
栃木県	7 100.0	-	-	-	-	1 14.3	3 42.9	1 14.3	3 42.9	1 14.3	-
群馬県	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-

埼玉県	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	-	2 66.7	2 66.7	1 33.3	-	-	-
千葉県	6 100.0	-	-	16.7	16.7	5 83.3	3 50.0	2 33.3	3 50.0	-	-
東京都	16 100.0	2 12.5	1 6.3	3 18.8	3 18.8	8 50.0	8 50.0	5 31.3	2 12.5	5 31.3	-
神奈川県	14 100.0	2 14.3	2 14.3	1 7.1	4 28.6	4 28.6	5 35.7	2 14.3	5 35.7	3 21.4	-
新潟県	9 100.0	-	-	-	-	-	4 44.4	3 33.3	2 22.2	1 11.1	2 22.2
富山県	4 100.0	2 50.0	-	-	1 25.0	1 25.0	2 50.0	2 50.0	1 25.0	-	-
石川県	8 100.0	-	1 12.5	1 12.5	-	2 25.0	4 50.0	3 37.5	-	-	2 25.0
福井県	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-
山梨県	4 100.0	-	-	-	-	-	1 25.0	-	-	2 50.0	1 25.0
長野県	6 100.0	2 33.3	1 16.7	-	2 33.3	1 16.7	4 66.7	-	1 16.7	-	-
岐阜県	6 100.0	-	-	16.7	16.7	1 16.7	3 50.0	1 16.7	2 33.3	1 16.7	-
静岡県	6 100.0	-	-	33.3	16.7	1 16.7	3 50.0	1 16.7	-	-	1 16.7
愛知県	3 100.0	-	-	66.7	66.7	2 66.7	2 66.7	-	1 33.3	-	-

I. 都道府県	件数	学校施設の新設を生かして、オープン・スクールを設置した	学校施設の新設を生かして、学校施設の複合化を進めた	①、②以外の「特色のある学校施設」として新校を建設した	①から③を生かし新しい観点の教育活動に取り組んでいる	クラブ活動、部活動の種目を増やしている	学級内の小集団を編成するなど、授業の進め方を工夫	校内研修の仕組みを導入するなど研修体制の整備充実	教職員数の増加を生かして、教育課程の開発研究などを工夫	その他	無回答
三重県	4 100.0	-	-	-	-	-	-	2 50.0	-	2 50.0	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	-	-	2 50.0	2 50.0	4 100.0	2 50.0	1 25.0	2 50.0	-	-
大阪府	6 100.0	-	-	-	-	4 66.7	4 66.7	3 50.0	1 16.7	-	-
兵庫県	8 100.0	1 12.5	1 12.5	-	1 12.5	2 25.0	3 37.5	2 25.0	1 12.5	-	3 37.5
奈良県	5 100.0	1 20.0	-	2 40.0	-	2 40.0	2 40.0	2 40.0	-	-	-
和歌山県	10 100.0	-	-	-	1 10.0	2 20.0	3 30.0	8 80.0	3 30.0	-	1 10.0
鳥取県	3 100.0	-	1 33.3	-	-	2 66.7	3 100.0	-	-	-	-
島根県	6 100.0	-	-	-	1 16.7	4 66.7	5 83.3	3 50.0	-	-	-
岡山県	7 100.0	-	-	-	2 28.6	1 14.3	5 71.4	-	-	-	-
広島県	14 100.0	-	-	1 7.1	1 7.1	1 7.1	7 50.0	6 42.9	2 14.3	2 14.3	2 14.3

山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	-	-	-	-	1 25.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0
愛媛県	3 100.0	-	-	1 33.3	-	1 33.3	1 33.3	-	-	-	-	1 33.3
高知県	7 100.0	-	-	-	1 14.3	2 28.6	4 57.1	2 28.6	1 14.3	1 14.3	1 14.3	2 28.6
福岡県	4 100.0	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0	-	2 50.0	3 75.0	1 25.0	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	4 100.0	-	-	-	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0	1 25.0	1 25.0
熊本県	11 100.0	-	-	-	3 27.3	2 18.2	5 45.5	4 36.4	1 9.1	1 9.1	1 9.1	1 9.1
大分県	6 100.0	-	1 16.7	-	1 16.7	2 33.3	4 66.7	-	1 16.7	-	-	-
宮崎県	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-
鹿児島県	4 100.0	-	-	-	-	-	-	2 50.0	-	-	-	2 50.0
沖縄県	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-

XIV. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点

I. 都道府県	件数	統合前に、統合校の児童生徒同士での十分な交流を進める	進学実績等で似通ったレベルの学校同士の組み合わせを保障	P T A間の融和、連携	伝統や文化が異なった地域の住民間の融和をどう進めるか	統合対象になった学校の教職員同士の交流や連携	新しい教育活動展開への刺激、学校施設のビジョンなど	校長が適切と考える教職員の配置を最大限尊重する仕組み	新たな負担が発生するの で、国や教育委員会による統合加配	その他	無回答
合計	333 100.0	199 59.8	5 1.5	201 60.4	90 27.0	87 26.1	99 29.7	144 43.2	118 35.4	10 3.0	5 1.5
北海道	54 100.0	34 63.0	2 3.7	32 59.3	14 25.9	19 35.2	16 29.6	21 38.9	9 16.7	-	2 3.7
青森県	11 100.0	7 63.6	-	9 81.8	5 45.5	2 18.2	2 18.2	4 36.4	3 27.3	-	-
岩手県	17 100.0	10 58.8	-	14 82.4	4 23.5	4 23.5	4 23.5	7 41.2	5 29.4	-	1 5.9
宮城県	9 100.0	5 55.6	-	4 44.4	1 11.1	4 44.4	3 33.3	5 55.6	4 44.4	-	-
秋田県	15 100.0	11 73.3	-	11 73.3	4 26.7	2 13.3	5 33.3	5 33.3	5 33.3	-	-
山形県	4 100.0	2 50.0	-	2 50.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0
福島県	11 100.0	3 27.3	-	9 81.8	4 36.4	2 18.2	7 63.6	6 54.5	2 18.2	-	-
茨城県	6 100.0	4 66.7	-	6 100.0	2 33.3	1 16.7	-	1 16.7	4 66.7	-	-
栃木県	7 100.0	7 100.0	-	6 85.7	-	1 14.3	1 14.3	4 57.1	1 14.3	1 14.3	-
群馬県	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	1 100.0	1 100.0	-	-

埼玉県	3 100.0	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-	-	-
千葉県	6 100.0	4 66.7	-	4 66.7	3 50.0	1 16.7	1 16.7	2 33.3	3 50.0	-	-
東京都	16 100.0	7 43.8	-	4 25.0	5 31.3	7 43.8	4 25.0	10 62.5	8 50.0	2 12.5	-
神奈川県	14 100.0	8 57.1	-	9 64.3	4 28.6	4 28.6	4 28.6	6 42.9	6 42.9	1 7.1	-
新潟県	9 100.0	5 55.6	-	8 88.9	5 55.6	1 11.1	2 22.2	3 33.3	3 33.3	-	-
富山県	4 100.0	1 25.0	-	2 50.0	3 75.0	-	4 100.0	-	2 50.0	-	-
石川県	8 100.0	4 50.0	-	5 62.5	3 37.5	2 25.0	5 62.5	3 37.5	2 25.0	-	-
福井県	1 100.0	1 100.0	-	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-
山梨県	4 100.0	3 75.0	-	2 50.0	1 25.0	-	-	2 50.0	3 75.0	1 25.0	-
長野県	6 100.0	2 33.3	-	5 83.3	1 16.7	1 16.7	2 33.3	3 50.0	3 50.0	1 16.7	-
岐阜県	6 100.0	4 66.7	-	2 33.3	1 16.7	1 16.7	3 50.0	2 33.3	4 66.7	1 16.7	-
静岡県	6 100.0	3 50.0	-	5 83.3	2 33.3	2 33.3	1 16.7	2 33.3	3 50.0	-	-
愛知県	3 100.0	1 33.3	2 66.7	2 66.7	-	1 33.3	2 66.7	-	-	1 33.3	-

I. 都道府県	件数	統合前に、統合校の児童生徒同士での十分な交流を進める	進学実績等で似通ったレベルの学校同士の組み合わせを保障	P T A間の融和、連携	伝統や文化が異なった地域の住民間の融和をどう進めるか	統合対象になった学校の教職員同士の交流や連携	新しい教育活動展開への刺激、学校施設のビジョンなど	校長が適切と考える教職員の配置を最大限尊重する仕組み	新たな負担が発生するので、国や教育委員会による統合加配	その他	無回答
三重県	4 100.0	3 75.0	-	1 25.0	2 50.0	-	-	4 100.0	2 50.0	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	2 50.0	-	-	1 25.0	2 50.0	3 75.0	3 75.0	1 25.0	-	-
大阪府	6 100.0	3 50.0	-	5 83.3	3 50.0	1 16.7	1 16.7	4 66.7	1 16.7	-	-
兵庫県	8 100.0	4 50.0	-	3 37.5	1 12.5	2 25.0	4 50.0	4 50.0	3 37.5	-	1 12.5
奈良県	5 100.0	4 80.0	-	2 40.0	1 20.0	2 40.0	-	2 40.0	2 40.0	-	-
和歌山県	10 100.0	7 70.0	-	4 40.0	3 30.0	3 30.0	2 20.0	4 40.0	7 70.0	-	-
鳥取県	3 100.0	3 100.0	-	1 33.3	-	2 66.7	-	1 33.3	2 66.7	-	-
島根県	6 100.0	5 83.3	-	3 50.0	1 16.7	2 33.3	2 33.3	-	5 83.3	-	-
岡山県	7 100.0	4 57.1	-	4 57.1	1 14.3	5 71.4	1 14.3	5 71.4	1 14.3	-	-
広島県	14 100.0	9 64.3	-	7 50.0	3 21.4	2 14.3	4 28.6	7 50.0	6 42.9	-	-

山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	1 25.0	-	1 25.0	-	1 25.0	3 75.0	3 75.0	1 25.0	-	-	
愛媛県	3 100.0	3 100.0	-	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-	1 33.3	1 33.3	-	-	
高知県	7 100.0	3 42.9	-	2 28.6	2 28.6	-	2 28.6	3 42.9	4 57.1	1 14.3	-	
福岡県	4 100.0	3 75.0	-	2 50.0	2 50.0	-	1 25.0	2 50.0	2 50.0	-	-	
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長崎県	4 100.0	2 50.0	-	4 100.0	-	3 75.0	2 50.0	-	1 25.0	-	-	
熊本県	11 100.0	5 45.5	-	6 54.5	4 36.4	2 18.2	1 9.1	7 63.6	3 27.3	1 9.1	-	
大分県	6 100.0	4 66.7	-	4 66.7	1 16.7	1 16.7	3 50.0	1 16.7	4 66.7	-	-	
宮崎県	1 100.0	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-	
鹿児島県	4 100.0	3 75.0	-	4 100.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	-	-	-	
沖縄県	1 100.0	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-	

XV. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策

I. 都道府県	件数	学校統合はやむを得ない	無理な統合は避けることが望ましい	小学校はぎりぎりまで残すのが望ましい	抜本的な対策を講ずるべきである	その他	無回答
合計	333 100.0	126 37.8	81 24.3	51 15.3	61 18.3	8 2.4	6 1.8
北海道	54 100.0	18 33.3	13 24.1	9 16.7	10 18.5	2 3.7	2 3.7
青森県	11 100.0	6 54.5	3 27.3	-	2 18.2	-	-
岩手県	17 100.0	8 47.1	1 5.9	4 23.5	4 23.5	-	-
宮城県	9 100.0	4 44.4	1 11.1	1 11.1	2 22.2	1 11.1	-
秋田県	15 100.0	5 33.3	3 20.0	3 20.0	3 20.0	1 6.7	-
山形県	4 100.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	-	1 25.0
福島県	11 100.0	5 45.5	1 9.1	2 18.2	3 27.3	-	-
茨城県	6 100.0	2 33.3	3 50.0	1 16.7	-	-	-
栃木県	7 100.0	5 71.4	-	2 28.6	-	-	-

群馬県	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-
埼玉県	3 100.0	1 33.3	2 66.7	-	-	-	-
千葉県	6 100.0	1 16.7	2 33.3	2 33.3	1 16.7	-	-
東京都	16 100.0	8 50.0	4 25.0	1 6.3	2 12.5	1 6.3	-
神奈川県	14 100.0	7 50.0	2 14.3	1 7.1	2 14.3	2 14.3	-
新潟県	9 100.0	4 44.4	2 22.2	1 11.1	2 22.2	-	-
富山県	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	-	-	1 25.0
石川県	8 100.0	4 50.0	-	2 25.0	2 25.0	-	-
福井県	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-
山梨県	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-	-	-	-
長野県	6 100.0	2 33.3	2 33.3	-	2 33.3	-	-
岐阜県	6 100.0	2 33.3	-	3 50.0	-	1 16.7	-
静岡県	6 100.0	2 33.3	3 50.0	-	1 16.7	-	-
愛知県	3 100.0	-	1 33.3	-	2 66.7	-	-

I. 都道府県	件数	学校統合はやむを得ない	無理な統合は避けることが望ましい	小学校はぎりぎりまで残すのが望ましい	抜本的な対策を講ずるべきである	その他	無回答
三重県	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	1 25.0	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-
京都府	4 100.0	1 25.0	-	1 25.0	2 50.0	-	-
大阪府	6 100.0	-	1 16.7	3 50.0	1 16.7	-	1 16.7
兵庫県	8 100.0	1 12.5	4 50.0	-	2 25.0	-	1 12.5
奈良県	5 100.0	3 60.0	1 20.0	-	1 20.0	-	-
和歌山県	10 100.0	3 30.0	1 10.0	4 40.0	2 20.0	-	-
鳥取県	3 100.0	-	2 66.7	-	1 33.3	-	-
島根県	6 100.0	3 50.0	2 33.3	1 16.7	-	-	-
岡山県	7 100.0	2 28.6	5 71.4	-	-	-	-

広島県	14 100.0	5 35.7	2 14.3	2 14.3	5 35.7	-	-
山口県	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-
香川県	4 100.0	3 75.0	1 25.0	-	-	-	-
愛媛県	3 100.0	-	2 66.7	1 33.3	-	-	-
高知県	7 100.0	2 28.6	1 14.3	2 28.6	2 28.6	-	-
福岡県	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	1 25.0	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	4 100.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	-
熊本県	11 100.0	6 54.5	2 18.2	1 9.1	2 18.2	-	-
大分県	6 100.0	1 16.7	4 66.7	1 16.7	-	-	-
宮崎県	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-
鹿児島県	4 100.0	3 75.0	-	1 25.0	-	-	-
沖縄県	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-

② 横軸：学校の種類

Ⅲ. 児童（生徒）数

Ⅱ. 種類	件数	100人未満	100人以上、200人未満	200人以上、300人未満	300人以上、400人未満	400人以上、500人未満	500人以上、600人未満	600人以上	無回答
合計	333 100.0	85 25.5	103 30.9	53 15.9	39 11.7	19 5.7	17 5.1	16 4.8	1 0.3
小学校	243 100.0	60 24.7	78 32.1	39 16.0	28 11.5	12 4.9	14 5.8	12 4.9	-
中学校	78 100.0	18 23.1	22 28.2	13 16.7	11 14.1	7 9.0	3 3.8	3 3.8	1 1.3
小中一貫校	3 100.0	1 33.3	-	1 33.3	-	-	-	1 33.3	-
小中併設校	8 100.0	5 62.5	3 37.5	-	-	-	-	-	-
その他	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-

IV. 教職員数

II. 種類	件数	10人未満	20人未満	30人未満	40人未満	40人以上	無回答
合計	333 100.0	17 5.1	199 59.8	80 24.0	26 7.8	11 3.3	-
小学校	243 100.0	13 5.3	152 62.6	55 22.6	18 7.4	5 2.1	-
中学校	78 100.0	2 2.6	42 53.8	21 26.9	8 10.3	5 6.4	-
小中一貫校	3 100.0	-	1 33.3	1 33.3	-	1 33.3	-
小中併設校	8 100.0	2 25.0	3 37.5	3 37.5	-	-	-
その他	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-

V. 統合年次

Ⅱ. 種類	件 数	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度 以前	無 回 答
合 計	333 100.0	131 39.3	101 30.3	83 24.9	16 4.8	2 0.6
小学校	243 100.0	98 40.3	70 28.8	63 25.9	11 4.5	1 0.4
中学校	78 100.0	27 34.6	26 33.3	19 24.4	5 6.4	1 1.3
小中一貫校	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-
小中併設校	8 100.0	4 50.0	3 37.5	1 12.5	-	-
その他	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-

VI. 統合校数

Ⅱ. 種類	件 数	2 校	3 校	4 校	5 校	6 ～ 10 校	11 校 以上	無 回 答
合 計	333 100.0	178 53.5	99 29.7	30 9.0	16 4.8	9 2.7	-	1 0.3
小学校	243 100.0	126 51.9	70 28.8	26 10.7	15 6.2	5 2.1	-	1 0.4
中学校	78 100.0	49 62.8	24 30.8	4 5.1	1 1.3	-	-	-
小中一貫校	3 100.0	-	-	-	-	3 100.0	-	-
小中併設校	8 100.0	2 25.0	5 62.5	-	-	1 12.5	-	-
その他	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-

Ⅶ. 統合校を配置する方式

Ⅱ. 種類	件数	統合対象とは別の場所に用地を買収	統合対象とは別の場所に学校用地ではない公共用地を活用	統合対象を拡張など施さずそのまま統合拠点として活用	隣接地を買収などして校地を拡張し統合対象の一つを利用	小学校と中学校の統合を進め、配置場所は異校種の学校	統合対象とは別の場所に高校や大学の跡地等を活用	その他	無回答
合計	333 100.0	17 5.1	5 1.5	266 79.9	14 4.2	10 3.0	2 0.6	17 5.1	4 1.2
小学校	243 100.0	15 6.2	4 1.6	196 80.7	9 3.7	5 2.1	2 0.8	12 4.9	2 0.8
中学校	78 100.0	2 2.6	1 1.3	68 87.2	4 5.1	1 1.3	-	2 2.6	-
小中一貫校	3 100.0	-	-	1 33.3	-	-	-	2 66.7	-
小中併設校	8 100.0	-	-	1 12.5	1 12.5	4 50.0	-	-	2 25.0
その他	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-

Ⅷ. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として児童生徒対象に行なった取り組み

Ⅱ. 種類	件数	定期的に児童間 の交流が 図れるよう工夫した	定期的ではないが児童 士の交流が促進されるよ う配慮した	定期的ではないが児童同 士の交流が促進されるよ う配慮した	特段の措置は講じなかつた	その他	無 回 答
合 計	333 100.0	175 52.6	112 33.6	32 9.6	16 4.8	2 0.6	
小学校	243 100.0	146 60.1	67 27.6	18 7.4	12 4.9	2 0.8	
中学校	78 100.0	22 28.2	41 52.6	13 16.7	4 5.1	-	
小中一貫校	3 100.0	2 66.7	1 33.3	-	-	-	
小中併設校	8 100.0	4 50.0	3 37.5	1 12.5	-	-	
その他	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	

IX. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として保護者や地域住民の間で進めた取り組み

II. 種類	件数	統合対象校の保護者間の融和のため、PTA同士の交流	運動会や学芸会、遠足などの共同実施	地域組織が中心になり地域運動会等の際に合同チームを結成	統合対象校の同窓会組織間の交流等	同窓会の歴史が保存されるようメモリアル・ルーム等を設置	その他	無回答
合計	333 100.0	219 65.8	57 17.1	10 3.0	13 3.9	58 17.4	64 19.2	27 8.1
小学校	243 100.0	166 68.3	43 17.7	8 3.3	9 3.7	40 16.5	41 16.9	21 8.6
中学校	78 100.0	44 56.4	9 11.5	-	3 3.8	15 19.2	21 26.9	6 7.7
小中一貫校	3 100.0	2 66.7	3 100.0	1 33.3	-	1 33.3	1 33.3	-
小中併設校	8 100.0	6 75.0	1 12.5	-	-	1 12.5	1 12.5	-
その他	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-

X. 統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点

II. 種類	件数	教職員間の融和	児童生徒間の融和	保護者間の融和	地域住民間の融和	その他	無回答
合計	333 100.0	16 4.8	95 28.5	115 34.5	73 21.9	26 7.8	8 2.4
小学校	243 100.0	7 2.9	71 29.2	93 38.3	49 20.2	15 6.2	8 3.3
中学校	78 100.0	7 9.0	22 28.2	19 24.4	22 28.2	8 10.3	-
小中一貫校	3 100.0	1 33.3	-	-	1 33.3	1 33.3	-
小中併設校	8 100.0	1 12.5	2 25.0	3 37.5	-	2 25.0	-
その他	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-

XI. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」

II. 種類	件数	学級の児童生徒数が増え、授業にいろいろな意見が出てくる	児童数が増え、学級の中に複数の児童生徒集団を組織できる	学校全体の児童生徒数が増え、クラス替えができる	児童生徒集団を必要とする分野の活動が進めやすくなった	クラブ活動や部活動の種目を増やせるようになった	保護者数が増えた為、PTA役員などの選出面が改善された	区域拡大した為、多くの地域組織から支援が得やすくなった	児童生徒の見方、考え方の幅を広げることができる	その他	無回答
合計	333 100.0	205 61.6	137 41.1	64 19.2	134 40.2	44 13.2	51 15.3	90 27.0	153 45.9	23 6.9	7 2.1
小学校	243 100.0	167 68.7	110 45.3	48 19.8	95 39.1	13 5.3	40 16.5	69 28.4	105 43.2	15 6.2	4 1.6
中学校	78 100.0	31 39.7	22 28.2	16 20.5	33 42.3	28 35.9	10 12.8	16 20.5	41 52.6	8 10.3	3 3.8
小中一貫校	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	1 33.3	2 66.7	-	1 33.3	3 100.0	-	-
小中併設校	8 100.0	5 62.5	3 37.5	-	4 50.0	1 12.5	1 12.5	4 50.0	4 50.0	-	-
その他	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-

XII. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」

II. 種類	件数	児童生徒が増えたため、個別的な指導ができにくくなった	児童生徒が増えたため、学級全体のまとまりに課題が発生	児童生徒が増えたため、一年生からの家族的な集団を卒業まで維持することが困難	児童生徒が増えたため、児童生徒一人一人の出番が減少	学級のまとまりが悪くなり、学級崩壊のような現象が発生	保護者の数が増えたため、PTAのまとまりに課題が発生	地域間の融和やまとまりをどう保持するかという課題が発生	通学距離が大きくなったため、クラブ活動などに支障が発生	母校愛が薄れ、保護者や地域住民の参加の度合いが低下	その他	無回答
合計	333 100.0	103 30.9	34 10.2	14 4.2	117 35.1	10 3.0	114 34.2	202 60.7	125 37.5	40 12.0	56 16.8	16 4.8
小学校	243 100.0	84 34.6	28 11.5	10 4.1	92 37.9	5 2.1	80 32.9	152 62.6	70 28.8	31 12.8	42 17.3	9 3.7
中学校	78 100.0	18 23.1	6 7.7	4 5.1	21 26.9	5 6.4	30 38.5	44 56.4	50 64.1	9 11.5	13 16.7	3 3.8
小中一貫校	3 100.0	1 33.3	-	-	1 33.3	-	-	2 66.7	1 33.3	-	-	1 33.3
小中併設校	8 100.0	-	-	-	3 37.5	-	4 50.0	4 50.0	4 50.0	-	1 12.5	2 25.0
その他	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0

XIII. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫

II. 種類	件数	学校施設の新設を生かして、オープン・スクールを設置した	学校施設の新設を生かして、学校施設の複合化を進めた	①、②以外の「特色のある学校施設」として新校を建設した	①から③を生かし新しい観点の教育活動に取り組んでいる	クラブ活動、部活動の種目を増やしている	学級内の小集団を編成するなど、授業の進め方を工夫	校内研修の仕組みを導入するなど研修体制の整備充実	教職員数の増加を生かして、教育課程の開発研究などを工夫	その他	無回答
合計	333 100.0	14 4.2	14 4.2	20 6.0	36 10.8	92 27.6	163 48.9	98 29.4	47 14.1	50 15.0	32 9.6
小学校	243 100.0	13 5.3	12 4.9	12 4.9	27 11.1	58 23.9	130 53.5	75 30.9	32 13.2	30 12.3	21 8.6
中学校	78 100.0	-	-	6 7.7	6 7.7	30 38.5	28 35.9	16 20.5	12 15.4	16 20.5	9 11.5
小中一貫校	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	2 66.7	2 66.7	2 66.7	2 66.7	2 66.7	-	-
小中併設校	8 100.0	-	1 12.5	1 12.5	-	1 12.5	2 25.0	4 50.0	-	4 50.0	2 25.0
その他	1 100.0	-	-	-	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-

XIV. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点

II. 種類	件数	統合前に、統合校の児童生徒同士での十分な交流を進める	統合前に、統合校の児童生徒の学校同士の組み合わせを保障	進学実績等で似通ったレベルの学校同士の組み合わせを保障	P T A間の融和、連携	伝統や文化が異なった地域の住民間の融和をどう進めるか	統合対象になった学校の教職員同士の交流や連携	新しい教育活動展開への刺激、学校施設のビジョンなど	校長が適切と考える教職員の配置を最大限尊重する仕組み	新たな負担が発生する中で、国や教育委員会による統合加配	その他	無回答
合計	333 100.0	199 59.8	5 1.5	201 60.4	90 27.0	87 26.1	99 29.7	144 43.2	118 35.4	10 3.0	5 1.5	
小学校	243 100.0	157 64.6	3 1.2	159 65.4	66 27.2	58 23.9	66 27.2	96 39.5	86 35.4	5 2.1	3 1.2	
中学校	78 100.0	34 43.6	2 2.6	35 44.9	22 28.2	24 30.8	28 35.9	41 52.6	30 38.5	5 6.4	2 2.6	
小中一貫校	3 100.0	1 33.3	-	-	2 66.7	1 33.3	2 66.7	3 100.0	-	-	-	
小中併設校	8 100.0	7 87.5	-	7 87.5	-	4 50.0	2 25.0	3 37.5	1 12.5	-	-	
その他	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-	

XV. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策

II. 種類	件数	学校統合はやむを得ない	無理な統合は避けることが望ましい	小学校はぎりぎりまで残すのが望ましい	抜本的な対策を講ずるべきである	その他	無回答
合計	333 100.0	126 37.8	81 24.3	51 15.3	61 18.3	8 2.4	6 1.8
小学校	243 100.0	100 41.2	62 25.5	34 14.0	39 16.0	4 1.6	4 1.6
中学校	78 100.0	24 30.8	17 21.8	17 21.8	15 19.2	3 3.8	2 2.6
小中一貫校	3 100.0	1 33.3	-	-	2 66.7	-	-
小中併設校	8 100.0	1 12.5	2 25.0	-	4 50.0	1 12.5	-
その他	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-

③ 横軸：学校の児童（生徒）数

IV. 教職員数

III. 児童（生徒）数	件数	10人未満	20人未満	30人未満	40人未満	40人以上	無回答
合計	333 100.0	17 5.1	199 59.8	80 24.0	26 7.8	11 3.3	-
100人未満	85 100.0	14 16.5	71 83.5	-	-	-	-
100人以上、200人未満	103 100.0	3 2.9	94 91.3	6 5.8	-	-	-
200人以上、300人未満	53 100.0	-	28 52.8	24 45.3	1 1.9	-	-
300人以上、400人未満	39 100.0	-	5 12.8	29 74.4	5 12.8	-	-
400人以上、500人未満	19 100.0	-	-	13 68.4	4 21.1	2 10.5	-
500人以上、600人未満	17 100.0	-	-	6 35.3	9 52.9	2 11.8	-
600人以上	16 100.0	-	-	2 12.5	7 43.8	7 43.8	-

V. 統合年次

Ⅲ. 児童（生徒）数	件 数	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度 以前	無 回 答
合 計	333 100.0	131 39.3	101 30.3	83 24.9	16 4.8	2 0.6
100人未満	85 100.0	25 29.4	27 31.8	26 30.6	7 8.2	-
100人以上、200人未満	103 100.0	45 43.7	28 27.2	22 21.4	7 6.8	1 1.0
200人以上、300人未満	53 100.0	27 50.9	15 28.3	9 17.0	2 3.8	-
300人以上、400人未満	39 100.0	15 38.5	16 41.0	8 20.5	-	-
400人以上、500人未満	19 100.0	7 36.8	6 31.6	5 26.3	-	1 5.3
500人以上、600人未満	17 100.0	5 29.4	5 29.4	7 41.2	-	-
600人以上	16 100.0	6 37.5	4 25.0	6 37.5	-	-

VI. 統合校数

Ⅲ. 児童（生徒）数	件数	2校	3校	4校	5校	6 ～ 10校	11 校 以上	無 回 答
合 計	333 100.0	178 53.5	99 29.7	30 9.0	16 4.8	9 2.7	-	1 0.3
100人未満	85 100.0	46 54.1	25 29.4	6 7.1	5 5.9	3 3.5	-	-
100人以上、200人未満	103 100.0	52 50.5	36 35.0	7 6.8	5 4.9	2 1.9	-	1 1.0
200人以上、300人未満	53 100.0	29 54.7	12 22.6	7 13.2	4 7.5	1 1.9	-	-
300人以上、400人未満	39 100.0	23 59.0	11 28.2	3 7.7	1 2.6	1 2.6	-	-
400人以上、500人未満	19 100.0	14 73.7	3 15.8	2 10.5	-	-	-	-
500人以上、600人未満	17 100.0	7 41.2	7 41.2	2 11.8	-	1 5.9	-	-
600人以上	16 100.0	7 43.8	5 31.3	2 12.5	1 6.3	1 6.3	-	-

Ⅶ. 統合校を配置する方式

Ⅲ. 児童（生徒）数	件数	統合対象とは別の場所に用地を買収	統合対象とは別の場所に学校用地ではない公共用 地を活用	統合対象を拡張など施さずそのまま統合拠点として活用	隣接地を買収などして校 地を拡張し統合対象の一 つを利用	小学校と中学校の統合を 進め、配置場所は異校種 の学校	統合対象とは別の場所に 高校や大学の跡地等を活 用	その他	無 回 答
合 計	333 100.0	17 5.1	5 1.5	266 79.9	14 4.2	10 3.0	2 0.6	17 5.1	4 1.2
100人未満	85 100.0	3 3.5	1 1.2	67 78.8	2 2.4	4 4.7	1 1.2	6 7.1	2 2.4
100人以上、200人未満	103 100.0	6 5.8	2 1.9	83 80.6	4 3.9	5 4.9	-	2 1.9	1 1.0
200人以上、300人未満	53 100.0	4 7.5	-	45 84.9	2 3.8	-	1 1.9	1 1.9	-
300人以上、400人未満	39 100.0	1 2.6	2 5.1	32 82.1	2 5.1	-	-	3 7.7	-
400人以上、500人未満	19 100.0	-	-	15 78.9	2 10.5	1 5.3	-	1 5.3	-
500人以上、600人未満	17 100.0	2 11.8	-	13 76.5	-	-	-	2 11.8	-
600人以上	16 100.0	1 6.3	-	10 62.5	2 12.5	-	-	2 12.5	1 6.3

Ⅷ. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として児童生徒対象に行なった取り組み

Ⅲ. 児童（生徒）数	件数	定期的に児童間の交流が図れるよう工夫した	定期的ではないが児童同士の交流が促進されるよう配慮した	特段の措置は講じなかった	その他	無回答
合計	333 100.0	175 52.6	112 33.6	32 9.6	16 4.8	2 0.6
100人未満	85 100.0	48 56.5	25 29.4	10 11.8	3 3.5	-
100人以上、200人未満	103 100.0	59 57.3	28 27.2	9 8.7	6 5.8	2 1.9
200人以上、300人未満	53 100.0	28 52.8	18 34.0	6 11.3	2 3.8	-
300人以上、400人未満	39 100.0	21 53.8	14 35.9	2 5.1	2 5.1	-
400人以上、500人未満	19 100.0	8 42.1	8 42.1	1 5.3	2 10.5	-
500人以上、600人未満	17 100.0	3 17.6	11 64.7	3 17.6	1 5.9	-
600人以上	16 100.0	7 43.8	8 50.0	1 6.3	-	-

IX. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として保護者や地域住民の間で進めた取り組み

Ⅲ. 児童（生徒）数	件数	統合対象校の保護者間の交流のため、PTA同士の交流	運動会や学芸会、遠足などの共同実施	地域組織が中心になり地域運動会等の際に合同チームを結成	統合対象校の同窓会組織間の交流等	同窓会の歴史が保存されるようメモリアル・ルーム等を設置	その他	無回答
合計	333 100.0	219 65.8	57 17.1	10 3.0	13 3.9	58 17.4	64 19.2	27 8.1
100人未満	85 100.0	58 68.2	15 17.6	3 3.5	3 3.5	10 11.8	14 16.5	7 8.2
100人以上、200人未満	103 100.0	61 59.2	14 13.6	3 2.9	3 2.9	18 17.5	20 19.4	11 10.7
200人以上、300人未満	53 100.0	33 62.3	12 22.6	-	2 3.8	6 11.3	12 22.6	3 5.7
300人以上、400人未満	39 100.0	27 69.2	7 17.9	2 5.1	4 10.3	12 30.8	10 25.6	2 5.1
400人以上、500人未満	19 100.0	15 78.9	-	1 5.3	1 5.3	4 21.1	3 15.8	2 10.5
500人以上、600人未満	17 100.0	14 82.4	4 23.5	1 5.9	-	3 17.6	2 11.8	-
600人以上	16 100.0	11 68.8	5 31.3	-	-	4 25.0	3 18.8	2 12.5

X. 統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点

Ⅲ. 児童（生徒）数	件数	教職員間の融和	児童生徒間の融和	保護者間の融和	地域住民間の融和	その他	無回答
合計	333 100.0	16 4.8	95 28.5	115 34.5	73 21.9	26 7.8	8 2.4
100人未満	85 100.0	1 1.2	25 29.4	25 29.4	23 27.1	10 11.8	1 1.2
100人以上、200人未満	103 100.0	6 5.8	31 30.1	39 37.9	17 16.5	6 5.8	4 3.9
200人以上、300人未満	53 100.0	3 5.7	15 28.3	17 32.1	13 24.5	3 5.7	2 3.8
300人以上、400人未満	39 100.0	3 7.7	12 30.8	13 33.3	8 20.5	3 7.7	-
400人以上、500人未満	19 100.0	-	5 26.3	5 26.3	9 47.4	-	-
500人以上、600人未満	17 100.0	1 5.9	4 23.5	9 52.9	1 5.9	2 11.8	-
600人以上	16 100.0	2 12.5	3 18.8	6 37.5	2 12.5	2 12.5	1 6.3

XI. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」

Ⅲ. 児童（生徒）数	件数	学級の児童生徒数が増え、授業にいろいろな意見が出てくる	児童数が増え、学級の中に複数の児童生徒集団を組織できる	学校全体の児童生徒数が増え、クラス替えができる	児童生徒集団を必要とする分野の活動が進めやすくなった	児童生徒集団を必要とする分野の活動が進めやすくなった	クラブ活動や部活動の種目を増やせるようになった	保護者数が増えた為、PTA役員などの選出面が改善された	区域拡大した為、多くの地域組織から支援が得やすくなった	児童生徒の見方、考え方の幅を広げることができる	その他	無回答
合計	333 100.0	205 61.6	137 41.1	64 19.2	134 40.2	44 13.2	51 15.3	90 27.0	153 45.9	23 6.9	7 2.1	
100人未満	85 100.0	64 75.3	39 45.9	2 2.4	38 44.7	10 11.8	15 17.6	24 28.2	31 36.5	9 10.6	-	
100人以上、200人未満	103 100.0	65 63.1	53 51.5	5 4.9	53 51.5	13 12.6	17 16.5	21 20.4	44 42.7	5 4.9	4 3.9	
200人以上、300人未満	53 100.0	35 66.0	16 30.2	15 28.3	9 17.0	7 13.2	5 9.4	18 34.0	31 58.5	4 7.5	2 3.8	
300人以上、400人未満	39 100.0	15 38.5	16 41.0	17 43.6	15 38.5	5 12.8	4 10.3	11 28.2	18 46.2	3 7.7	1 2.6	
400人以上、500人未満	19 100.0	10 52.6	5 26.3	8 42.1	7 36.8	3 15.8	3 15.8	7 36.8	11 57.9	1 5.3	-	
500人以上、600人未満	17 100.0	10 58.8	3 17.6	11 64.7	8 47.1	1 5.9	3 17.6	4 23.5	8 47.1	1 5.9	-	
600人以上	16 100.0	6 37.5	4 25.0	6 37.5	4 25.0	4 25.0	4 25.0	5 31.3	9 56.3	-	-	

XII. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」

Ⅲ. 児童（生徒）数	件数	個別の指導ができなくなった	児童生徒が増えたため、学級全体のまとまりに課題が発生	児童生徒が増えたため、一年生からの家族的な集団を卒業まで維持することが困難	児童生徒が増えたため、児童生徒一人一人の出席が減少	学級のまとまりが悪くなり、学級崩壊のような現象が発生	保護者の数が増えたため、PTAのまとまりに課題が発生	地域間の融和やまとまりをどう保持するかという課題が発生	通学距離が大きくなったため、クラブ活動などに支障が発生	母校愛が薄れ、保護者や地域住民の参加の度合いが低下	その他	無回答
合計	333 100.0	103 30.9	34 10.2	14 4.2	117 35.1	10 3.0	114 34.2	202 60.7	125 37.5	40 12.0	56 16.8	16 4.8
100人未満	85 100.0	9 10.6	9 10.6	1 1.2	16 18.8	2 2.4	29 34.1	54 63.5	35 41.2	16 18.8	18 21.2	5 5.9
100人以上、200人未満	103 100.0	40 38.8	15 14.6	1 1.0	41 39.8	1 1.0	33 32.0	59 57.3	39 37.9	10 9.7	18 17.5	5 4.9
200人以上、300人未満	53 100.0	13 24.5	3 5.7	2 3.8	16 30.2	2 3.8	19 35.8	32 60.4	25 47.2	6 11.3	7 13.2	4 7.5
300人以上、400人未満	39 100.0	14 35.9	2 5.1	3 7.7	20 51.3	1 2.6	16 41.0	21 53.8	12 30.8	6 15.4	9 23.1	1 2.6
400人以上、500人未満	19 100.0	10 52.6	2 10.5	2 10.5	8 42.1	3 15.8	5 26.3	16 84.2	4 21.1	1 5.3	-	-
500人以上、600人未満	17 100.0	10 58.8	3 17.6	4 23.5	7 41.2	1 5.9	6 35.3	10 58.8	3 17.6	-	2 11.8	-
600人以上	16 100.0	6 37.5	-	1 6.3	9 56.3	-	5 31.3	10 62.5	6 37.5	1 6.3	2 12.5	1 6.3

XIII. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫

Ⅲ. 児童（生徒）数	件数	学校施設の新設を生かして、オープン・スクールを設置した	学校施設の新設を生かして、学校施設の複合化を進めた	①、②以外の「特色のある学校施設」として新校を建設した	①から③を生かし新しい観点の教育活動に取り組んでいる	クラブ活動、部活動の種目を増やしている	学級内の小集団を編成するなど、授業の進め方を工夫	校内研修の仕組みを導入するなど研修体制の整備充実	教職員数の増加を生かして、教育課程の開発研究などを工夫	その他	無回答
合計	333 100.0	14 4.2	14 4.2	20 6.0	36 10.8	92 27.6	163 48.9	98 29.4	47 14.1	50 15.0	32 9.6
100人未満	85 100.0	-	-	4 4.7	10 11.8	15 17.6	37 43.5	27 31.8	9 10.6	16 18.8	12 14.1
100人以上、200人未満	103 100.0	2 1.9	3 2.9	3 2.9	10 9.7	27 26.2	61 59.2	21 20.4	15 14.6	17 16.5	6 5.8
200人以上、300人未満	53 100.0	1 1.9	3 5.7	3 5.7	3 5.7	18 34.0	23 43.4	11 20.8	7 13.2	8 15.1	7 13.2
300人以上、400人未満	39 100.0	2 5.1	-	4 10.3	3 7.7	12 30.8	18 46.2	11 28.2	7 17.9	4 10.3	4 10.3
400人以上、500人未満	19 100.0	3 15.8	3 15.8	2 10.5	3 15.8	5 26.3	8 42.1	9 47.4	3 15.8	1 5.3	1 5.3
500人以上、600人未満	17 100.0	4 23.5	3 17.6	-	3 17.6	9 52.9	9 52.9	11 64.7	3 17.6	2 11.8	-
600人以上	16 100.0	2 12.5	2 12.5	4 25.0	4 25.0	6 37.5	7 43.8	7 43.8	3 18.8	2 12.5	2 12.5

XIV. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点

Ⅲ. 児童（生徒）数	件数	統合前に、統合校の児童生徒同士での十分な交流を進める	進学実績等で似通ったレベルの学校同士の組み合わせを保障	P T A間の融和、連携	伝統や文化が異なった地域の住民間の融和をどう進めるか	統合対象になった学校の教職員同士の交流や連携	新しい教育活動展開への刺激、学校施設のビジョンなど	校長が適切と考える教職員の配置を最大限尊重する仕組み	新たな負担が発生する中で、国や教育委員会による統合加配	その他	無回答
合計	333 100.0	199 59.8	5 1.5	201 60.4	90 27.0	87 26.1	99 29.7	144 43.2	118 35.4	10 3.0	5 1.5
100人未満	85 100.0	54 63.5	3 3.5	52 61.2	27 31.8	22 25.9	24 28.2	33 38.8	26 30.6	2 2.4	-
100人以上、200人未満	103 100.0	61 59.2	-	65 63.1	22 21.4	21 20.4	34 33.0	42 40.8	38 36.9	3 2.9	4 3.9
200人以上、300人未満	53 100.0	36 67.9	-	32 60.4	14 26.4	12 22.6	14 26.4	24 45.3	19 35.8	1 1.9	1 1.9
300人以上、400人未満	39 100.0	23 59.0	1 2.6	22 56.4	13 33.3	13 33.3	10 25.6	16 41.0	16 41.0	2 5.1	-
400人以上、500人未満	19 100.0	8 42.1	-	13 68.4	6 31.6	5 26.3	4 21.1	11 57.9	10 52.6	-	-
500人以上、600人未満	17 100.0	12 70.6	-	9 52.9	3 17.6	5 29.4	6 35.3	8 47.1	5 29.4	2 11.8	-
600人以上	16 100.0	4 25.0	1 6.3	7 43.8	5 31.3	9 56.3	7 43.8	9 56.3	4 25.0	-	-

XV. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策

Ⅲ. 児童（生徒）数	件数	学校統合はやむを得ない	無理な統合は避けることが望ましい	小学校はぎりぎりまで残すのが望ましい	抜本的な対策を講ずるべきである	その他	無回答
合計	333 100.0	126 37.8	81 24.3	51 15.3	61 18.3	8 2.4	6 1.8
100人未満	85 100.0	26 30.6	19 22.4	15 17.6	24 28.2	1 1.2	-
100人以上、200人未満	103 100.0	43 41.7	22 21.4	16 15.5	16 15.5	3 2.9	3 2.9
200人以上、300人未満	53 100.0	19 35.8	18 34.0	7 13.2	6 11.3	2 3.8	1 1.9
300人以上、400人未満	39 100.0	12 30.8	11 28.2	9 23.1	6 15.4	1 2.6	-
400人以上、500人未満	19 100.0	11 57.9	2 10.5	1 5.3	5 26.3	-	-
500人以上、600人未満	17 100.0	8 47.1	4 23.5	2 11.8	2 11.8	-	1 5.9
600人以上	16 100.0	6 37.5	5 31.3	1 6.3	2 12.5	1 6.3	1 6.3

④ 横軸：学校の統合校数

Ⅶ. 統合校を配置する方式

Ⅵ. 統合校数	件数	統合対象とは別の場所に用地を買収	統合対象とは別の場所に学校用地ではない公共用地を活用	統合対象を拡張など施さずにそのまま統合拠点として活用	隣接地を買収などして校地を拡張し統合対象の一つを利用	小学校と中学校の統合を進め、配置場所は異校種の学校	統合対象とは別の場所に高校や大学の跡地等を活用	その他	無回答
合計	333 100.0	17 5.1	5 1.5	266 79.9	14 4.2	10 3.0	2 0.6	17 5.1	4 1.2
2校	178 100.0	3 1.7	3 1.7	153 86.0	3 1.7	5 2.8	-	11 6.2	1 0.6
3校	99 100.0	7 7.1	1 1.0	76 76.8	5 5.1	4 4.0	1 1.0	3 3.0	2 2.0
4校	30 100.0	3 10.0	1 3.3	22 73.3	3 10.0	1 3.3	-	-	-
5校	16 100.0	4 25.0	-	10 62.5	1 6.3	-	1 6.3	1 6.3	-
6～10校	9 100.0	-	-	5 55.6	2 22.2	-	-	2 22.2	-
11校以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-

VIII. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として児童生徒対象に行なった取り組み

VI. 統合校数	件数	定期的に児童間の交流が図れるよう工夫した	定期的ではないが児童同士の交流が促進されるよう配慮した	特段の措置は講じなかった	その他	無回答
合計	333 100.0	175 52.6	112 33.6	32 9.6	16 4.8	2 0.6
2校	178 100.0	95 53.4	58 32.6	19 10.7	6 3.4	1 0.6
3校	99 100.0	50 50.5	34 34.3	11 11.1	7 7.1	-
4校	30 100.0	15 50.0	11 36.7	2 6.7	2 6.7	-
5校	16 100.0	11 68.8	4 25.0	-	1 6.3	-
6～10校	9 100.0	4 44.4	5 55.6	-	-	-
11校以上	-	-	-	-	-	-

IX. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として保護者や地域住民の間で進めた取り組み

VI. 統合校数	件数	統合対象校の保護者間の 融和のため、PTA同士の 交流	運動会や学芸会、遠足な どの共同実施	地域組織が中心になり地 域運動会等の際に合同チ ームを結成	統合対象校の同窓会組織 間の交流等	同窓会の歴史が保存され るようメモリアル・ル ム等を設置	その他	無 回 答
合 計	333 100.0	219 65.8	57 17.1	10 3.0	13 3.9	58 17.4	64 19.2	27 8.1
2校	178 100.0	122 68.5	30 16.9	5 2.8	10 5.6	29 16.3	30 16.9	14 7.9
3校	99 100.0	65 65.7	17 17.2	3 3.0	2 2.0	16 16.2	25 25.3	6 6.1
4校	30 100.0	19 63.3	4 13.3	1 3.3	1 3.3	7 23.3	3 10.0	2 6.7
5校	16 100.0	8 50.0	3 18.8	-	-	4 25.0	3 18.8	4 25.0
6～10校	9 100.0	5 55.6	3 33.3	1 11.1	-	2 22.2	3 33.3	-
11校以上	-	-	-	-	-	-	-	-

X. 統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点

VI. 統合校数	件数	教職員間の融和	児童生徒間の融和	保護者間の融和	地域住民間の融和	その他	無回答
合計	333 100.0	16 4.8	95 28.5	115 34.5	73 21.9	26 7.8	8 2.4
2校	178 100.0	8 4.5	56 31.5	55 30.9	41 23.0	13 7.3	5 2.8
3校	99 100.0	4 4.0	28 28.3	42 42.4	16 16.2	8 8.1	1 1.0
4校	30 100.0	2 6.7	9 30.0	9 30.0	9 30.0	1 3.3	-
5校	16 100.0	1 6.3	1 6.3	4 25.0	6 37.5	3 18.8	1 6.3
6～10校	9 100.0	1 11.1	1 11.1	5 55.6	1 11.1	1 11.1	-
11校以上	-	-	-	-	-	-	-

XI. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」

VI. 統合校数	件数	学級の児童生徒数が増え、授業にいろいろな意見が出てくる	児童数が増え、学級の中に複数の児童生徒集団を組織できる	学校全体の児童生徒数が増え、クラス替えができる	児童生徒集団を必要とする分野の活動が進めやすくなった	クラブ活動や部活動の種目を増やせるようになった	保護者数が増えた為、PTA役員などの選出面が改善された	区域拡大した為、多くの地域組織から支援が得やすくなった	児童生徒の見方、考え方の幅を広げることができる	その他	無回答
合計	333 100.0	205 61.6	137 41.1	64 19.2	134 40.2	44 13.2	51 15.3	90 27.0	153 45.9	23 6.9	7 2.1
2校	178 100.0	102 57.3	66 37.1	30 16.9	70 39.3	22 12.4	35 19.7	54 30.3	82 46.1	17 9.6	3 1.7
3校	99 100.0	65 65.7	38 38.4	21 21.2	39 39.4	13 13.1	9 9.1	27 27.3	47 47.5	6 6.1	3 3.0
4校	30 100.0	20 66.7	18 60.0	9 30.0	12 40.0	4 13.3	5 16.7	4 13.3	13 43.3	-	-
5校	16 100.0	11 68.8	12 75.0	2 12.5	10 62.5	1 6.3	1 6.3	4 25.0	6 37.5	-	-
6～10校	9 100.0	7 77.8	3 33.3	2 22.2	3 33.3	4 44.4	1 11.1	1 11.1	5 55.6	-	-
11校以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

XII. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」

VI. 統合校数	件数	児童生徒が増えたため、個別の指導ができにくくなった	児童生徒が増えたため、学級全体のまとまりに課題が発生	一年生からの家族的な集団を卒業まで維持することが困難	児童生徒が増えたため、児童生徒一人一人の出番が減少	学級のまとまりが悪くなり、学級崩壊のような現象が発生	保護者の数が増えたため、PTAのまとまりに課題が発生	地域間の融和やまとまりをどう保持するかという課題が発生	通学距離が大きくなったため、クラブ活動などに支障が発生	母校愛が薄れ、保護者や地域住民の参加の度合いが低下	その他	無回答
合計	333 100.0	103 30.9	34 10.2	14 4.2	117 35.1	10 3.0	114 34.2	202 60.7	125 37.5	40 12.0	56 16.8	16 4.8
2校	178 100.0	53 29.8	21 11.8	11 6.2	54 30.3	7 3.9	59 33.1	110 61.8	67 37.6	22 12.4	25 14.0	9 5.1
3校	99 100.0	29 29.3	10 10.1	2 2.0	42 42.4	3 3.0	32 32.3	56 56.6	40 40.4	10 10.1	25 25.3	3 3.0
4校	30 100.0	13 43.3	1 3.3	1 3.3	12 40.0	-	10 33.3	22 73.3	7 23.3	5 16.7	3 10.0	2 6.7
5校	16 100.0	6 37.5	2 12.5	-	6 37.5	-	8 50.0	8 50.0	8 50.0	2 12.5	2 12.5	-
6～10校	9 100.0	2 22.2	-	-	3 33.3	-	5 55.6	6 66.7	3 33.3	1 11.1	1 11.1	1 11.1
11校以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

XIII. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫

VI. 統合校数	件数	学校施設の新設を生かして、オープン・スクールを設置した	学校施設の新設を生かして、学校施設の複合化を進めた	①、②以外の「特色のある学校施設」として新校を建設した	①から③を生かし新しい観点の教育活動に取り組んでいる	①から③を生かし新しい観点の教育活動に取り組んでいる	クラブ活動、部活動の種目を増やしている	学級内の小集団を編成するなど、授業の進め方を工夫	校内研修の仕組みを導入するなど研修体制の整備充実	教職員数の増加を生かして、教育課程の開発研究などを工夫	その他	無回答
合計	333 100.0	14 4.2	14 4.2	20 6.0	36 10.8	92 27.6	163 48.9	98 29.4	47 14.1	50 15.0	32 9.6	
2校	178 100.0	4 2.2	5 2.8	8 4.5	17 9.6	40 22.5	81 45.5	47 26.4	24 13.5	33 18.5	17 9.6	
3校	99 100.0	6 6.1	5 5.1	7 7.1	10 10.1	33 33.3	48 48.5	27 27.3	14 14.1	15 15.2	12 12.1	
4校	30 100.0	3 10.0	1 3.3	2 6.7	5 16.7	8 26.7	18 60.0	11 36.7	5 16.7	-	1 3.3	
5校	16 100.0	-	1 6.3	2 12.5	2 12.5	7 43.8	10 62.5	7 43.8	1 6.3	1 6.3	1 6.3	
6～10校	9 100.0	1 11.1	2 22.2	1 11.1	2 22.2	4 44.4	6 66.7	6 66.7	3 33.3	1 11.1	-	
11校以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

XIV. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点

VI. 統合校数	件数	統合前に、統合校の児童生徒同士での十分な交流を進める	進学実績等で似通ったレベルの学校同士の組み合わせを保障	P T A間の融和、連携	伝統や文化が異なった地域の住民間の融和をどう進めるか	統合対象になった学校の教職員同士の交流や連携	新しい教育活動展開への刺激、学校施設のビジョンなど	校長が適切と考える教職員の配置を最大限尊重する仕組み	新たな負担が発生するの で、国や教育委員会による統合加配	その他	無回答
合計	333 100.0	199 59.8	5 1.5	201 60.4	90 27.0	87 26.1	99 29.7	144 43.2	118 35.4	10 3.0	5 1.5
2校	178 100.0	104 58.4	2 1.1	116 65.2	51 28.7	46 25.8	47 26.4	76 42.7	66 37.1	5 2.8	3 1.7
3校	99 100.0	58 58.6	1 1.0	58 58.6	21 21.2	31 31.3	32 32.3	45 45.5	31 31.3	4 4.0	1 1.0
4校	30 100.0	23 76.7	-	14 46.7	11 36.7	4 13.3	10 33.3	13 43.3	13 43.3	-	-
5校	16 100.0	9 56.3	2 12.5	10 62.5	3 18.8	4 25.0	4 25.0	5 31.3	7 43.8	1 6.3	-
6～10校	9 100.0	5 55.6	-	3 33.3	4 44.4	2 22.2	6 66.7	5 55.6	1 11.1	-	-
11校以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

XV. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策

VI. 統合校数	件数	学校統合はやむを得ない	無理な統合は避けることが望ましい	小学校はぎりぎりまで残すのが望ましい	抜本的な対策を講ずるべきである	その他	無回答
合計	333 100.0	126 37.8	81 24.3	51 15.3	61 18.3	8 2.4	6 1.8
2校	178 100.0	63 35.4	41 23.0	33 18.5	36 20.2	2 1.1	3 1.7
3校	99 100.0	34 34.3	30 30.3	12 12.1	17 17.2	5 5.1	1 1.0
4校	30 100.0	18 60.0	6 20.0	4 13.3	1 3.3	1 3.3	-
5校	16 100.0	6 37.5	4 25.0	2 12.5	4 25.0	-	-
6～10校	9 100.0	5 55.6	-	-	3 33.3	-	1 11.1
11校以上	-	-	-	-	-	-	-

⑤ 横軸：統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点

XIV. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点

X. 統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点	件数	統合前に、統合校の児童生徒同士での十分な交流を進める	進学実績等で似通ったレベルの学校同士の組み合わせを保障	P T A間の融和、連携	伝統や文化が異なった地域の住民間の融和をどう進めるか	統合対象になった学校の教職員同士の交流や連携	新しい教育活動展開への刺激、学校施設のビジョンなど	校長が適切と考える教職員の配置を最大限尊重する仕組み	新たな負担が発生するの で、国や教育委員会による統合加配	その他	無回答
合計	333 100.0	199 59.8	5 1.5	201 60.4	90 27.0	87 26.1	99 29.7	144 43.2	118 35.4	10 3.0	5 1.5
教職員間の融和	16 100.0	9 56.3	1 6.3	7 43.8	6 37.5	10 62.5	4 25.0	6 37.5	5 31.3	-	-
児童生徒間の融和	95 100.0	73 76.8	-	57 60.0	16 16.8	32 33.7	22 23.2	45 47.4	26 27.4	4 4.2	1 1.1
保護者間の融和	115 100.0	57 49.6	-	84 73.0	24 20.9	28 24.3	41 35.7	52 45.2	41 35.7	4 3.5	1 0.9
地域住民間の融和	73 100.0	39 53.4	3 4.1	40 54.8	38 52.1	10 13.7	25 34.2	26 35.6	33 45.2	-	-
その他	26 100.0	17 65.4	1 3.8	10 38.5	5 19.2	6 23.1	6 23.1	12 46.2	11 42.3	2 7.7	-

XV. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策

X. 統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点	件数	学校統合はやむを得ない	無理な統合は避けることが望ましい	小学校はぎりぎりまで残すのが望ましい	抜本的な対策を講ずるべきである	その他	無回答
合 計	333 100.0	126 37.8	81 24.3	51 15.3	61 18.3	8 2.4	6 1.8
教職員間の融和	16 100.0	4 25.0	4 25.0	4 25.0	4 25.0	-	-
児童生徒間の融和	95 100.0	36 37.9	26 27.4	14 14.7	16 16.8	2 2.1	1 1.1
保護者間の融和	115 100.0	44 38.3	23 20.0	15 13.0	25 21.7	5 4.3	3 2.6
地域住民間の融和	73 100.0	27 37.0	20 27.4	13 17.8	12 16.4	1 1.4	-
その他	26 100.0	12 46.2	6 23.1	5 19.2	3 11.5	-	-

⑥ 横軸：統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」

XIV. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点

件数	統合前に、統合校の児童生徒同士での十分な交流を進める	進学実績等で似通ったレベルの学校同士の組み合わせを保障	P T A間の融和、連携	伝統や文化が異なった地域の住民間の融和をどう進めるか	統合対象になった学校の教職員同士の交流や連携	新しい教育活動展開への刺激、学校施設のビジョンなど	校長が適切と考える教職員の配置を最大限尊重する仕組み	新たな負担が発生するの で、国や教育委員会による統合加配	その他	無回答	
X I. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」											
合計	333 100.0	199 59.8	5 1.5	201 60.4	90 27.0	87 26.1	99 29.7	144 43.2	118 35.4	10 3.0	5 1.5
学級の児童生徒数が増え、授業にいろいろな意見が出てくる	205 100.0	137 66.8	1 0.5	130 63.4	57 27.8	56 27.3	52 25.4	81 39.5	76 37.1	6 2.9	-
児童数が増え、学級の中に複数の児童生徒集団を組織できる	137 100.0	81 59.1	3 2.2	90 65.7	33 24.1	38 27.7	43 31.4	56 40.9	54 39.4	4 2.9	1 0.7
学校全体の児童生徒数が増え、クラス替えができる	64 100.0	33 51.6	1 1.6	38 59.4	17 26.6	23 35.9	20 31.3	32 50.0	23 35.9	2 3.1	-
児童生徒集団を必要とする分野の活動が進めやすくなった	134 100.0	78 58.2	-	84 62.7	34 25.4	32 23.9	41 30.6	69 51.5	57 42.5	7 5.2	-
クラブ活動や部活動の種目を増やせるようになった	44 100.0	22 50.0	1 2.3	19 43.2	12 27.3	13 29.5	18 40.9	24 54.5	18 40.9	3 6.8	-
保護者数が増えた為、P T A役員などの選出面が改善された	51 100.0	35 68.6	-	40 78.4	11 21.6	12 23.5	8 15.7	24 47.1	15 29.4	-	1 2.0
区域拡大した為、多くの地域組織から支援が得やすくなった	90 100.0	60 66.7	2 2.2	62 68.9	22 24.4	29 32.2	24 26.7	38 42.2	25 27.8	-	-
児童生徒の見方、考え方の幅を広げることができる	153 100.0	90 58.8	2 1.3	85 55.6	50 32.7	37 24.2	46 30.1	71 46.4	58 37.9	2 1.3	1 0.7
その他	23 100.0	14 60.9	1 4.3	11 47.8	8 34.8	4 17.4	13 56.5	8 34.8	4 17.4	2 8.7	-

XV. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策

件数	学校統合はやむを得ない	無理な統合は避けたい が望ましい	小学校はぎりぎりまで残すのが望ましい	抜本的な対策を講ずるべきである	その他	無回答	
X I. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」							
合計	333 100.0	126 37.8	81 24.3	51 15.3	61 18.3	8 2.4	6 1.8
学級の児童生徒数が増え、授業にいろいろな意見が出てくる	205 100.0	80 39.0	55 26.8	30 14.6	34 16.6	4 2.0	2 1.0
児童数が増え、学級の中に複数の児童生徒集団を組織できる	137 100.0	52 38.0	32 23.4	21 15.3	24 17.5	5 3.6	3 2.2
学校全体の児童生徒数が増え、クラス替えができる	64 100.0	26 40.6	15 23.4	11 17.2	9 14.1	2 3.1	1 1.6
児童生徒集団を必要とする分野の活動が進めやすくなった	134 100.0	47 35.1	33 24.6	22 16.4	28 20.9	3 2.2	1 0.7
クラブ活動や部活動の種目を増やせるようになった	44 100.0	18 40.9	7 15.9	7 15.9	11 25.0	1 2.3	-
保護者数が増えた為、PTA役員などの選出面が改善された	51 100.0	25 49.0	11 21.6	4 7.8	10 19.6	-	1 2.0
区域拡大した為、多くの地域組織から支援が得やすくなった	90 100.0	33 36.7	25 27.8	9 10.0	21 23.3	2 2.2	-
児童生徒の見方、考え方の幅を広げることができる	153 100.0	61 39.9	36 23.5	20 13.1	32 20.9	3 2.0	1 0.7
その他	23 100.0	9 39.1	1 4.3	8 34.8	3 13.0	2 8.7	-

⑦ 横軸：統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」

XIV. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点

件数	統合前に、統合校の児童生徒同士での十分な交流を進める	統合前の学校同士の組み合わせを保障	進学実績等で似通ったレベルの学校同士の組み合わせ	P T A間の融和、連携	伝統や文化が異なった地域の住民間の融和をどう進めるか	統合対象になった学校の教職員同士の交流や連携	新しい教育活動展開への刺激、学校施設のビジョンなど	校長が適切と考える教職員の配置を最大限尊重する仕組み	新たな負担が発生するので、国や教育委員会による統合加配	その他	無回答
X II. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」											
合計	333 100.0	199 59.8	5 1.5	201 60.4	90 27.0	87 26.1	99 29.7	144 43.2	118 35.4	10 3.0	5 1.5
児童生徒が増えたため、個別的な指導ができにくくなった	103 100.0	56 54.4	-	61 59.2	26 25.2	29 28.2	31 30.1	52 50.5	45 43.7	4 3.9	-
児童生徒が増えたため、学級全体のまとまりに課題が発生	34 100.0	25 73.5	-	23 67.6	10 29.4	11 32.4	6 17.6	14 41.2	10 29.4	1 2.9	-
一年生からの家族的な集団を卒業まで維持することが困難	14 100.0	10 71.4	1 7.1	9 64.3	3 21.4	6 42.9	3 21.4	7 50.0	3 21.4	-	-
児童生徒数が増えたため、児童生徒一人一人の出番が減少	117 100.0	71 60.7	2 1.7	78 66.7	31 26.5	35 29.9	37 31.6	53 45.3	37 31.6	2 1.7	-
学級のまとまりが悪くなり、学級崩壊のような現象が発生	10 100.0	6 60.0	-	4 40.0	4 40.0	4 40.0	3 30.0	6 60.0	3 30.0	-	-
保護者の数が増えたため、P T Aのまとまりに課題が発生	114 100.0	60 52.6	-	82 71.9	31 27.2	25 21.9	36 31.6	45 39.5	49 43.0	4 3.5	1 0.9
地域間の融和やまとまりをどう保持するかという課題が発生	202 100.0	125 61.9	1 0.5	126 62.4	66 32.7	50 24.8	55 27.2	89 44.1	74 36.6	6 3.0	1 0.5
通学距離が大きくなったため、クラブ活動などに支障が発生	125 100.0	70 56.0	2 1.6	80 64.0	28 22.4	29 23.2	41 32.8	65 52.0	43 34.4	5 4.0	1 0.8
母校愛が薄れ、保護者や地域住民の参加の度合いが低下	40 100.0	19 47.5	-	19 47.5	16 40.0	8 20.0	19 47.5	16 40.0	22 55.0	1 2.5	-
その他	56 100.0	39 69.6	2 3.6	25 44.6	14 25.0	14 25.0	20 35.7	21 37.5	23 41.1	2 3.6	-

XV. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策

件数	学校統合はやむを得ない	無理な統合は避けることが望ましい	小学校はぎりぎりまで残すのが望ましい	抜本的な対策を講ずるべきである	その他	無回答	
X II. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」							
合計	333 100.0	126 37.8	81 24.3	51 15.3	61 18.3	8 2.4	6 1.8
児童生徒が増えたため、個別的な指導ができにくくなった	103 100.0	43 41.7	24 23.3	11 10.7	20 19.4	4 3.9	1 1.0
児童生徒が増えたため、学級全体のまとまりに課題が発生	34 100.0	11 32.4	11 32.4	2 5.9	10 29.4	-	-
一年生からの家族的な集団を卒業まで維持することが困難	14 100.0	3 21.4	9 64.3	1 7.1	1 7.1	-	-
児童生徒数が増えたため、児童生徒一人一人の出番が減少	117 100.0	48 41.0	20 17.1	19 16.2	25 21.4	3 2.6	2 1.7
学級のまとまりが悪くなり、学級崩壊のような現象が発生	10 100.0	4 40.0	3 30.0	2 20.0	1 10.0	-	-
保護者の数が増えたため、PTAのまとまりに課題が発生	114 100.0	41 36.0	31 27.2	16 14.0	23 20.2	1 0.9	2 1.8
地域間の融和やまとまりをどう保持するかという課題が発生	202 100.0	80 39.6	55 27.2	30 14.9	31 15.3	3 1.5	3 1.5
通学距離が大きくなったため、クラブ活動などに支障が発生	125 100.0	46 36.8	31 24.8	21 16.8	22 17.6	4 3.2	1 0.8
母校愛が薄れ、保護者や地域住民の参加の度合いが低下	40 100.0	18 45.0	8 20.0	10 25.0	3 7.5	1 2.5	-
その他	56 100.0	19 33.9	14 25.0	11 19.6	10 17.9	2 3.6	-

⑧ 横軸：統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫

XIV. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点

件数	統合前に、統合校の児童生徒同士での十分な交流を進める	進学実績等で似通ったレベルの学校同士の組み合わせを保障	P T A間の融和、連携	伝統や文化が異なった地域の住民間の融和をどう進めるか	統合対象になった学校の教職員同士の交流や連携	新しい教育活動展開への刺激、学校施設のビジョンなど	校長が適切と考える教職員の配置を最大限尊重する仕組み	新たな負担が発生するの で、国や教育委員会による統合加配	その他	無回答	
XⅢ. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫											
合計	333 100.0	199 59.8	5 1.5	201 60.4	90 27.0	87 26.1	99 29.7	144 43.2	118 35.4	10 3.0	5 1.5
学校施設の新設を生かして、オープン・スクールを設置した	14 100.0	5 35.7	-	7 50.0	4 28.6	4 28.6	9 64.3	8 57.1	5 35.7	-	-
学校施設の新設を生かして、学校施設の複合化を進めた	14 100.0	8 57.1	-	8 57.1	2 14.3	6 42.9	9 64.3	6 42.9	3 21.4	-	-
①、②以外の「特色のある学校施設」として新校を建設した	20 100.0	7 35.0	1 5.0	6 30.0	6 30.0	5 25.0	7 35.0	13 65.0	12 60.0	1 5.0	-
①から③を生かし新しい観点の教育活動に取り組んでいる	36 100.0	14 38.9	2 5.6	17 47.2	12 33.3	10 27.8	18 50.0	18 50.0	17 47.2	-	-
クラブ活動、部活動の種目を増やしている	92 100.0	51 55.4	2 2.2	50 54.3	25 27.2	25 27.2	32 34.8	45 48.9	37 40.2	4 4.3	1 1.1
学級内の小集団を編成するなど、授業の進め方を工夫	163 100.0	103 63.2	1 0.6	97 59.5	37 22.7	50 30.7	55 33.7	68 41.7	64 39.3	3 1.8	1 0.6
校内研修の仕組みを導入するなど研修体制の整備充実	98 100.0	57 58.2	-	58 59.2	30 30.6	24 24.5	31 31.6	51 52.0	31 31.6	1 1.0	1 1.0
教職員数の増加を生かして、教育課程の開発研究などを工夫	47 100.0	29 61.7	-	30 63.8	12 25.5	7 14.9	18 38.3	24 51.1	15 31.9	3 6.4	1 2.1
その他	50 100.0	26 52.0	1 2.0	32 64.0	13 26.0	10 20.0	16 32.0	24 48.0	15 30.0	4 8.0	-

XV. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策

	件数	学校統合はやむを得ない	無理な統合は避けることが望ましい	小学校はぎりぎりまで残すのが望ましい	抜本的な対策を講ずるべきである	その他	無回答
XⅢ. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫							
合計	333 100.0	126 37.8	81 24.3	51 15.3	61 18.3	8 2.4	6 1.8
学校施設の新設を生かして、オープン・スクールを設置した	14 100.0	7 50.0	4 28.6	1 7.1	2 14.3	-	-
学校施設の新設を生かして、学校施設の複合化を進めた	14 100.0	6 42.9	3 21.4	2 14.3	2 14.3	1 7.1	-
①、②以外の「特色のある学校施設」として新校を建設した	20 100.0	4 20.0	5 25.0	2 10.0	7 35.0	2 10.0	-
①から③を生かし新しい観点の教育活動に取り組んでいる	36 100.0	14 38.9	10 27.8	1 2.8	10 27.8	1 2.8	-
クラブ活動、部活動の種目を増やしている	92 100.0	32 34.8	20 21.7	16 17.4	20 21.7	1 1.1	3 3.3
学級内の小集団を編成するなど、授業の進め方を工夫	163 100.0	61 37.4	43 26.4	23 14.1	28 17.2	6 3.7	2 1.2
校内研修の仕組みを導入するなど研修体制の整備充実	98 100.0	44 44.9	11 11.2	17 17.3	22 22.4	1 1.0	3 3.1
教職員数の増加を生かして、教育課程の開発研究などを工夫	47 100.0	14 29.8	6 12.8	10 21.3	13 27.7	2 4.3	2 4.3
その他	50 100.0	19 38.0	5 10.0	10 20.0	11 22.0	5 10.0	-

4 自由記述部分の集計

SEQ	S- No.	II. 種類【その他】
1	192	同居連携型中高一貫教育校

SEQ	S- No.	VII. 統合校を配置する方式【その他】
1	012	中越大震災により、校舎が半壊となり、統合された。
2	044	すでに廃校になった学校の校舎の利用。
3	093	統合対象校の一つの校舎を2年間活用し、その間にもう一つの校地に新しく校舎を建設して、完成後に移転した。
4	097	平成18年4月から平成20年12月までは、統合対象となった1校を使用。平成21年1月からは、他の統合対象校の跡地とUR都市機構の団地跡地の土地を交換し、団地跡地に新設した校舎を使用している。
5	113	廃校により、本校に統合。
6	131	統合対象とされた学校の一つのキャンパスを取り壊し、新校舎運動場を設置建設中、他の学校を仮校舎とし、2年間過ごす。
7	142	統合対象の小学校のひとつの校舎と、統合対象の中学校のひとつの校舎を使い、さらに間に増築棟を建てた。
8	164	統合で廃校になった学校（中学校）を小学校用に改修し、新しく2小学校統合校舎として設置された。
9	192	高校内に設置された。
10	233	統合対象となった1つに、1部旧校舎を残してあとは全て新築として。
11	237	対象2校のキャンパス両方を活用・設置。
12	262	平成17年度の卒業生で在籍児童がいなくなり、その後、平成19年度の新入児童からは本校に入学する事になった。また、同校区の中学校が19年度で統廃合となった校舎に平成20年度の1学期末に移転した。移転理由は校舎の老朽化の為である。
13	279	統合対象のキャンパスを使用。一部改修。
14	281	用地の拡張はないが、校地内に校舎1棟（2階建）を新設し不足教室分に充てた。
15	303	閉校になった学校が本校に統合された。
16	316	統合対象校の中間地点にある中学校の校地を拡張のうえ設置。
17	332	本校が中心となり吸収している。

SEQ	S- No.	VIII. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として児童生徒対象に行なった取り組み【その他】
1	012	半壊したため、即当校の空き教室を使用して授業を再開したので、交流もよくできた。
2	018	教育課程編成について、両校の職員間で協議を行ない、児童の日常生活や学習活動が円滑に進められるよう配慮した。統合を見据えて、新入学児の教材、教具の共通化を図った。
3	024	文化祭の交流。総合の合同授業。
4	028	学校行事以外での交流学习を不定期に実施した。
5	051	各学期に2～3回程度、交流学习を実施すると共に、社会見学や小運動会を合同で行ない、交流を図った。
6	073	隣接校が昭和63年3月に休校となり、昭和63年4月より、(平成18年9月に廃校)本校に通学しているため、当時の状況は把握できない。以下の設問についても、空白にします。
7	095	「②統合予定の各学校の週時程や月時程に交流学习を位置づけるほど、定期的な交流は進められなかったが、運動会や学芸会等の学校行事では、つとめて(生徒)同士の交流が促進されるよう配慮した。」に近いですが、運動会や音楽会の交流は行きませんでした。合同のキャンプや遠足のときに交流することを行いました。
8	103	交流学习を1日だけ実施した。
9	131	先生方の交流も密に行なった。
10	141	統合前年度の中学2年生の広島体験学習(宿泊体験)を3校合同で行なった。
11	165	学校訪問交流、通学体験。
12	169	県の集合学習事業で、毎年4回程度合同で、授業を行なった。
13	225	各学年とも学期に1度の交流授業を行ない、第5学年については合宿(野外活動)やスキー合宿、陸上記録会などの行事も共に行なった。
14	236	修学旅行や校外学習等を合同で行った。
15	242	不定期であるが、生徒会役員の交流、両校全校生徒による合唱交流会を実施した。
16	258	スポーツ交流会(年間1回)。修学旅行、若狭研修、横蔵研修、社会見学等の学校行事を合同で行った。

SE Q	S- No.	IX. 学校統合を円滑に進めるために統合前の準備として保護者や地域住民の間で進めた取り組み【その他】
1	012	温かく迎えることができた（震災によるため）。
2	013	P T A役員レベルでの交流。地域については、21年度に旧2校の地域教育会議が統合し、新設中学校区地域教育会議が発足。
3	014	統合前の2年間、教育委員会、地域住民、保護者、学校それぞれの代表者を構成員とする総合委員会が組織された。
4	016	記念誌、記念祭などそれぞれの学校の歴史をまとめる事業。統合後のP T A活動が円滑に進むよう組織作りのための会議。
5	018	学校公開日（「みんなの登校日」）や各行事への案内をし、参加、理解を進めた。町内唯一の幼稚園保護者へ校報を配布し、学校への理解が深められるよう配慮した。
6	021	統合に向けて校名、校歌、校章などを保護者や地域住民もいっしょに考えるための検討委員会が組織された。
7	024	P T Aの役員会の開催。授業参観、校舎見学。
8	031	統合のための委員会を組織し、各校のP T Aで幾度となく会合を実施した。
9	035	統合初年度のP T A役員選出について、統合前にP T A同士の話し合いが進められた。
10	036	メモリアルCD作成。
11	039	学校（教育委員会を含む）、保護者、自治会関係者による学校再編成検討委員会を設置し、統合合意形成（新校の理念形成を含む）を図り、地域、保護者、学校で協力して校区づくりを推進した。
12	043	行政を中心に、統合実行委員会を組織し、統合の準備を進めた。
13	048	双方のP T A役員同士で、学校行事について打ち合わせを行なった。校舎見学を実施。子ども会の運営について打ち合わせ。
14	060	統合後のP T A活動を円滑に進めるため。役員レベルでの会議・交流。
15	063	統合対象校のそれぞれの歴史が保存されたDVD、CDをそれぞれ作成し、配布した。
16	070	教育委員会、保護者代表、地区代表、学校関係者で、統合推進委員会を設置し、統合に向けてのタイムスケジュール、課題などについて協議した。
17	086	P T A、地域住民間の事前の取り組みは、実施しなかった。
18	129	通学安全の確保のため、通学路の見直しと設定。登下校の安全とサポートする自治会等の体制。

19	134	内覧会の実施。
20	136	閉校、開校実行委員会を立ち上げ、地域住民の参加を募った。
21	141	P T Aで統合準備委員会を組織し、通学対策・施設関係・P T A組織づくり・制服の選定などについて、議論を深めた。
22	142	学校、行政、地域、P T Aによる設立準備委員会を設置した。
23	146	特段、これと言ったものはなく、どのように進めていくかなど話し合いが行なわれた程度と聞いている。
24	156	市教委が保護者を対象に、統合についての説明会を実施しました。
25	159	それぞれの学区へ教委が足を運び、不安点などを解消する説明会を何度も開いた。
26	172	何もしなかった。
27	173	P T A代表、地域住民代表、教職員代表が、統合協議会を設置し、校名、校章、通信路などについて協議した。
28	182	スクールバス運行。
29	184	以前の町内3小学校1中学校によるP T Aの球技大会などをずっと実施してきており、交流は深められていた。他に合同の研修会を何1回必ずやってきていた。
30	185	P T A本部役員が、P T A組織の編成を行なった。
31	190	各校のP T A役員が、対象校の活動（行事など）を視察し、統合後に向けた準備買いです。の参考にしていく。
32	206	保護者を対象に学校説明会を実施した。
33	213	交流学习（子どもを中心に）通常の授業。
34	217	行事（文化祭）において、生徒会の交流、参加を行なった。
35	221	統合に関わった職員がいないので、不明であるが、100名程度の学校に、5名程度の学校が統合したので、統合というよりは吸収合併という形である。
36	222	統合準備会の中にP T A、自治会などの組織の代表が委員として入り、意見交流した。
37	225	閉校準備委員会が設置され、通学方法や校則などについて協議してきた。
38	228	両校のP T A役員と区長を統合準備員として統合準備委員会を組織し、校名、校歌、校章等について協議を行い決定した。
39	240	P T Aの今後の組織や活動内容について話し合いを行った。
40	242	P T A役員との交流。
41	253	P T A同士の懇親会を開催した。

42	258	各校でそれぞれの学校の歴史をまとめた記念誌のアルバムを作った。
43	262	特段していない。
44	263	特に行っていない。
45	264	特別な取り組みはなかった。
46	271	特に行っていない。住民（保護者）説明会のみ。
47	272	特にやらなかった。
48	277	学校統合に向けた町教育行政の対住民説明会等（保護者含む）が何回となく開催されたが、町教育行政側と住民（保護者）側とのわだかまり、しこりが残り、また統合反対の意識が強く残ったままの学校統合であった。その為、保護者間の交流や住民同士の融和に向けた取り組みが後になり、スタートしたというような状況であった。
49	278	特に行っていない。
50	281	統合に関する説明会が数回開かれた（市教委主催）。
51	283	①統合PTA連絡協議会、統合後の新しいPTAの立ち上げの為、両校のPTA規約等の検討を行った。統合地域協議会、2つの村の代表が統合について話し合う会を立ち上げた。
52	286	保護者に授業の様子を参観してもらったり、学校、PTAのことなどを説明する会を設けた。保護者や地域住民に対する統合の説明は町が実施した。
53	287	特に行われなかった。
54	298	統合実行委員会（2校の管理職、PTA会長、PTA副会長、区長、地域の有志等）による話し合い。
55	322	「①統合対象校の保護者間の融和のため、PTA同士の交流が進められた。」、「②保護者や地域住民同士が交流できるように、運動会や学芸会、遠足などの共同実施が進められた。」、「③統合対象校の地域住民間の融和のため、町内会・自治会等の地域組織が中心になり、地域運動会等の行事等に際して合同チームが結成されるなど工夫が進められた。」、「④学校統合を円滑に進めるため、統合対象校の同窓会組織間の交流等が進められた。」、「⑤学校統合を円滑に進めるため、統合対象校のそれぞれの同窓会の歴史が保存されるよう、メモリアル・ルーム、メモリアル・コーナーなどの設置が進められた。」、分校との統合の為、上記のような特段の措置は講じていない。
56	331	生徒指導、生徒理解の為に職員間の交流を行った。

SE Q	S- No.	X. 統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じた点【その他】
1	017	スクールバスの運行。
2	018	殊に新規保護者の学校事情の相違に関する理解。
3	036	困難ではありませんが、保護者間、地域住民間の融和は気遣いました。
4	039	統合校として、旧3校の歴史を受け継ぎつつも、新設校としての新しい学校を具体的な日常の教育活動を通じて、創造していくこと。現在3年目に入るが、その程度の期間は落ち着くまで必要です。この期間には、①～④に関する課題が山積みです。
5	103	特に困難な感じはなかった。
6	114	校舎の収容キャパシティー。
7	142	保護者、地域の統合への理解と、小中一貫校への理解。
8	162	通学方法、時程
9	182	教職員と各地区の保護者、住民との融和。
10	184	スクールバス使用に伴う、通学路、方法など、何度も話し合いを重ねた。
11	217	部活動
12	224	閉校となる地域が、交通の不便なところのため、通学をどのようにしていくかという課題の解決が大きかった。通学バスを用意することや、バスのないときには、タクシーを使用し、公費で賄うことが約束され、実現に至っている。
13	257	元々、地域全体を知っているような所なので特に困難はなかった。
14	258	バス通学指導・運動会等様々な行事の企画、運営。校舎内外の安全対策がNo. 1。掲示の仕方。ランチルームの運営がNo. 2。
15	262	引越し作業の段取り。
16	269	特に大きな困難を感じる事はなかったが、学区の拡大によるスクールバス等の配車や各行事の時間調整に配慮を要した。
17	277	統合新校で部活動に入部する際に、「新たな部を作ってくれ」との要求に対し、前の学校では指導者がいて活動していたが、統合新校では指導者の配置もなく新設する事が出来なかった（生徒・保護者の不満が大きかった）。スクールバスの運行について、登下校はもちろんの事、部活動対応のバスの運行について、個々への対応がなかなか困難であった。今も困難である。

18	280	教育委員会・保護者・地域住民の意識の統一。
19	281	統合校の教室数が少なく、校舎の老朽化が激しい為、校舎を増築新設し、既存校舎の耐震補強工事及び全面改修工事が2年がかりで行われている。その為、統合が2段階で行われて、1校2校舎での学校運営が3年間続き、その後、完全に統合となるという変則的な統合となり、2校舎間の連絡調整、児童の交流、通学バスの問題、PTAの組織改編などの困難な事柄が多数ある。
20	294	教育委員会・保護者・地域住民の意識の統一。

SE Q	S- No.	X I. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「良さ」【その他】
1	041	生徒数10人未満の極小規模校との統合だったため、生徒数が増え、学校の教育活動へ「良さ」が生まれたと感じることはほとんどありません。
2	070	児童数が増えることにより、新たな友達が増えて、喜ぶ児童の姿が多くみられた。
3	072	「①学級それぞれの児童生徒数が増え、授業に際していろいろな意見が出てくるようになった。」～「⑧異なった歴史や文化を持つ地域の児童生徒が学校に在籍すようになり、児童生徒の見方、考え方の幅を広げることができるようになった。」まで、全てなし。
4	107	生徒の6名が増えただけなので、集団としては大きな変化はなかった。友達ができたり、集団との関わりができたのはよかった。
5	111	通学区域が拡大したが、拡大地域からの通学児童は少なく、大きな変化はない（統合ではなく、児童数減少による廃校のため）。
6	114	良いことは何もありません。統合前は各学級で、適切な規模だった。長い間の伝統を継ぐのに困難（全てゼロにするということだったので）。4年間連続の工事に次ぐ工事で、子どもも教員も相当のリスクがある。
7	132	各地域の教材を有効活用できる。部活動の質的強化。学習環境（情報機器など）の整備。
8	140	備品が増加した。
9	143	増加児童数は、各クラス0～1名程度なので、大きな変化はなかった。
10	219	友達関係が広がり、活動範囲も広がった。放課後の遊びなど。
11	235	上記「1. 学級それぞれの児童生徒数が増え、授業に際していろいろな意見が出てくるようになった。」以外では良さは感じられません。
12	257	閉校した学校からの新1年生の児童が1名しかおらず、幼稚園時も一緒に活動していた為、特に変化なし。

13	262	本校の場合、形式的には統合になるかもしれませんが、実質は何も変わらず、校舎移転によるメリットがいくつかあるだけです。メリットとしては、校舎が新しくなり、使いやすくなった。
14	263	小規模校で小・中と固定化されていた人間関係から開放され、自分の違った長所を發揮できるようになった生徒が見られた。
15	266	6年、6年、4年、3名2家庭が増えただけです。大きな変化はありません。
16	277	より人数の多い学校への統合であった為、授業（特に音楽・体育）や部活動（種類が多い）、行事面（体育大会、音楽発表会等）で幅広い活動が出来るようになった。又、生徒の可能性を導き出す事やニーズに応じた活動が出来る様になった。
17	283	2校の伝統文化を統合し新しい学校作りを目指したので、学校を変えるチャンスとなった。統合加配で教員を1名、適応指導員（カウンセラー）を1名配置して頂いたのが良かった。
18	298	複式学級の解消。
19	305	統合された一方の学校の児童数が3名なので、大きな変化はなかった。
20	326	統合の人数が少なく、「良さ」という感じを受けることはあまりなかった。

SE Q	S- No.	X II. 統合前の学校の状態と対比して統合後の学校に生まれたと感じた「課題」【その他】
1	002	時間の制約（スクールバスにより）。
2	004	通学距離が大きくなり、バス通学の児童が2/3を占めるようになった。行事や夏季休業中の学習会、水泳練習など、個別指導が難しい。現在は行事などとして、全員参加型の学習会となっている。意識的に体力向上に向けての取り組みを行ない、体力向上に努めている。
3	005	スクールバスになったので、楽になったが、その文運動量が減った。（旧中白杵小）子どもの活動がバスの時間に左右される。
4	018	通学区域の拡大に伴う登下校手段や、その変更にかかる見取り、配慮が必要な事柄が増加している。
5	021	校区の拡大と生徒指導上の問題の増加拡大相乗作用。
6	032	スクールバスの配置により、教職員の仕事が増えました。
7	035	通学距離が大きくなったため、スクールバス利用者が2/3を占めている。下校時はバスが1台しか利用できず、一斉の下校ができず、学校が自由に下校時刻を決められない。夏季休業中、土、日もバスの関係で、部活ができない。

8	037	全校の1/3の児童がスクールバスによる通学の関係で、放課後の指導がまずできない。
9	041	「⑤児童生徒文化が異質な学校を統合したため、学級のまとまりが悪くなり、学級崩壊のような現象が発生している。」に関わり、学校崩壊とまではいかないが、環境の変化に慣れない生徒がいる。「⑧通学距離が大きくなった児童が多数発生したため、クラブ活動や部活動に支障が発生するようになった。」に関わり、児童は少数ですが、スクールバスの運行や、休日の部活への対応。
10	051	校区が拡大したため、スクールバスで通学する児童が増えた。バスが定刻に出るので、各学級で個別指導をする時間が確保しにくくなった。
11	070	通学区域が拡大したため、スクールバスを導入したが、登下校の児童の安全管理が大変である。
12	083	学校統合による生徒の心のケアの必要性が増した。
13	098	スクールバスを利用しているため、放課後の扱いが制限される。
14	100	学校統合により、全校児童の半数以上が、バス通学、自家用車通学となったため、体力低下が心配される。
15	107	通学距離があるため、部活動の参加に時間制限を感じる生徒いる。
16	131	通学範囲が広がり、安全危機管理が大変になった。
17	134	登下校において、時間的制約を受けることが生じた。
18	138	統合以前に使用していたスクールバスの台数が全体では半分となったが、通学区域の広さ、小中併設校で下校時刻がバラバラであること、中学校の部活動や対外試合などの移動にスクールバスが必要であり、もう1～2台必要な時がある。
19	140	スクールバス（民営会社）を利用して登下校しているが、下校分は低・高学年用の2便のみである。そのため、各学年で放課後の活動をする場合、それに参加できなかつたり、他学年の子を待たせたりしてしまう。
20	143	ほとんど問題はありません。
21	150	通学距離の大きい家庭の負担増（土日、長期休業中の部活の送迎等）。
22	158	統合による課題は、なしと捉えています。
23	165	通学距離が大きくなり、スクールバスで通学する児童が増え、放課後の活動が制限された。
24	180	生徒文化が異質な学校を統合したため、学校として統一した指導がやりにくかった。
25	181	実のところ、特に発表発生していない。
26	191	スクールバスでの登下校となり、制約される事が生じた。統合時、14:1の割合での児童数比だったので、少ない人数の子どもたちが遠慮するような場面が見られた。
27	217	交通機関に課題がある（バスの便がとて少ない）。

28	219	学区が広がり、登下校上の安全（交通方法、時間など）。通学時刻の関係から、時間的な制約がある。2校の伝統を守りつつ、新しい学校の流れを創る。児童活動、共通理解とリーダーの育成。PTA活動、考え方の統一を図る。
29	222	校区が広くなり、生徒指導、PTA活動に制約ができています。
30	228	通学距離が長くなった児童は、スクールバスで下校する為、放課後の活動が制限される。
31	231	特に支障はない。
32	235	上記「7. 通学区域が拡大したため、地域間の融和やまとまりをどう保持するかという課題が発生している。」以外で課題はありません。
33	238	学級それぞれの児童生徒が増えた為、特別教室の割り振り、活用に支障が起きている。
34	240	スクールバスを利用する児童が増えた為に、個別指導や職員の会議・研修の時間の確保が難しくなり、教育活動の質の向上を図る上で大きな支障となっている。
35	249	スクールバス送迎にかかる安全上の配慮、運行事務、放課後指導の制限、スクールバス利用児童の運動量確保が必要になった。各校で行っていた地域伝統文化の継承が困難になった。
36	253	路線バス利用の為、臨時時間割や休日行事の下校の足を確保できない。
37	257	特になし（閉校した学校からの新1年生の児童が1名しかおらず、幼稚園時も一緒に活動していた為、特に変化なし）。
38	258	地域は2倍に広がったが、職員数は変わらないので、1人で広い地域を担当しなければならなくなり、掌握が大変である。
39	264	学区拡大の為、児童の多くは、定期バスでの登校をしている。特に下校時はバス時刻に合わせなければならず、放課後の活動に制約を受けている。
40	274	スクールバス利用者が6割になり、下校時間がずらせなくなった。その為、放課後を利用した個別指導ができない。又、時間に追われて、ゆっくりした学校生活が送れない。
41	277	特に大きな課題は無くなりつつある。統合して3年という時間が必要だろうと思う。全てが当たり前になって来ている。
42	281	バス（路線）による通学児童が半数以上を占め、学校行事や参観日など、バスダイヤに合わせた日程を組まざるを得なくなり、時間に余裕がない。又、ダイヤの関係で、放課後の活動が制限を受け、個別の指導の時間が取れない。小規模校から統合した児童が大集団に馴染めない（仲間づくりの重要性）。
43	283	極少数のB校の児童は、多人数のクラスに入り社会性などが身につけられなかった為、友達同士の話し方などに問題があり苦労した。B校の児童はバス通学となり通学時刻など大変になった。

44	298	統合後もなお児童数の減少を喰い止められない。通学区域が拡大した為、現在の児童数では地域の伝統芸能の伝承が難しくなった。スクールバスによる通学が導入された為、放課後の活動に支障が発生する様になった。
45	299	統合直後は「⑥保護者の数が増えたため、PTAとしてのまとまりに課題が発生している。」のような課題が生じた。3年目を迎えた今年は解消された。
46	303	閉校になった学校の児童にとっては環境が異なる為、慣れるまで大変だった。
47	305	通学距離の長い自動（3名）はスクールタクシーを利用するようになった。
48	307	特になし。統合で増えた生徒が2名の為、統合での生徒数増加の良さは出ていない。
49	315	地域と学校の日常的なつながりが薄くなった。
50	316	通学距離が長くなった子どもの通学中の交通安全面での不安が大きい。
51	318	通学区域が拡大した為、遠距離地域の保護者が学校行事等に参加しにくくなった。

SE Q	S- No.	XⅢ. 統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫【その他】
1	006	児童数が少ないので、教職員数も増えないし、新設もされていない。吸収合併であり、大きく変化したことはない。
2	012	緊急避難として、統合したため。
3	016	学校がなくなった地域への配慮。郊外学習の日。三つの行事。
4	018	学校支援地域本部事業の活用。学校評議委員のメンバー構成の工夫。来校の機会を意図的に増やす取組み（畑サポーター、にぎわいWeek、にぎわいDay）。
5	021	中学校との連携が図りやすくなったのを機に、幼稚園や保育所との連携を進め、義務教育を終えるまでの一貫的な教育ネットワークを構築することを進めている。
6	048	施設設備は、地域のお年寄り、障害者の方も利用できるよう、スロープ、障害者用トイレなどの改築を行なった。教育活動は、双方の特色ある教育活動のどれを残すか、よく話し合い、偏りのないよう決定した。
7	052	各校の特色ある活動のよさを取り入れた活動を推進している。
8	061	スクールカウンセラー配置による教育相談。
9	062	少人数の統合のため、特に変化はない。
10	072	生徒数、教員数ともに減少。
11	083	新設の施設はないが、オープン・スクールを設置した（地域唯一の学校としての責任）。教育相談の充実。

12	086	いずれにも、該当しない。
13	099	一村に一小一中となったので、共同で「学びづくり研究会」を立ち上げ、大学教授をアドバイザーに迎えて、授業改善と指導力向上を目指している。
14	107	6人の生徒が増えただけなので、特に変化がない。
15	114	せめて、教育内容だけはレベルを下げないよう授業中心にした経営方針を貫いている。
16	134	地震・津波に備えて、避難場所を学校の裏山に作ってもらった。
17	143	増加児童数は6名、統合を気に導入という訳ではないが、常に校訓の友情を育むよう努めている。
18	146	小、中併設の良さで、中教師の小への乗り入れ授業や小の中免許状所持教科の授業を行なうなどを実施。
19	150	学校、PTA、地域の融合の工夫。統合校の地域交流伝統芸能の伝承行事の引継ぎ。PTA合同交流行事の企画。
20	179	小学校卒業後の進路が、1小学校から1中学校になったので、その条件も活かして、小中一貫教育を目指して、小中の連携に力を入れている。小中一貫教育の推進校となった。
21	181	隣接する中学校との一貫教育を推進。
22	188	学区の拡大に合わせ、郊外観察の場所や活動場所の選択肢を広げることができた。
23	189	決め細やかな生活指導をするようになった。
24	195	統合のための措置として、加配教員を1名（市費にて対応）配置いただき、ティームティーチングで学力の向上に努めている。
25	197	異年令集団活動。
26	211	それほど大きな変化はない。極小規模校を統合したので。
27	224	安全対策の充実改善。
28	226	全校給食の実施。
29	249	「いわて型コミュニティ・スクール」を積極的に導入し、廃校となった2校の地区センターとの連携活動を強化している。
30	262	新校舎（旧中学校校舎を改修）の利点を活かし全校給食や全校一斉学習などに取り組んでいる。
31	273	増加はしていないが、校内研修の仕組みを導入するなど研修体制の整備充実を進めている。
32	280	小中併設校として小中一貫した教育を進めている。
33	283	統合を機に教育目標を改訂し新しい学校づくりを進めている。両校の伝統の良い物を残し、さらに新しい伝統づくりを目指している。
34	287	特になし。教職員は増加なし。

35	290	一方が極小規模校の為、統合を機に導入された内容は特になかった。
36	294	小中併設校として小中一貫した教育を進めている。
37	300	少人数の個別指導に慣れていた教員生徒ともに、クラスとしてのまとまりを持つ一斉授業や集団の規律の重要性を見直し、身に付けるべき社会性をより育成できる教育活動を進めている。
38	305	コミュニティ・スクールとして、特色ある学校を目指している。
39	312	小中併設となり乗り入れ授業が出来るようになった（中から小へ、英語、音楽、美術）。
40	314	放課後子ども教室を導入した。

SE Q	S- No.	XIV. 各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われる点【その他】
1	006	通学手段とそれに伴う予算化。
2	079	教育委員会と保護者と学校が統合前に、十分納得できる話し合いを持つこと。例えば、統合後のスクールバス運行について、バス停、路線、バスの台数をどのようにするのかなど、具体的に教育委員会として策を提案する。
3	114	行政の展望が大事。「住みながら」の改修、改築では安全はもとより、施設のメリットは何もない。
4	169	統合後の児童の指導が鍵となる。統合前にいくら交流をしても、それは一時的なもので、十分ではない。同じく保護者の交流も、統合後の交流が大切。
5	253	お互いの教育課程の良さを取り出し、何を残し発展させていくか。
6	277	先ず第一に統合についての生徒・保護者、地域住民の納得が必要。※私個人の考えとして、出来るだけ小学校は出来るだけ地元に残す様にしたらと考えます。
7	287	部活動や、登下校時に問題が多く発生する事をどう対処するかが大切。
8	289	校区が車で片道1時間以上になり、家庭訪問する時間が確保しにくい。
9	300	統合前の母体校それぞれの良さを残していこうとするのではなく、良い物であっても同様に実施できないならば、旧習を引きずらずに、新たな学校を創造するという視点で、統合後の学校を創っていくことが鍵になる。
10	301	施設、設備などの児童を受け入れる準備がしっかりとされていること。

SE Q	S- No.	XV. 児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策【その他】
1	006	小中学校の統合を児童の立場から考えると、やむを得ないと思うが、地域の中での学校の果たす役割から考えると、地域に学校がなくなるのは、大きな影響がある。
2	067	児童生徒数を増やすための統合もよいが、小規模校における地域の特色、少人数を活かした教育活動を促進させ、通学区域を緩和するなど、小規模校へ通学できるような対策を講ずることも必要と考える。
3	079	教育の質ということを前面に掲げてはいるが、実際には「経費がかかる」ということの解消のために、統合がなされているのではないか。経費ということを抜きにした本当の教育の質という点で、小規模校のあり方を考えるべきである。
4	132	統合後はバス通学者の増加などが予想され、登下校時間を始め、様々な制約条件が発生します。地域の実態によっては、中学校間よりは「小中一貫」校としての統合を進めた方が、よい場合もあるでしょう。地域に根ざした教育を推進するためにも。
5	143	「③小学校と中学校とは役割や性格の本質が異なり、中学校については教職員配置などを適正に保つため統合はやむを得ないが、小学校はぎりぎりまで残すのが望ましい。」に近いが「ぎりぎり」の程度は、地域の実情により、けっこう差があると思います。
6	146	「①小中学校の教育活動の質を一定に保つには児童生徒数には適正規模があり、学校統廃合はやむを得ない。」、「②それぞれの学校がかなり小さな規模になっても、学校間連携などを活用すれば、小中学校の教育活動の質は維持することができ、無理な統合は避けることが望ましい。」、「③小学校と中学校とは役割や性格の本質が異なり、中学校については教職員配置などを適正に保つため統合はやむを得ないが、小学校はぎりぎりまで残すのが望ましい。」、「④小中学校は長期的に小規模化の傾向にあり学校統合はやむを得ないが、学校統合を進めた後の再統合、再々統合という事態を避けるため、大胆な学校統合も視野に、抜本的な対策を講ずるべきである。」どれもその地域に合わせた案であると考えます。国、都道府県、区市町村の教育行政の力と、学校・地域・地域・父母（家庭）の力のバランスで考えていくことが大切です。統合もOK、しなくてもOK、これはそこにしかない学校の姿だと思います。
7	181	学校統合にあたっては、行政区、連合自治会などの調整、学区の調整を含むような手段を講じる必要がある。単に人数だけでは、対応しきれない面もある。大都市部と、それ以外では、状況が異なり、一律に論じることは差し控えたい。
8	300	「①小中学校の教育活動の質を一定に保つには児童生徒数には適正規模があり、学校統廃合はやむを得ない。」の考えの下、統廃合はやむを得ないが、異校種間には避けるべきである。異校種間においては、原因である統廃合自体が隠れてしまい、解決すべき課題が、大きくずれてしまうのが心配である。

5 質問紙

統合新校の実態等に関するアンケート調査のお願い

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、国立教育政策研究所の活動・運営に対し、格段のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

このたびは、実態調査のお願いでございます。

現在、本研究所の教育政策・評価研究部が中心になり、プロジェクト研究「教育条件整備に関する総合的研究」（平成 20～22 年度、研究代表者：葉養正明）を進めております。中心的なテーマのひとつは「小中学校の適正配置の研究」で、全国の市町村教育委員会や都道府県教育委員会対象の調査も、その一環として別途進めております。

このたびは、ここ 2 年間に学校統合が実施され新校として発足した小中学校を対象に、学校統合の準備の進め方や統合後の教育課程や教育指導等の改善等について、実態調査を進めることといたしました。

少子高齢化の波を受け、全国各地では小中学校の統廃合が進められています。しかし、小中学校は地域に深く根をおろした地域施設であるため、小中学校統合を進める過程では、保護者や地域住民と幾度となく話し合い、協議を進める、というのが通常であるように思われます。この話し合いや協議の過程では、統合して教育条件は本当に改善されるのか、統合後の学校はどのような姿になり、地域が統合の痛みに耐え、合意することを凌駕するような教育の改善は本当に進むのか、等が問われることとなります。

小中学校だけでも毎年 500 校近くが消滅しているのが我が国の実態ですが、今後当分はこのような推移が継続することを予測しますと、統合校をどのように魅力的な学校として設計するか、そのためにはどのような点に留意することが大切か、また、教育委員会や国の役割はどのようなものであるべきか、等について考えていくことが重要になります。

本調査では、統合新校について、以上のような点の全国の実態がどうなっているかについて調べ、今後各地で進められる小中学校統廃合に資する、ことをねらいとしております。

校名欄を設けてありますが、これは調査の後ヒアリングなどを実施させていただく便宜のため、支障があります場合には記入する必要がございません。また、記入された場合にも、校名が明らかになるようなかたちでの公表はいっさいございません。

調査結果につきましては、学校名が特定されないよう統計処理を施したものを、本プロジェクトの報告書に掲載するほか、国研の HP でも公表する予定です。

ご多用中恐れ入りますが、しばらくお時間をいただければ幸いです。

ご回答は、同封の返信用封筒を用い、平成 21 年 10 月 10 日までに投函するようお願いできれば幸いです。

平成 21 年 9 月 15 日

葉養（はよう）正明

文部科学省国立教育政策研究所教育政策・
評価研究部部長

〒100-8951 東京都千代田区霞が関 3-2-2
TEL:03-6733-6940 (直通)
FAX:03-6733-6947
E-mail: hayo@nier.go.jp

学校名

I 貴校の所在する都道府県は、以下のいずれですか。あてはまる番号に○を付けてください。

1

①北海道、②青森県、③岩手県、④宮城県、⑤秋田県、⑥山形県、⑦福島県、⑧茨城県、⑨栃木県、⑩群馬県、⑪埼玉県、⑫千葉県、⑬東京都、⑭神奈川県、⑮新潟県、⑯富山県、⑰石川県、⑱福井県、⑲山梨県、⑳長野県、㉑岐阜県、㉒静岡県、㉓愛知県、㉔三重県、㉕滋賀県、㉖京都府、㉗大阪府、㉘兵庫県、㉙奈良県、㉚和歌山県、㉛鳥取県、㉜島根県、㉝岡山県、㉞広島県、㉟山口県、㊱徳島県、㊲香川県、㊳愛媛県、㊴高知県、㊵福岡県、㊶佐賀県、㊷長崎県、㊸熊本県、㊹大分県、㊺宮崎県、㊻鹿児島県、㊼沖縄県

II 貴校の種類をお答えください。該当する番号に○を付けてください。

2

- ①小学校
- ②中学校
- ③小中一貫校
- ④小中併設校
- ⑤その他 (<具体的にお書きください。>

)

III 貴校の平成21年5月1日現在の児童(生徒)数は、以下のいずれに該当しますか。該当する番号に○を付けてください。

なお、小中併設校や小中一貫校の場合には、合計人数をお答えください。

3

- ①100人未満
- ②100人以上、200人未満
- ③200人以上、300人未満
- ④300人以上、400人未満
- ⑤400人以上、500人未満

⑥500人以上、600人未満

⑦600人以上

IV 平成21年度の貴校の教職員数（正規雇用の教職員のみ。ただし、産休、病休等の教職員の代替教職員は算入する。）は、以下のいずれに該当しますか。該当する番号に○を付けてください。

4

①10人未満

②20人未満

③30人未満

④40人未満

⑤40人以上

V 貴校の統合年次は以下のいずれに該当しますか。該当する番号に○を付けてください。
なお、現在の学校になる前に複数回の統合を繰り返した場合には、もっとも近年の統合年次をお答えください。

5

①平成20年度

②平成19年度

③平成18年度

④平成17年度以前

VI 貴校は、平成21年度現在で、何校の学校を統合して成り立っていますか。平成10年度以降の統合の状況を踏まえお答えください。なお、統合時に通学区域の再編などにより学校の一部を編入した場合も、1校として数えてください。

(例) A小学校+B小学校の一部+C小学校の一部⇒3校と数える。

また、統合時に休校や閉校の学校も編入した場合、それも1校として数えてください。

(例) D小学校+閉校しているE校+F校⇒3校と数える。

6

①2校

②3校

③4校

④5校

⑤6～10校

⑥11校以上

VII 統合校を配置する方式について伺います。貴校のキャンパスはどこに設けられましたか。以下の選択肢で該当するものの番号に○を付けてください。

7

- ①統合対象となった学校のキャンパスとは別の場所に、用地を買収し、設置された。
- ②統合対象となった学校のキャンパスとは別の場所に、学校用地ではない公共用地を活用し、設置された。
- ③統合対象とされた学校のキャンパスのいずれかを、拡張など施さずにそのまま統合拠点として活用し設置された。
- ④隣接地を買収などして校地を拡張したうえで、統合対象とされた学校のキャンパスの一つを利用して設置された。
- ⑤小学校と中学校の統合を計画的に進め、統合新校の配置場所は、異校種の学校キャンパスに選定された。(小学校の統合の場合、統合校を中学校キャンパスに配置する、中学校の統合の場合、統合校を小学校キャンパスに配置する等)
- ⑥統合対象となった学校のキャンパスとは別の場所に、高校や大学の跡地等を活用し、設置された。
- ⑦その他 (<具体的にお書きください。>

)

VIII 学校統合を円滑に進めるために、統合前の準備として、児童生徒対象にどのような取り組みをされたかについて、うかがいます。以下の選択肢で該当するものの番号に○を付けてください。

8

- ①統合予定の各学校の週時程や月時程に交流学习を位置づけ、定期的に児童（生徒）間の交流が図れるよう工夫した。
- ②統合予定の各学校の週時程や月時程に交流学习を位置づけるほど、定期的な交流は進められなかったが、運動会や学芸会等の学校行事では、つとめて児童（生徒）同士の交流が促進されるよう配慮した。
- ③特段の措置は講じなかった。
- ④その他 (<具体的にお書きください>

)

IX 学校統合を円滑に進めるために、統合前の準備として、保護者や地域住民の間ではどのような取り組みが進められたかについて、うかがいます。以下の選択肢で該当するものの番号に○を付けてください。(複数選択可)

9

- ①統合対象校の保護者間の融和のため、PTA 同士の交流が進められた。
- ②保護者や地域住民同士が交流できるように、運動会や学芸会、遠足などの共同実施が進められた。

- ③統合対象校の地域住民間の融和のため、町内会・自治会等の地域組織が中心になり、地域運動会等の行事等に際して合同チームが結成されるなど工夫が進められた。
- ④学校統合を円滑に進めるため、統合対象校の同窓会組織間の交流等が進められた。
- ⑤学校統合を円滑に進めるため、統合対象校のそれぞれの同窓会の歴史が保存されるよう、メモリアル・ルーム、メモリアル・コーナーなどの設置が進められた。
- ⑥その他（＜具体的にお書きください＞

)

X 貴校が統合新校として出発する際に、もっとも困難を感じたのはどのような点ですか。以下の選択肢で該当するものの番号に○をお付けください。（ひとつのみ選択してください）

10

- ①教職員間の融和
- ②児童生徒間の融和
- ③保護者間の融和
- ④地域住民間の融和
- ⑤その他（＜具体的にお書きください＞

)

XI 統合前の学校の状態と対比して、統合後の学校にはどのような「良さ」が生まれたとお感じになりますか。以下の選択肢のなかから三つ選ぶとしたら、どれが該当しますか。該当するものの番号に○をお付けください。

11

- ①学級それぞれの児童生徒数が増え、授業に際していろいろな意見が出てくるようになった。
- ②学級それぞれの児童生徒数が増え、学級の中に複数の児童生徒集団を組織できるようになった。
- ③学校全体の児童生徒数が増え、クラス替えができるようになった。
- ④体育や音楽等で、一定程度の児童生徒集団を必要とする分野の活動が進めやすくなった。
- ⑤クラブ活動や部活動の種目を増やせるようになった。
- ⑥保護者の数が増えたため、PTAの役員などの選出の面で以前より改善が図られた。
- ⑦通学区域が拡大したため、地域の学校支援を受ける場合、以前よりも多くの地域組織

からの支援が得やすくなった。

- ⑧異なった歴史や文化を持つ地域の児童生徒が学校に在籍するようになり、児童生徒の見方、考え方の幅を広げることができるようになった。
- ⑨その他（＜具体的にお書きください＞

)

XII 統合前の学校の状態と対比して、統合後の学校にはどのような「課題」が生まれたとお感じになりますか。以下の選択肢のなかから三つ選ぶとしたら、どれが該当しますか。該当するものの番号に○をお付けください。

12

- ①学級それぞれの児童生徒が増えたため、個別的な指導ができにくくなった。
- ②学級それぞれの児童生徒が増えたため、学級全体としてのまとまりに課題が発生するようになった。
- ③学校全体としての児童生徒数が増えたため、複数クラスを編成することを余儀なくされ、一年生からの家族的な集団を卒業時まで維持し続けることが難しくなった。
- ④学校全体としての児童生徒数が増えたため、以前に比べると児童生徒一人一人の出番が減少した。
- ⑤児童生徒文化が異質な学校を統合したため、学級のまとまりが悪くなり、学級崩壊のような現象が発生している。
- ⑥保護者の数が増えたため、PTA としてのまとまりに課題が発生している。
- ⑦通学区域が拡大したため、地域間の融和やまとまりをどう保持するかという課題が発生している。
- ⑧通学距離が大きくなった児童生徒が多数発生したため、クラブ活動や部活動に支障が発生するようになった。
- ⑨学校統合で母校愛が薄れ、運動会等に際しての保護者や地域住民の参加の度合いが低下する傾向が発生している。
- ⑩その他（＜具体的にお書きください＞

)

XIII 統合校における教育活動の進め方についてうかがいます。統合を機に導入された教育活動、学校運営上の工夫、施設設備の工夫としては、以下のいずれが該当しますか。あてはまる選択肢に○をお付けください。（複数選択可）

13

- ①学校施設の新設を生かして、オープン・スクールを設置した。
- ②学校施設の新設を生かして、学校施設の複合化（学校教育以外の事業に供する意図で、学校施設の一部にコミュニティセンター、公共図書館、集会室、市民プール、保育所、デイケアセンター等々などを、あらかじめ組み込む建築手法）を進めた。
- ③①、②以外の、「特色のある学校施設」として新校を建設した。
- ④①から③の「特色のある学校施設」を生かして、新しい観点に立った教育活動に取り組んでいる。
- ⑤児童生徒数や教職員数の増加を生かして、クラブ活動、部活動の種目を増やしている。
- ⑥児童生徒数の増加を生かして、学級内の小集団を編成するなど、授業の進め方に工夫をこらしている。
- ⑦教職員数の増加を生かして、校内研修の仕組みを導入するなど研修体制の整備充実を進めている。
- ⑧教職員数の増加を生かして、教育課程の開発研究などの工夫を進めている。
- ⑨その他（＜具体的にお書きください＞

)

XIV 統合新校にお勤めになり、各地でこれから進められる学校統合でもっとも重視すべきだと思われるのはどのような点ですか。以下の選択肢から、考え方が近いと感じになるものを三つだけお選びください。

14

- ①統合校の良さが十分に生かされるには、統合前に、統合校の児童生徒同士での十分な交流を進めることが鍵になる。
- ②統合校の良さが十分に生かされるには、進学実績や学力水準等の面で似通ったレベルの学校同士の組み合わせを保障することが鍵になる。
- ③統合校の良さが十分に生かされるには、PTA間の融和、連携が鍵になる。
- ④統合校の良さが十分に生かされるには、伝統や文化が異なった地域の住民間の融和をどう進めるかが鍵になる。
- ⑤統合校の良さが十分に生かされるには、統合対象になった学校の教職員同士の交流や連携が鍵になる。
- ⑥統合校の良さが十分に生かされるには、新しい教育活動展開への刺激が重要で、学校施設のビジョンや設計のあり方は大きな鍵になる。
- ⑦統合校の良さが十分に生かされるには、統合校の教職員の熱意や意識が鍵になり、統合校の校長が適切と考える教職員の配置を最大限尊重する仕組みが大切になる。
- ⑧学校統合は、教職員に新たな負担を発生させるので、国や教育委員会による統合加配が重要な鍵になる。
- ⑨その他（＜具体的にお書きください＞

)

XV 全国的に小中学校は規模縮小の傾向がありますが、児童生徒数を増やす手段として学校統合を促進する方策についてどのようにお考えですか。以下の選択肢でもっともお考えに近いと思われるものの番号に○をお付けください。

15

- ①小中学校の教育活動の質を一定に保つには児童生徒数には適正規模があり、学校統合はやむを得ない。
- ②それぞれの学校がかなり小さな規模になっても、学校間連携などを活用すれば、小中学校の教育活動の質は維持することができ、無理な統合は避けることが望ましい。
- ③小学校と中学校とは役割や性格の本質が異なっており、中学校については教職員配置などを適正に保つため統合はやむを得ないが、小学校はぎりぎりまで残すのが望ましい。
- ④小中学校は長期的に小規模化の傾向にあり学校統合はやむを得ないが、学校統合を進めた後の再統合、再々統合という事態を避けるため、大胆な学校統合も視野に、抜本的な対策を講ずるべきである。
- ⑤その他（＜具体的にお書きください＞

)

* ご多用中、ご協力をいただきありがとうございました。

Ⅱ 文部科学省新教育システム開発プログラム委託研究（平成 18～19 年度、採択番号：19 小中学校の適正配置）小中学校通学区域等に関する実態調査－市区町村教育委員会教育長対象の全数調査（調査Ⅰ）

1 調査の概要

実施時期：平成 18 年 10 月 1 日～平成 18 年 11 月 8 日

調査対象：1, 842 市区町村（平成 18 年 5 月 1 日現在）

調査の方法：郵送法

回収数（率）：1, 001 通（54. 3%）

<都道府県別、ブロック別回収状況>

表 都道府県別回収状況

	自治体名	発送数	調査票Ⅰ (教育長対象)	回収率 (%)	調査票Ⅱ (教育委員会対象)	回収率 (%)	資料	回収率 (%)
1	北海道	180	90	50.00	90	50.00	37	20.56
2	青森県	40	25	62.50	25	62.50	9	22.50
3	岩手県	35	19	54.29	20	57.14	13	37.14
4	宮城県	36	20	55.56	20	55.56	4	11.11
5	秋田県	25	11	44.00	11	44.00	4	16.00
6	山形県	35	17	48.57	16	45.71	9	25.71
7	福島県	61	37	60.66	39	63.93	11	18.03
8	茨城県	44	28	63.64	28	63.64	9	20.45
9	栃木県	33	22	66.67	22	66.67	11	33.33
10	群馬県	39	17	43.59	17	43.59	8	20.51
11	埼玉県	71	41	57.75	41	57.75	24	33.80
12	千葉県	56	36	64.29	37	66.07	21	37.50
13	東京都	62	42	67.74	44	70.97	27	43.55
14	神奈川県	35	18	51.43	19	54.29	9	25.71
15	新潟県	35	25	71.43	24	68.57	12	34.29
16	富山県	15	8	53.33	8	53.33	3	20.00
17	石川県	19	6	31.58	3	15.79	1	5.26
18	福井県	17	4	23.53	4	23.53	1	5.88
19	山梨県	28	14	50.00	15	53.57	4	14.29
20	長野県	81	43	53.09	45	55.56	15	18.52
21	岐阜県	42	20	47.62	20	47.62	10	23.81
22	静岡県	42	25	59.52	25	59.52	12	28.57
23	愛知県	63	37	58.73	37	58.73	9	14.29
24	三重県	29	14	48.28	14	48.28	5	17.24
25	滋賀県	26	11	42.31	11	42.31	3	11.54

26	京都府	28	9	32.14	10	35.71	4	14.29
27	大阪府	43	19	44.19	21	48.84	13	30.23
28	兵庫県	41	26	63.41	26	63.41	10	24.39
29	奈良県	39	17	43.59	17	43.59	3	7.69
30	和歌山県	30	8	26.67	10	33.33	4	13.33
31	鳥取県	19	9	47.37	9	47.37	3	15.79
32	島根県	21	13	61.90	13	61.90	7	33.33
33	岡山県	29	17	58.62	17	58.62	6	20.69
34	広島県	23	11	47.83	12	52.17	9	39.13
35	山口県	22	13	59.09	12	54.55	7	31.82
36	徳島県	24	10	41.67	11	45.83	3	12.50
37	香川県	17	11	64.71	13	76.47	2	11.76
38	愛媛県	20	12	60.00	12	60.00	7	35.00
39	高知県	35	18	51.43	17	48.57	7	20.00
40	福岡県	69	30	43.48	30	43.48	12	17.39
41	佐賀県	23	11	47.83	11	47.83	4	17.39
42	長崎県	23	13	56.52	13	56.52	3	13.04
43	熊本県	48	28	58.33	28	58.33	6	12.50
44	大分県	18	9	50.00	9	50.00	5	27.78
45	宮崎県	31	15	48.39	16	51.61	3	9.68
46	鹿児島県	49	29	59.18	31	63.27	8	16.33
47	沖縄県	41	18	43.90	21	51.22	9	21.95
	計	1,842	976 件	51.92%	994 件	52.79%	406	21.40%

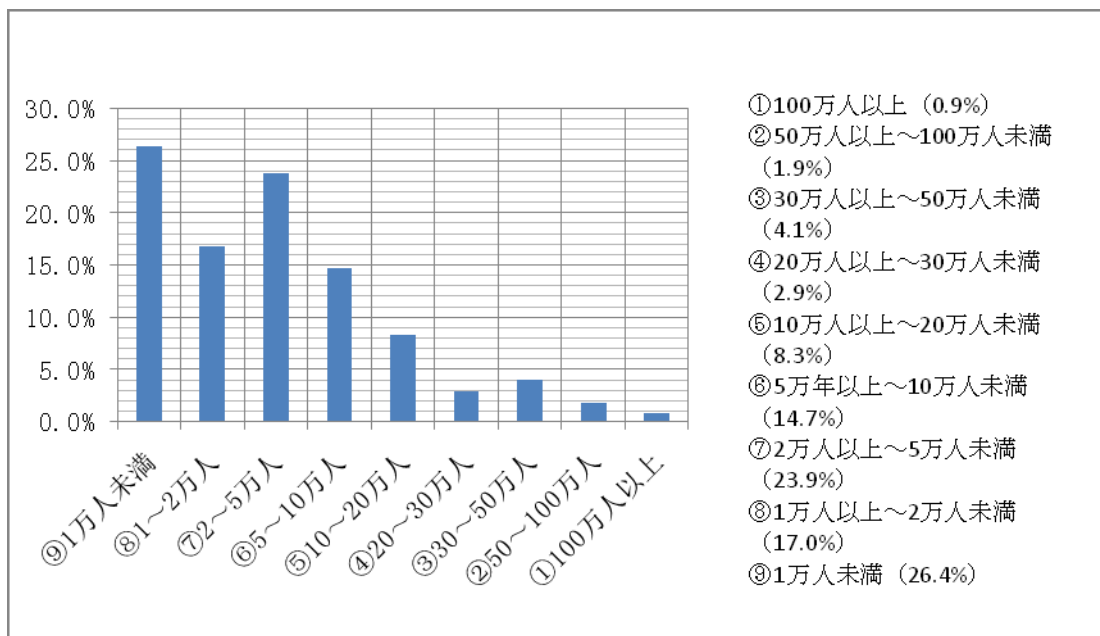
※ 上記の他に市町村判別がつかない回答が4件あった。

表 ブロック別アンケート回収状況

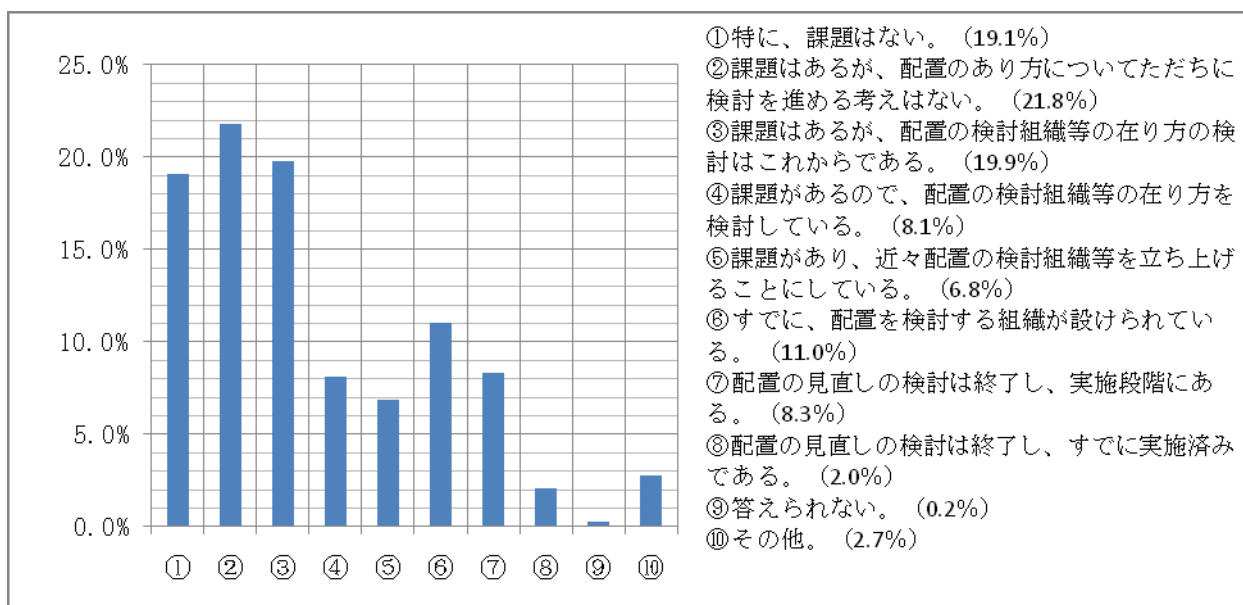
	ブロック名	発送数	調査票 Ⅰ	回収率(%)	調査票 Ⅱ	回収率(%)	資料	回収率(%)
1	北海道	180	90	50.00	90	50.00	37	20.56
2	東北	232	129	55.60	131	56.47	50	21.55
3	関東	368	218	59.24	223	60.60	113	30.71
4	北陸	86	43	50.00	39	45.35	17	19.77
5	中部	257	139	54.09	141	54.86	51	19.84
6	関西	207	90	43.48	95	45.89	37	17.87
7	中国	114	63	55.26	63	55.26	32	28.07
8	四国	96	51	53.13	53	55.21	19	19.79
9	九州	261	135	51.72	138	52.87	41	15.71
10	沖縄	41	18	43.90	21	51.22	9	21.95

2 単純集計結果

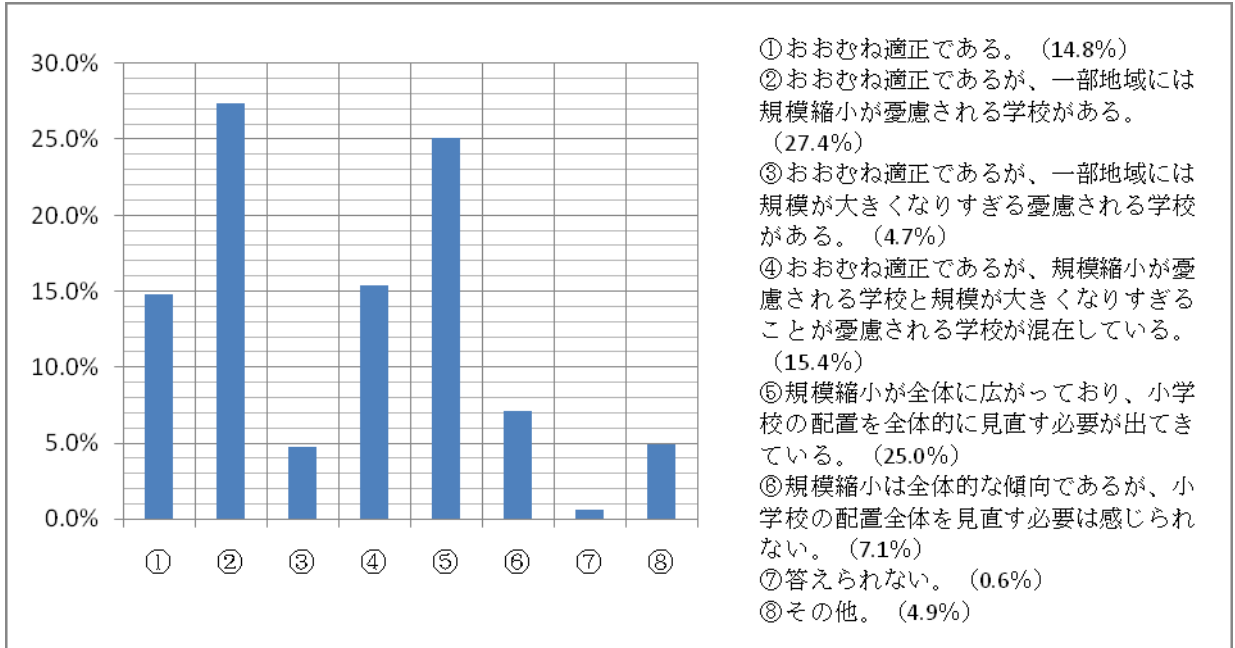
I 自治体の人口規模



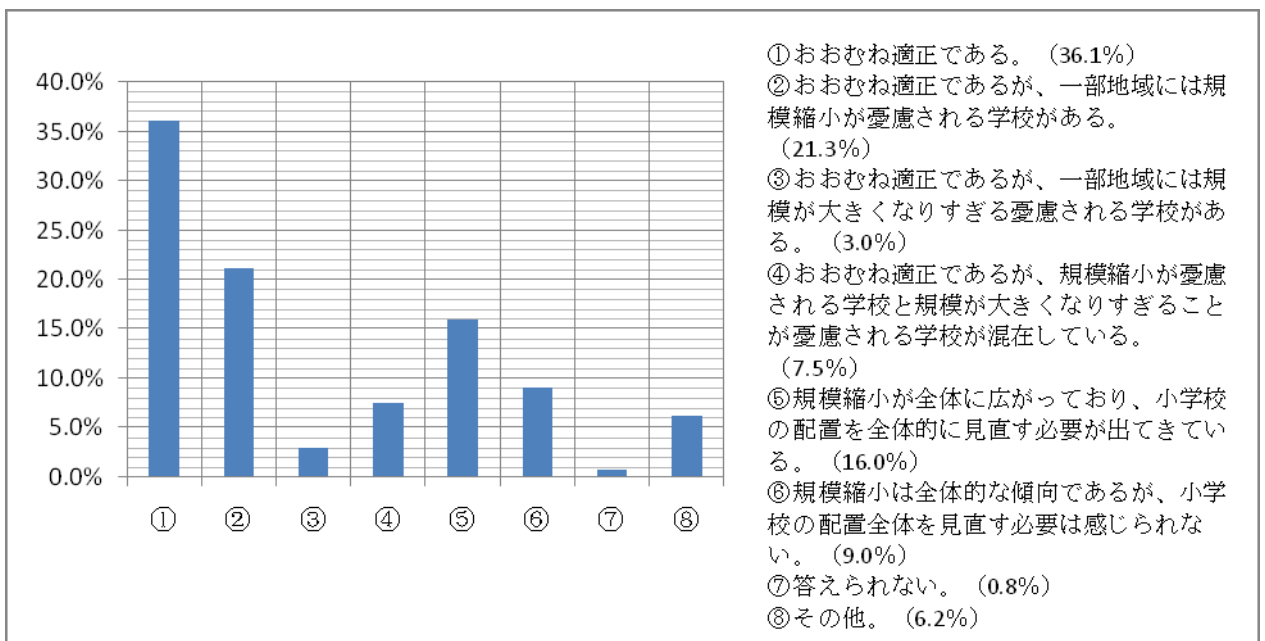
IV 小中学校配置の現状



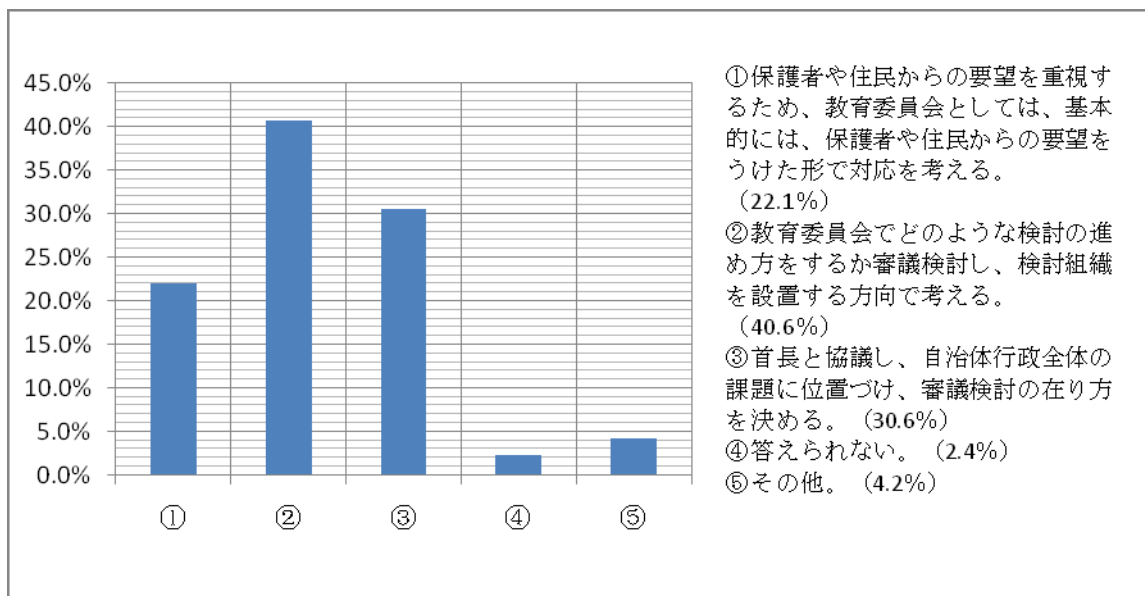
V 小学校の規模の現状



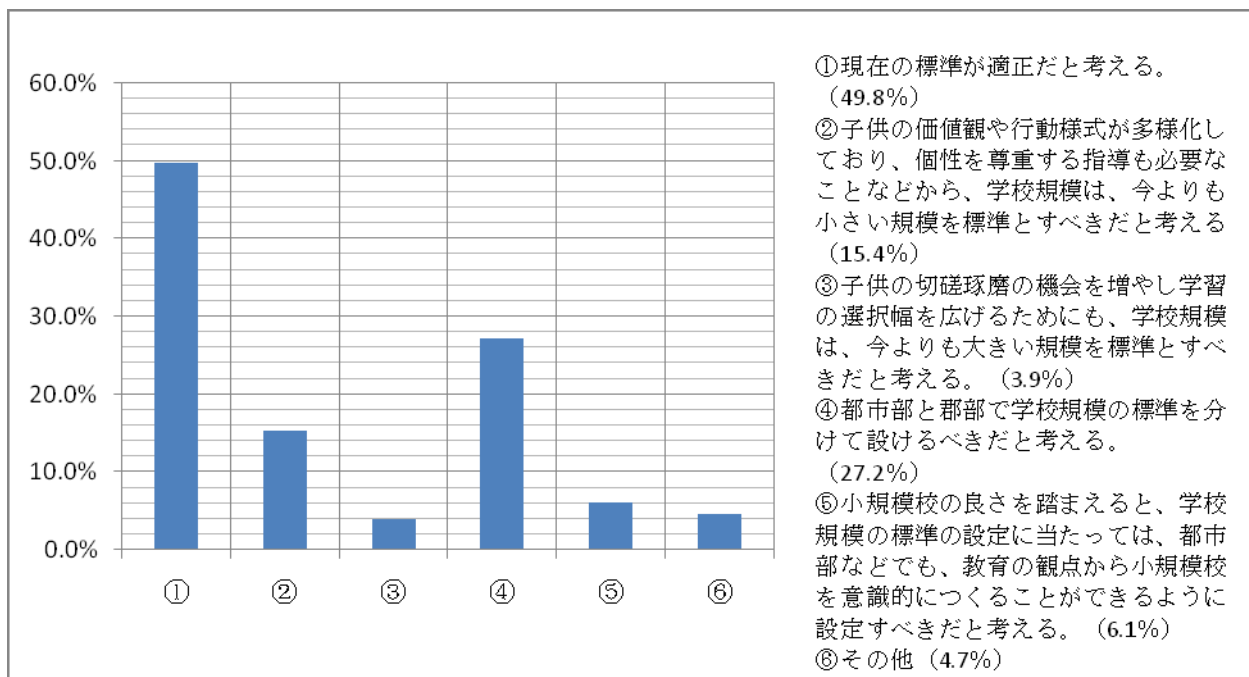
VI 中学校の規模の現状



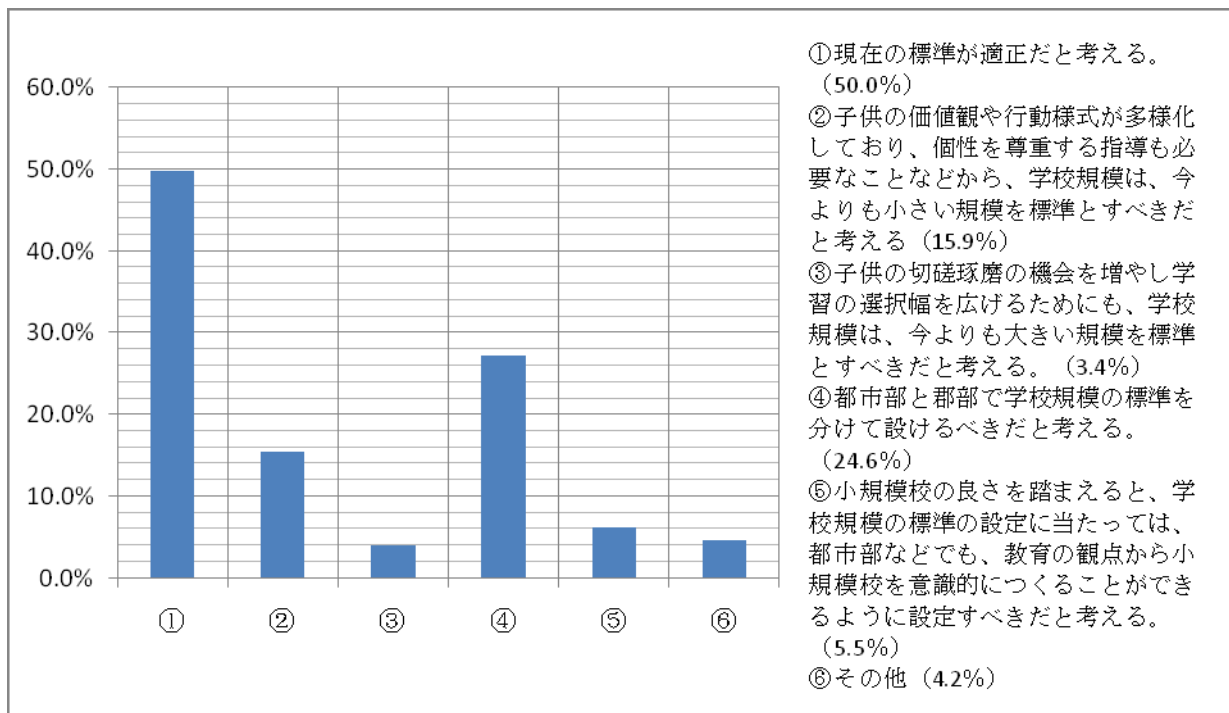
VII 小中学校の配置計画の見直しの方法



VIII 学校規模の標準 (ア) 小学校の規模

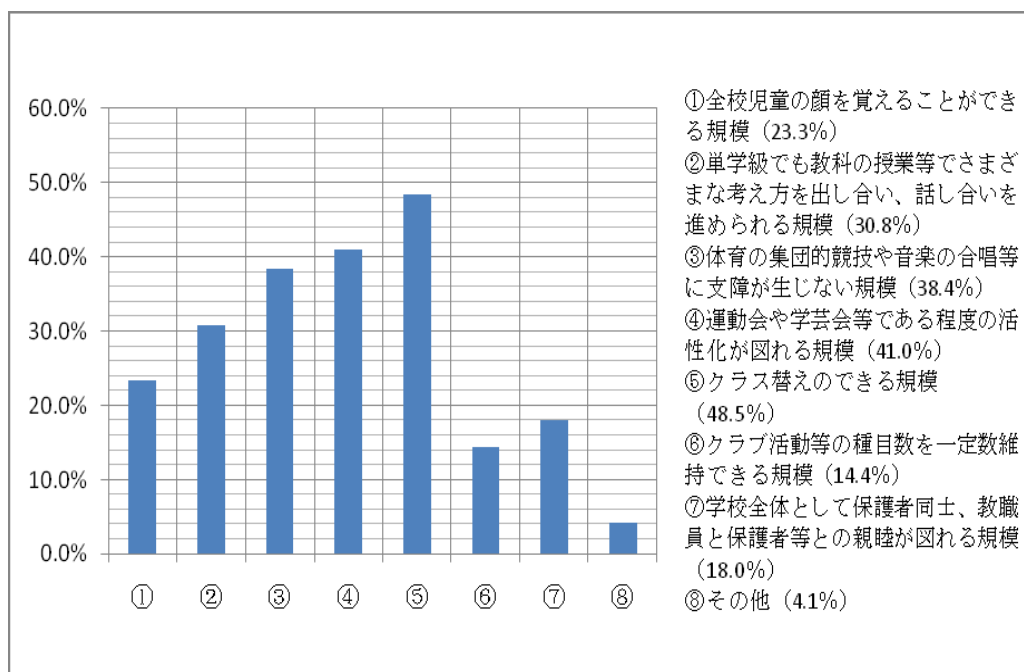


(イ) 中学校の規模

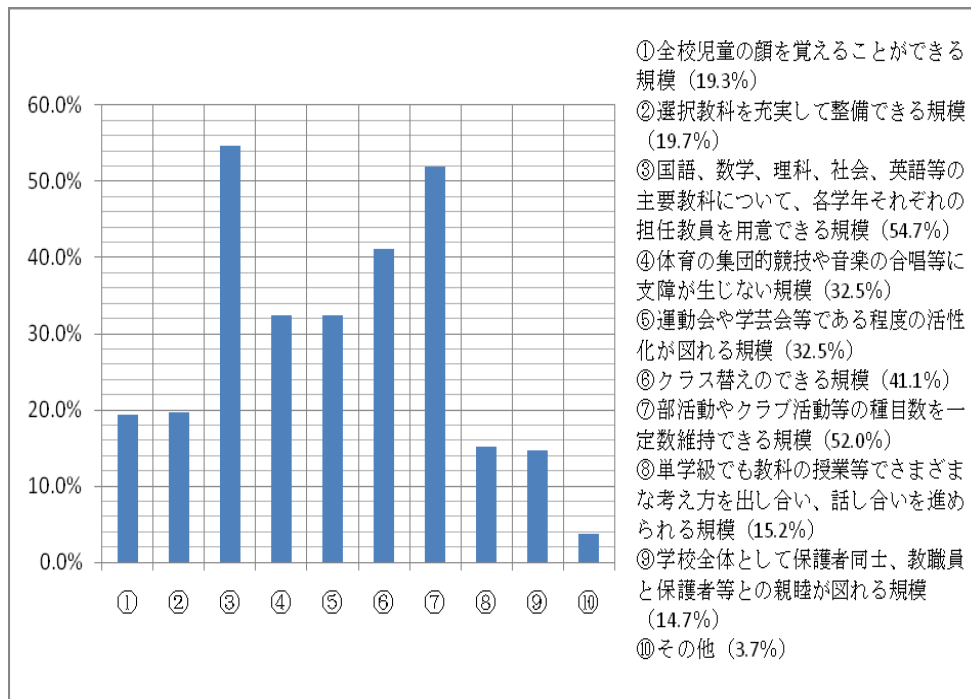


IX 学校適正規模の判断理由

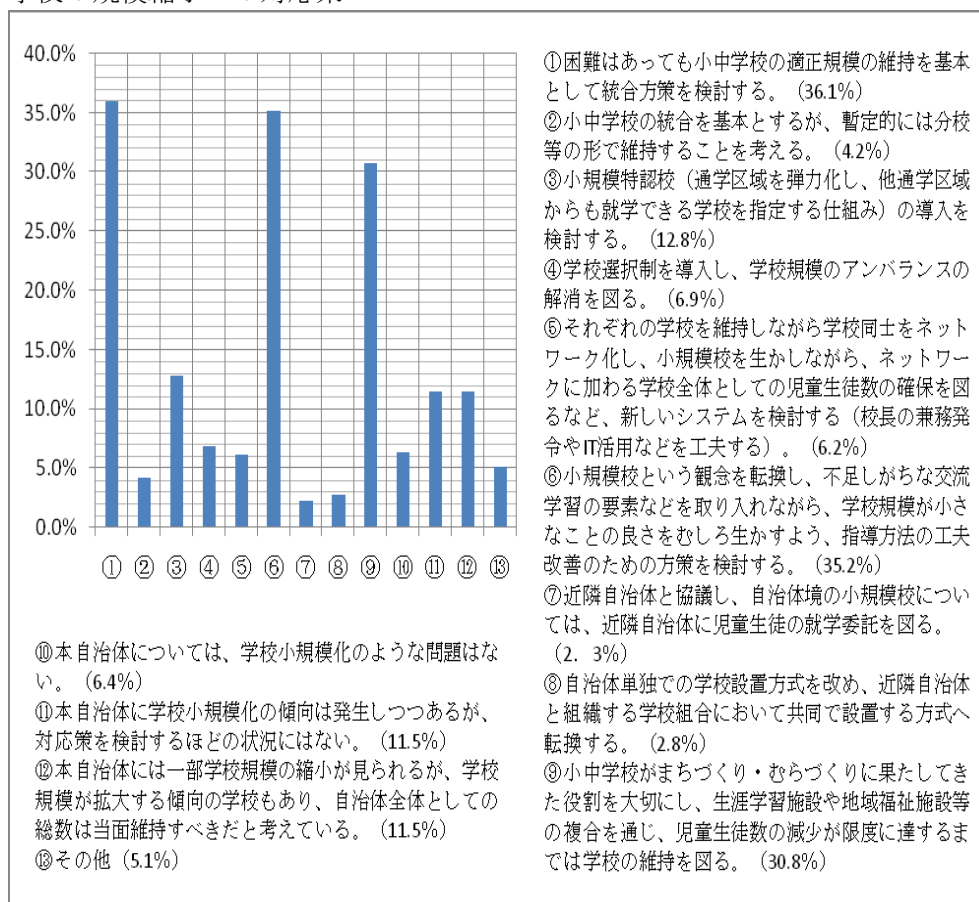
(ア) 小学校について



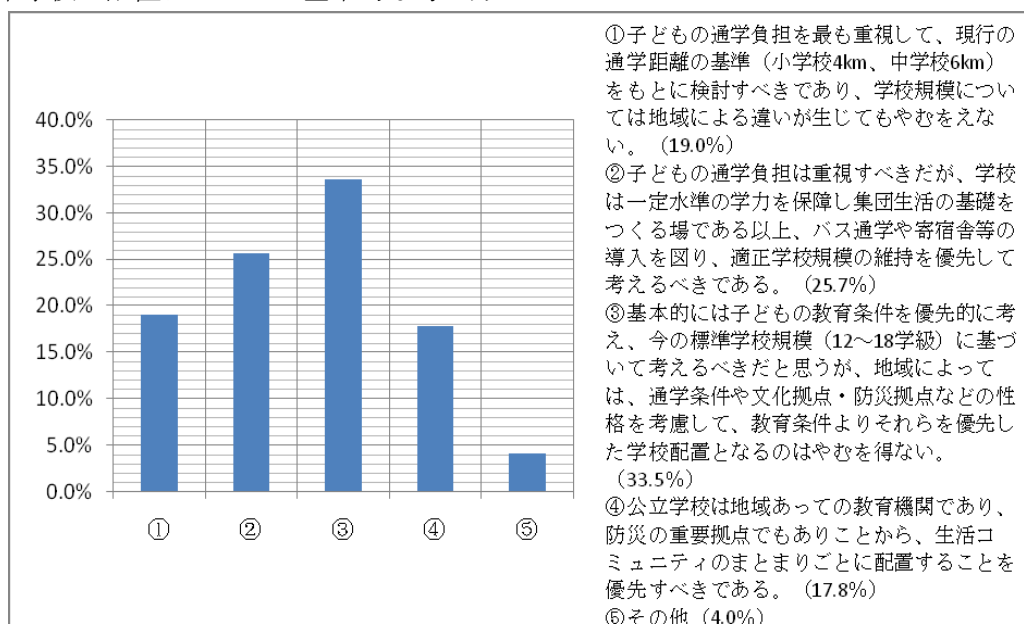
(イ) 中学校について



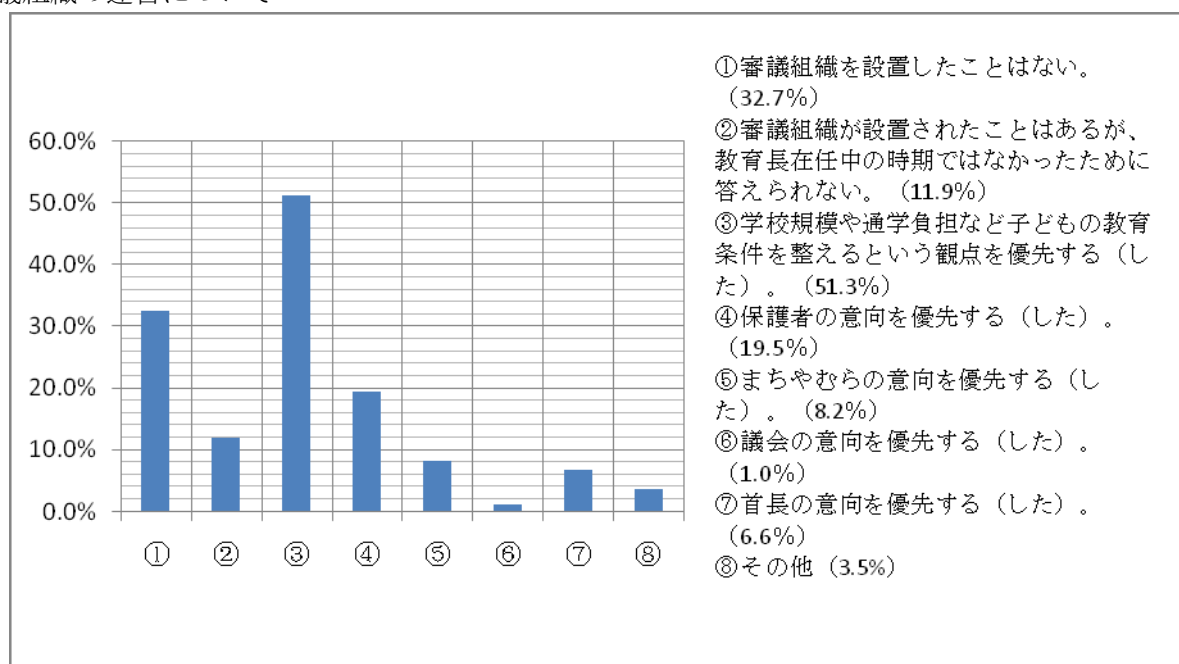
X 小中学校の規模縮小への対応策



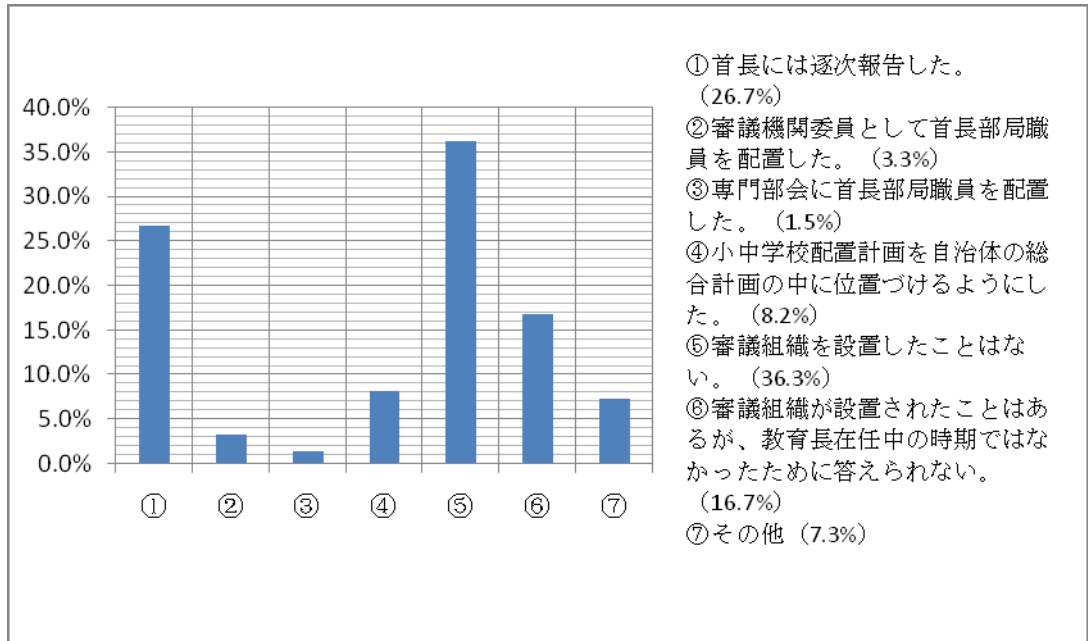
X I 小中学校の配置についての基本的な考え方



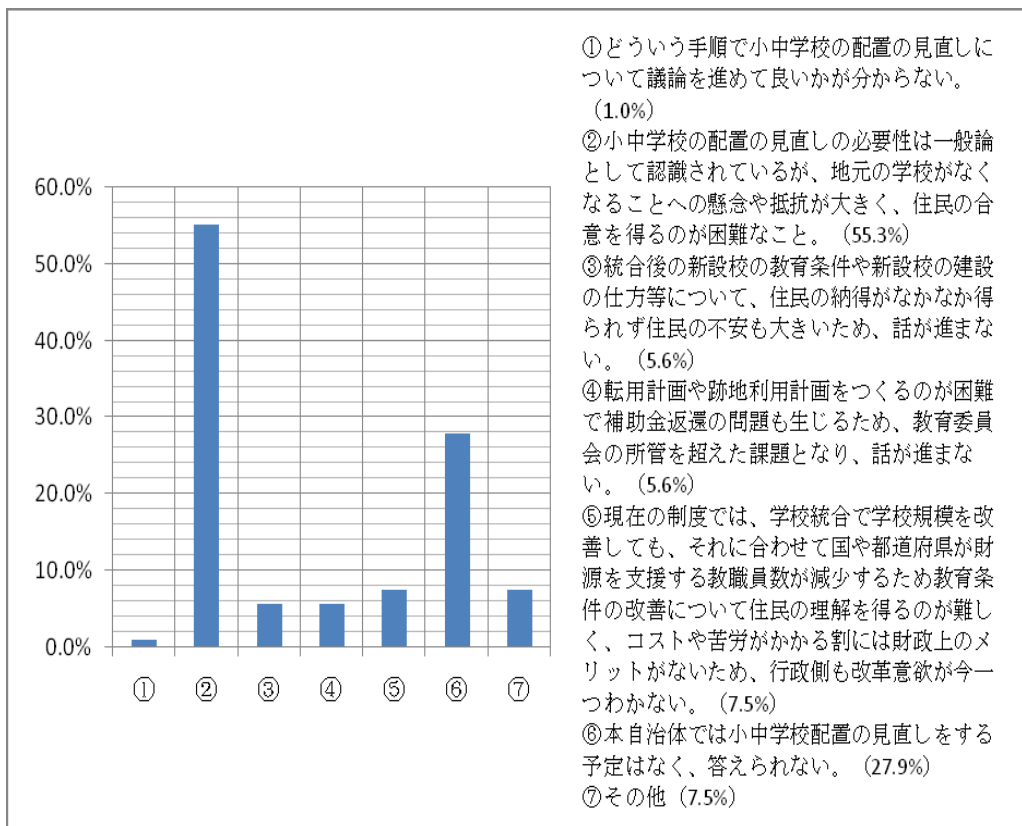
X II 審議組織の運営について



XIII 首長部局との調整



XIV 配置の見直しの障壁



3 クロス集計結果

II - 2 全国市区町村教育委員会および教育長対象調査集計結果(都道府県ブロック別集計および東京都、長野県の集計)

調査票 I (教育長対象調査)

I 自治体の人口規模

	合計 rec	① 100 万人 以上	%	② 50 ～ 100 万人	%	③ 30 ～ 50 万人	%	④ 20 ～ 30 万人	%	⑤ 10 ～ 20 万人	%	⑥5 ～ 10 万人	%	⑦2 ～5 万人	%	⑧1 ～2 万人	%	⑨1 万人 未 満	%
全 体	1001	9	0.9%	19	1.9%	41	4.1%	29	2.9%	83	8.3%	147	14.7%	239	23.9%	170	17.0%	264	26.4%
北 海 道	90	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.1%	3	3.3%	3	3.3%	8	8.9%	9	10.0%	66	73.3%
東 北	129	1	0.8%	0	0.0%	2	1.6%	2	1.6%	5	3.9%	14	10.9%	30	23.3%	33	25.6%	42	32.6%
関 東	217	3	1.4%	8	3.7%	14	6.5%	11	5.1%	39	18.0%	46	21.2%	45	20.7%	28	12.9%	23	10.6%
甲 信 越	84	0	0.0%	1	1.2%	1	1.2%	3	3.6%	0	0.0%	11	13.1%	17	20.2%	17	20.2%	34	40.5%

北陸	18	0	0.0%	0	0.0%	1	5.6%	0	0.0%	3	16.7%	2	11.1%	6	33.3%	5	27.8%	1	5.6%
東海	100	1	1.0%	1	1.0%	7	7.0%	2	2.0%	12	12.0%	21	21.0%	31	31.0%	12	12.0%	13	13.0%
近畿	92	2	2.2%	3	3.3%	9	9.8%	4	4.3%	13	14.1%	16	17.4%	24	26.1%	8	8.7%	13	14.1%
中国	64	1	1.6%	1	1.6%	2	3.1%	3	4.7%	2	3.1%	6	9.4%	18	28.1%	15	23.4%	16	25.0%
四国	51	0	0.0%	1	2.0%	2	3.9%	1	2.0%	2	3.9%	6	11.8%	17	33.3%	11	21.6%	11	21.6%
九州	135	1	0.7%	3	2.2%	2	1.5%	2	1.5%	2	1.5%	17	12.6%	38	28.1%	31	23.0%	39	28.9%
沖縄	18	0	0.0%	0	0.0%	1	5.6%	0	0.0%	2	11.1%	4	22.2%	5	27.8%	1	5.6%	5	27.8%
東京	44	0	0.0%	6	13.6%	5	11.4%	5	11.4%	13	29.5%	6	13.6%	2	4.5%	1	2.3%	6	13.6%
長野	45	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%	1	2.2%	0	0.0%	4	8.9%	6	13.3%	9	20.0%	24	53.3%

Ⅱ 小中学校数

		(1) 小学校数	(2) 中学校数
全体	平均	13.2	6.1
北海道		5.8	2.9
東北		10.2	4.6
関東		17.5	8.2
甲信越		9.2	4.2
北陸		13.1	5.9
東海		15	6.9
近畿		19.7	8.8
中国		14.3	6.8

四国		12.9	5.3
九州		11.1	5
沖縄		8.8	4.5
東京		22.6	10.8
長野		5.1	2.6

Ⅲ 就学人口規模

		(1) 小学校	(2) 中学校
全体	平均	453 3.7	214 2.9
北海道		943. 3	501. 8
東北		235 4.1	123 8.5
関東		740 6.5	324 7.3

甲 信 越		265 3.5	162 9.4
北 陸		387 3.3	192 2.6
東 海		585 9	276 3.9
近 畿		832 7.9	380 9.5
中 国		354 7	171 7.3
四 国		308 8.3	144 5.6
九 州		297 7	148 6.1
沖 縄		411 2.6	200 2.7
東 京		963 8.9	390 3.4
長 野		195 1.5	143 6.8

Ⅱ Ⅲ一校当り就学人口規模

		(1) 小学校	(2) 中学校
全体	平均	262. 9	309. 1
北海道		120. 9	126. 9
東北		175. 6	232
関東		338. 4	346. 3
甲信越		274. 7	580
北陸		233. 7	281
東海		353. 7	372
近畿		340. 9	349. 7
中国		196. 2	216. 5
四国		196. 2	221. 4

九州		232. 5	272. 9
沖縄		399. 6	420. 3
東京		379. 2	326. 3
長野		324. 6	842. 5

IV 小中学校配置の現状

	合計 rec	①	%	②	%	③	%	④	%	⑤	%	⑥	%	⑦	%	⑧	%	⑨	%	⑩	%
全体	99 9	191	19.1 %	218	21.8 %	199	19.9 %	81	8.1%	68	6.8%	110	11.0 %	83	8.3%	20	2.0%	2	0.2%	27	2.7%
北海道	90	27	30.0 %	14	15.6 %	21	23.3 %	6	6.7%	2	2.2%	8	8.9%	9	10.0 %	3	3.3%	0	0.0%	0	0.0%
東北	12 9	20	15.5 %	26	20.2 %	24	18.6 %	12	9.3%	11	8.5%	21	16.3 %	12	9.3%	1	0.8%	0	0.0%	2	1.6%
関東	21 5	34	15.8 %	59	27.4 %	37	17.2 %	11	5.1%	15	7.0%	29	13.5 %	17	7.9%	5	2.3%	0	0.0%	8	3.7%
甲信越	83	19	22.9 %	11	13.3 %	19	22.9 %	7	8.4%	4	4.8%	6	7.2%	8	9.6%	3	3.6%	0	0.0%	6	7.2%

北陸	18	1	5.6%	4	22.2%	3	16.7%	3	16.7%	3	16.7%	1	5.6%	1	5.6%	0	0.0%	1	5.6%	1	5.6%
東海	100	27	27.0%	28	28.0%	15	15.0%	7	7.0%	6	6.0%	6	6.0%	8	8.0%	1	1.0%	1	1.0%	1	1.0%
近畿	92	12	13.0%	19	20.7%	21	22.8%	8	8.7%	6	6.5%	13	14.1%	8	8.7%	1	1.1%	0	0.0%	4	4.3%
中国	63	6	9.5%	13	20.6%	15	23.8%	3	4.8%	8	12.7%	7	11.1%	6	9.5%	3	4.8%	0	0.0%	2	3.2%
四国	51	7	13.7%	7	13.7%	11	21.6%	10	19.6%	5	9.8%	5	9.8%	4	7.8%	2	3.9%	0	0.0%	0	0.0%
九州	136	32	23.5%	33	24.3%	27	19.9%	14	10.3%	7	5.1%	10	7.4%	9	6.6%	1	0.7%	0	0.0%	3	2.2%
沖縄	19	5	26.3%	4	21.1%	5	26.3%	0	0.0%	0	0.0%	4	21.1%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
東京	44	6	13.6%	10	22.7%	5	11.4%	2	4.5%	2	4.5%	7	15.9%	4	9.1%	2	4.5%	0	0.0%	6	13.6%
長野	44	13	29.5%	7	15.9%	9	20.5%	3	6.8%	2	4.5%	3	6.8%	2	4.5%	2	4.5%	0	0.0%	3	6.8%

V 小学校の規模の現状

	合計 rec	①	%	②	%	③	%	④	%	⑤	%	⑥	%	⑦	%	⑧	%
全体	995	147	14.8%	273	27.4%	47	4.7%	153	15.4%	249	25.0%	71	7.1%	6	0.6%	49	4.9%
北海道	89	13	14.6%	30	33.7%	0	0.0%	4	4.5%	27	30.3%	8	9.0%	1	1.1%	6	6.7%
東北	127	13	10.2%	39	30.7%	2	1.6%	11	8.7%	50	39.4%	9	7.1%	0	0.0%	3	2.4%
関東	157	26	16.6%	6	3.8%	18	11.5%	55	35.0%	36	22.9%	7	4.5%	1	0.6%	8	5.1%
甲信越	83	19	22.9%	17	20.5%	0	0.0%	7	8.4%	20	24.1%	7	8.4%	0	0.0%	13	15.7%
北陸	17	1	5.9%	6	35.3%	1	5.9%	3	17.6%	5	29.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%
東海	100	22	22.0%	23	23.0%	8	8.0%	19	19.0%	16	16.0%	11	11.0%	0	0.0%	1	1.0%
近畿	91	11	12.1%	25	27.5%	4	4.4%	26	28.6%	14	15.4%	4	4.4%	1	1.1%	6	6.6%
中国	63	6	9.5%	16	25.4%	2	3.2%	5	7.9%	22	34.9%	7	11.1%	2	3.2%	3	4.8%
四国	51	8	15.7%	10	19.6%	3	5.9%	3	5.9%	20	39.2%	5	9.8%	0	0.0%	2	3.9%

九州	13 6	22	16.2 %	39	28.7 %	5	3.7%	15	11.0 %	37	27.2 %	12	8.8%	0	0.0%	6	4.4%
沖縄	19	5	26.3 %	3	15.8 %	4	21.1 %	4	21.1 %	1	5.3%	1	5.3%	1	5.3%	0	0.0%
東京	44	5	11.4 %	7	15.9 %	7	15.9 %	16	36.4 %	4	9.1%	1	2.3%	0	0.0%	4	9.1%
長野	41	13	31.7 %	3	7.3%	0	0.0%	4	9.8%	7	17.1 %	6	14.6 %	0	0.0%	8	19.5 %

VI 中学校の規模の現状

	合計 rec	①	%	②	%	③	%	④	%	⑤	%	⑥	%	⑦	%	⑧	%
全体	99 5	359	36.1 %	212	21.3 %	30	3.0%	75	7.5%	159	16.0 %	90	9.0%	8	0.8%	62	6.2%
北海道	89	38	42.7 %	16	18.0 %	1	1.1%	1	1.1%	15	16.9 %	7	7.9%	1	1.1%	10	11.2 %
東北	13 3	5	3.8%	44	33.1 %	29	21.8 %	1	0.8%	7	5.3%	30	22.6 %	13	9.8%	4	3.0%
関東	21 6	67	31.0 %	54	25.0 %	18	8.3%	27	12.5 %	25	11.6 %	15	6.9%	1	0.5%	9	4.2%
甲信越	83	31	37.3 %	14	16.9 %	1	1.2%	5	6.0%	9	10.8 %	7	8.4%	2	2.4%	14	16.9 %

北陸	17	5	29.4%	2	11.8%	0	0.0%	3	17.6%	4	23.5%	1	5.9%	0	0.0%	2	11.8%
東海	99	45	45.5%	13	13.1%	6	6.1%	8	8.1%	14	14.1%	11	11.1%	0	0.0%	2	2.0%
近畿	91	28	30.8%	28	30.8%	0	0.0%	16	17.6%	12	13.2%	3	3.3%	1	1.1%	3	3.3%
中国	63	17	27.0%	14	22.2%	1	1.6%	2	3.2%	14	22.2%	6	9.5%	2	3.2%	7	11.1%
四国	51	16	31.4%	13	25.5%	0	0.0%	1	2.0%	10	19.6%	7	13.7%	0	0.0%	4	7.8%
九州	136	57	41.9%	24	17.6%	1	0.7%	4	2.9%	25	18.4%	18	13.2%	0	0.0%	7	5.1%
沖縄	19	10	52.6%	4	21.1%	1	5.3%	1	5.3%	0	0.0%	2	10.5%	1	5.3%	0	0.0%
東京	44	12	27.3%	11	25.0%	3	6.8%	8	18.2%	6	13.6%	2	4.5%	0	0.0%	2	4.5%
長野	44	18	40.9%	5	11.4%	0	0.0%	3	6.8%	3	6.8%	4	9.1%	2	4.5%	9	20.5%

Ⅶ 小中学校の配置計画の見直しの方法

	合計 rec	①	%	②	%	③	%	④	%	⑤	%
全体	992	219	22.1 %	403	40.6 %	304	30.6 %	24	2.4%	42	4.2%
北海道	89	34	38.2 %	27	30.3 %	18	20.2 %	3	3.4%	7	7.9%
東北	127	34	26.8 %	42	33.1 %	45	35.4 %	2	1.6%	4	3.1%
関東	215	36	16.7 %	101	47.0 %	64	29.8 %	5	2.3%	9	4.2%
甲信越	83	21	25.3 %	27	32.5 %	22	26.5 %	7	8.4%	6	7.2%
北陸	17	3	17.6 %	5	29.4 %	8	47.1 %	0	0.0%	1	5.9%
東海	100	26	26.0 %	39	39.0 %	28	28.0 %	3	3.0%	4	4.0%
近畿	90	13	14.4 %	42	46.7 %	31	34.4 %	0	0.0%	4	4.4%
中国	63	12	19.0 %	30	47.6 %	16	25.4 %	2	3.2%	3	4.8%

四国	51	11	21.6%	26	51.0%	13	25.5%	0	0.0%	1	2.0%
九州	135	24	17.8%	54	40.0%	52	38.5%	2	1.5%	3	2.2%
沖縄	19	5	26.3%	8	42.1%	6	31.6%	0	0.0%	0	0.0%
東京	44	5	11.4%	24	54.5%	11	25.0%	1	2.3%	3	6.8%
長野	44	11	25.0%	13	29.5%	11	25.0%	7	15.9%	2	4.5%

Ⅷ 学校規模の標準
(ア) 小学校の規模

	回答者数	①	%	②	%	③	%	④	%	⑤	%	⑥	%
全体	1060	528	49.8%	163	15.4%	41	3.9%	288	27.2%	65	6.1%	50	4.7%
北海道	94	29	30.9%	16	17.0%	2	2.1%	40	42.6%	9	9.6%	7	7.4%
東北	133	58	43.6%	27	20.3%	7	5.3%	42	31.6%	8	6.0%	3	2.3%

関東	224	137	61.2 %	22	9.8%	7	3.1%	49	21.9 %	13	5.8%	10	4.5%
甲信越	87	38	43.7 %	14	16.1 %	9	10.3 %	26	29.9 %	4	4.6%	6	6.9%
北陸	18	10	55.6 %	2	11.1 %	1	5.6%	4	22.2 %	3	16.7 %	1	5.6%
東海	103	63	61.2 %	13	12.6 %	4	3.9%	20	19.4 %	5	4.9%	7	6.8%
近畿	98	56	57.1 %	7	7.1%	5	5.1%	25	25.5 %	5	5.1%	5	5.1%
中国	66	31	47.0 %	16	24.2 %	1	1.5%	25	37.9 %	6	9.1%	1	1.5%
四国	55	22	40.0 %	11	20.0 %	2	3.6%	16	29.1 %	4	7.3%	3	5.5%
九州	141	72	51.1 %	30	21.3 %	3	2.1%	39	27.7 %	5	3.5%	5	3.5%
沖縄	22	10	45.5 %	5	22.7 %	0	0.0%	1	4.5%	3	13.6 %	2	9.1%
東京	47	34	72.3 %	1	2.1%	1	2.1%	3	6.4%	1	2.1%	4	8.5%
長野	47	23	48.9 %	4	8.5%	6	12.8 %	12	25.5 %	4	8.5%	2	4.3%

Ⅷ 学校規模の標準

(イ) 中学校の規模

	回 答 者 数	①	%	②	%	③	%	④	%	⑤	%	⑥	%
全 体	106 0	530	50.0 %	169	15.9 %	36	3.4%	261	24.6 %	58	5.5%	45	4.2%
北 海 道	94	29	30.9 %	16	17.0 %	3	3.2%	38	40.4 %	8	8.5%	7	7.4%
東 北	133	63	47.4 %	31	23.3 %	2	1.5%	37	27.8 %	3	2.3%	1	0.8%
関 東	224	134	59.8 %	25	11.2 %	8	3.6%	41	18.3 %	13	5.8%	10	4.5%
甲 信 越	87	37	42.5 %	17	19.5 %	6	6.9%	23	26.4 %	4	4.6%	5	5.7%
北 陸	18	11	61.1 %	2	11.1 %	2	11.1 %	2	11.1 %	3	16.7 %	1	5.6%
東 海	103	60	58.3 %	15	14.6 %	5	4.9%	18	17.5 %	6	5.8%	8	7.8%
近 畿	98	57	58.2 %	8	8.2%	3	3.1%	24	24.5 %	5	5.1%	3	3.1%
中 国	66	32	48.5 %	12	18.2 %	1	1.5%	24	36.4 %	4	6.1%	0	0.0%

四国	55	21	38.2%	9	16.4%	2	3.6%	17	30.9%	5	9.1%	3	5.5%
九州	141	74	52.5%	29	20.6%	4	2.8%	35	24.8%	4	2.8%	5	3.5%
沖縄	22	10	45.5%	5	22.7%	0	0.0%	1	4.5%	3	13.6%	2	9.1%
東京	47	30	63.8%	4	8.5%	1	2.1%	3	6.4%	1	2.1%	5	10.6%
長野	47	22	46.8%	6	12.8%	3	6.4%	12	25.5%	4	8.5%	2	4.3%

Ⅸ 学校適正規模の判断理由

(ア) 小学校について

	回答者数	①	%	②	%	③	%	④	%	⑤	%	⑥	%	⑦	%	⑧	%
全体	1060	247	23.3%	327	30.8%	407	38.4%	435	41.0%	514	48.5%	153	14.4%	191	18.0%	43	4.1%
北海道	94	13	13.8%	37	39.4%	35	37.2%	30	31.9%	27	28.7%	13	13.8%	15	16.0%	5	5.3%
東北	133	34	25.6%	50	37.6%	54	40.6%	47	35.3%	54	40.6%	25	18.8%	24	18.0%	2	1.5%

関東	224	47	21.0 %	43	19.2 %	103	46.0 %	116	51.8 %	142	63.4 %	34	15.2 %	40	17.9 %	12	5.4%
甲信越	87	24	27.6 %	24	27.6 %	44	50.6 %	32	36.8 %	42	48.3 %	14	16.1 %	22	25.3 %	4	4.6%
北陸	18	3	16.7 %	6	33.3 %	8	44.4 %	11	61.1 %	9	50.0 %	2	11.1 %	3	16.7 %	0	0.0%
東海	103	26	25.2 %	28	27.2 %	38	36.9 %	43	41.7 %	52	50.5 %	15	14.6 %	13	12.6 %	9	8.7%
近畿	98	19	19.4 %	26	26.5 %	28	28.6 %	49	50.0 %	66	67.3 %	11	11.2 %	13	13.3 %	2	2.0%
中国	66	15	22.7 %	23	34.8 %	26	39.4 %	31	47.0 %	34	51.5 %	9	13.6 %	12	18.2 %	0	0.0%
四国	55	17	30.9 %	17	30.9 %	16	29.1 %	22	40.0 %	21	38.2 %	9	16.4 %	10	18.2 %	4	7.3%
九州	141	41	29.1 %	65	46.1 %	51	36.2 %	50	35.5 %	59	41.8 %	17	12.1 %	35	24.8 %	4	2.8%
沖縄	22	7	31.8 %	8	36.4 %	3	13.6 %	3	13.6 %	5	22.7 %	4	18.2 %	4	18.2 %	1	4.5%
東京	47	7	14.9 %	4	8.5%	24	51.1 %	30	63.8 %	33	70.2 %	7	14.9 %	2	4.3%	3	6.4%
長野	47	17	36.2 %	12	25.5 %	27	57.4 %	18	38.3 %	23	48.9 %	10	21.3 %	12	25.5 %	3	6.4%

IX 学校適正規模の判断理由

(イ) 中学校について

	回 答 者	①	%	②	%	③	%	④	%	⑤	%	⑥	%	⑦	%	⑧	%	⑨	%	⑩	%
全 体	106 0	205	19.3 %	209	19.7 %	580	54.7 %	344	32.5 %	344	32.5 %	436	41.1 %	551	52.0 %	161	15.2 %	156	14.7 %	39	3.7%
北 海 道	94	12	12.8 %	17	18.1 %	36	38.3 %	26	27.7 %	23	24.5 %	24	25.5 %	43	45.7 %	20	21.3 %	13	13.8 %	7	7.4%
東 北	133	29	21.8 %	23	17.3 %	80	60.2 %	42	31.6 %	41	30.8 %	50	37.6 %	75	56.4 %	24	18.0 %	19	14.3 %	0	0.0%
関 東	224	44	19.6 %	57	25.4 %	136	60.7 %	94	42.0 %	95	42.4 %	107	47.8 %	132	58.9 %	25	11.2 %	33	14.7 %	11	4.9%
甲 信 越	87	15	17.2 %	13	14.9 %	49	56.3 %	31	35.6 %	24	27.6 %	35	40.2 %	45	51.7 %	13	14.9 %	14	16.1 %	2	2.3%
北 陸	18	4	22.2 %	2	11.1 %	10	55.6 %	6	33.3 %	6	33.3 %	7	38.9 %	13	72.2 %	0	0.0%	2	11.1 %	0	0.0%
東 海	103	22	21.4 %	18	17.5 %	54	52.4 %	37	35.9 %	36	35.0 %	48	46.6 %	47	45.6 %	17	16.5 %	13	12.6 %	9	8.7%
近 畿	98	20	20.4 %	23	23.5 %	49	50.0 %	27	27.6 %	40	40.8 %	57	58.2 %	53	54.1 %	11	11.2 %	12	12.2 %	2	2.0%
中 国	66	7	10.6 %	13	19.7 %	35	53.0 %	22	33.3 %	21	31.8 %	37	56.1 %	35	53.0 %	10	15.2 %	12	18.2 %	0	0.0%

四国	55	13	23.6%	10	18.2%	29	52.7%	9	16.4%	14	25.5%	18	32.7%	32	58.2%	9	16.4%	8	14.5%	3	5.5%
九州	141	33	23.4%	32	22.7%	90	63.8%	45	31.9%	41	29.1%	45	31.9%	70	49.6%	28	19.9%	26	18.4%	3	2.1%
沖縄	22	6	27.3%	0	0.0%	10	45.5%	4	18.2%	2	9.1%	5	22.7%	6	27.3%	4	18.2%	4	18.2%	2	9.1%
東京	47	8	17.0%	14	29.8%	30	63.8%	24	51.1%	28	59.6%	28	59.6%	28	59.6%	2	4.3%	2	4.3%	2	4.3%
長野	47	9	19.1%	9	19.1%	25	53.2%	20	42.6%	14	29.8%	20	42.6%	26	55.3%	7	14.9%	9	19.1%	1	2.1%

X 小中学校の規模縮小への対応策

	回答者数	①	%	②	%	③	%	④	%	⑤	%	⑥	%	⑦	%	⑧	%	⑨	%	⑩	%	⑪	%	⑫	%	⑬	%
全体	1060	383	36.1%	44	4.2%	136	12.8%	73	6.9%	66	6.2%	373	35.2%	24	2.3%	30	2.8%	327	30.8%	68	6.4%	122	11.5%	122	11.5%	54	5.1%
北海道	94	32	34.0%	3	3.2%	4	4.3%	0	0.0%	5	5.3%	36	38.3%	0	0.0%	2	2.1%	33	35.1%	2	2.1%	6	6.4%	3	3.2%	9	9.6%
東北	133	64	48.1%	8	6.0%	11	8.3%	6	4.5%	7	5.3%	42	31.6%	2	1.5%	3	2.3%	38	28.6%	5	3.8%	14	10.5%	8	6.0%	8	6.0%

関東	22 4	71	31.7 %	8	3.6 %	35	15. 6%	30	13. 4%	20	8.9 %	84	37. 5%	5	2.2 %	9	4.0 %	63	28. 1%	14	6.3 %	33	14. 7%	38	17. 0%	7	3.1 %
甲信越	87	30	34.5 %	4	4.6 %	6	6.9 %	3	3.4 %	4	4.6 %	28	32. 2%	6	6.9 %	8	9.2 %	28	32. 2%	9	10. 3%	11	12. 6%	2	2.3 %	4	4.6 %
北陸	18	10	55.6 %	2	11. 1%	4	22. 2%	0	0.0 %	1	5.6 %	7	38. 9%	0	0.0 %	0	0.0 %	6	33. 3%	1	5.6 %	1	5.6 %	2	11. 1%	0	0.0 %
東海	10 3	30	29.1 %	2	1.9 %	15	14. 6%	5	4.9 %	3	2.9 %	32	31. 1%	2	1.9 %	2	1.9 %	33	32. 0%	16	15. 5%	19	18. 4%	18	17. 5%	7	6.8 %
近畿	98	42	42.9 %	3	3.1 %	14	14. 3%	8	8.2 %	7	7.1 %	29	29. 6%	1	1.0 %	2	2.0 %	26	26. 5%	3	3.1 %	9	9.2 %	18	18. 4%	3	3.1 %
中国	66	28	42.4 %	1	1.5 %	9	13. 6%	5	7.6 %	5	7.6 %	35	53. 0%	2	3.0 %	2	3.0 %	22	33. 3%	5	7.6 %	5	7.6 %	3	4.5 %	2	3.0 %
四国	55	21	38.2 %	6	10. 9%	10	18. 2%	3	5.5 %	5	9.1 %	21	38. 2%	1	1.8 %	0	0.0 %	24	43. 6%	2	3.6 %	5	9.1 %	5	9.1 %	3	5.5 %
九州	14 1	48	34.0 %	6	4.3 %	26	18. 4%	8	5.7 %	8	5.7 %	55	39. 0%	5	3.5 %	1	0.7 %	47	33. 3%	6	4.3 %	18	12. 8%	21	14. 9%	11	7.8 %
沖縄	22	6	27.3 %	1	4.5 %	2	9.1 %	4	18. 2%	1	4.5 %	4	18. 2%	0	0.0 %	1	4.5 %	6	27. 3%	5	22. 7%	1	4.5 %	4	18. 2%	0	0.0 %
東京	47	19	40.4 %	0	0.0 %	1	2.1 %	9	19. 1%	4	8.5 %	13	27. 7%	0	0.0 %	0	0.0 %	5	10. 6%	5	10. 6%	3	6.4 %	7	14. 9%	3	6.4 %
長野	47	13	27.7 %	1	2.1 %	3	6.4 %	2	4.3 %	4	8.5 %	16	34. 0%	4	8.5 %	7	14. 9%	18	38. 3%	5	10. 6%	7	14. 9%	0	0.0 %	2	4.3 %

XI 小中学校の配置についての基本的な考え方

	合計 rec	①	%	②	%	③	%	④	%	⑤	%
全体	97 8	18 6	19. 0%	25 1	25. 7%	32 8	33. 5%	17 4	17. 8%	39	4.0 %
北海道	86	14	16. 3%	28	32. 6%	25	29. 1%	14	16. 3%	5	5.8 %
東北	12 8	17	13. 3%	46	35. 9%	42	32. 8%	21	16. 4%	2	1.6 %
関東	21 4	62	29. 0%	37	17. 3%	65	30. 4%	40	18. 7%	10	4.7 %
甲信越	79	6	7.6 %	26	32. 9%	27	34. 2%	16	20. 3%	4	5.1 %
北陸	18	2	11. 1%	7	38. 9%	5	27. 8%	4	22. 2%	0	0.0 %
東海	98	18	18. 4%	17	17. 3%	36	36. 7%	22	22. 4%	5	5.1 %
近畿	91	14	15. 4%	19	20. 9%	39	42. 9%	16	17. 6%	3	3.3 %
中国	63	8	12. 7%	24	38. 1%	22	34. 9%	8	12. 7%	1	1.6 %

四国	50	8	16.0%	19	38.0%	16	32.0%	3	6.0%	4	8.0%
九州	130	31	23.8%	25	19.2%	43	33.1%	26	20.0%	5	3.8%
沖縄	18	6	33.3%	1	5.6%	7	38.9%	4	22.2%	0	0.0%
東京	44	12	27.3%	4	9.1%	15	34.1%	8	18.2%	5	11.4%
長野	42	3	7.1%	14	33.3%	13	31.0%	8	19.0%	4	9.5%

XII 審議組織の運営について

	回答者数	①	%	②	%	③	%	④	%	⑤	%	⑥	%	⑦	%	⑧	%
全体	1060	347	32.7%	126	11.9%	54	51.3%	207	19.5%	87	8.2%	101	1.0%	70	6.6%	37	3.5%
北海道	94	32	34.0%	11	11.7%	44	46.8%	27	28.7%	4	4.3%	1	1.1%	2	2.1%	4	4.3%
東北	133	48	36.1%	16	12.0%	69	51.9%	31	23.3%	10	7.5%	4	3.0%	9	6.8%	1	0.8%

関東	22 4	64	28.6 %	36	16. 1%	2 1	54. 0%	3 4	15. 2%	2 1	9.4 %	2	0.9 %	1 3	5.8 %	6	2.7 %
甲信越	87	30	34.5 %	9	10. 3%	4 5	51. 7%	1 7	19. 5%	8	9.2 %	1	1.1 %	6	6.9 %	2	2.3 %
北陸	18	3	16.7 %	2	11. 1%	1 3	72. 2%	4	22. 2%	3	16. 7%	0	0.0 %	2	11. 1%	2	11. 1%
東海	10 3	52	50.5 %	9	8.7 %	4 4	42. 7%	2 0	19. 4%	8	7.8 %	0	0.0 %	6	5.8 %	3	2.9 %
近畿	98	23	23.5 %	16	16. 3%	5 6	57. 1%	1 4	14. 3%	8	8.2 %	0	0.0 %	6	6.1 %	2	2.0 %
中国	66	16	24.2 %	8	12. 1%	4 2	63. 6%	1 2	18. 2%	6	9.1 %	0	0.0 %	9	13. 6%	6	9.1 %
四国	55	21	38.2 %	3	5.5 %	2 9	52. 7%	1 3	23. 6%	5	9.1 %	0	0.0 %	4	7.3 %	2	3.6 %
九州	14 1	50	35.5 %	14	9.9 %	6 9	48. 9%	3 0	21. 3%	1 3	9.2 %	3	2.1 %	1 3	9.2 %	9	6.4 %
沖縄	22	8	36.4 %	2	9.1 %	1 1	50. 0%	3	13. 6%	0	0.0 %	0	0.0 %	0	0.0 %	0	0.0 %
東京	47	5	10.6 %	14	29. 8%	2 4	51. 1%	3	6.4 %	2	4.3 %	0	0.0 %	0	0.0 %	2	4.3 %
長野	47	16	34.0 %	2	4.3 %	2 5	53. 2%	1 3	27. 7%	3	6.4 %	0	0.0 %	3	6.4 %	1	2.1 %

XIII 首長部局との調整

	合計 rec	①	%	②	%	③	%	④	%	⑤	%	⑥	%	⑦	%
全体	890	238	26.7%	29	3.3%	13	1.5%	73	8.2%	323	36.3%	149	16.7%	65	7.3%
北海道	77	24	31.2%	0	0.0%	0	0.0%	4	5.2%	32	41.6%	10	13.0%	7	9.1%
東北	116	34	29.3%	2	1.7%	1	0.9%	15	12.9%	43	37.1%	16	13.8%	5	4.3%
関東	202	50	24.8%	8	4.0%	5	2.5%	18	8.9%	64	31.7%	41	20.3%	16	7.9%
甲信越	70	15	21.4%	1	1.4%	1	1.4%	5	7.1%	26	37.1%	16	22.9%	6	8.6%
北陸	17	7	41.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%	5	29.4%	2	11.8%	2	11.8%
東海	88	19	21.6%	2	2.3%	0	0.0%	6	6.8%	45	51.1%	10	11.4%	6	6.8%
近畿	82	22	26.8%	3	3.7%	1	1.2%	8	9.8%	20	24.4%	23	28.0%	5	6.1%
中国	57	18	31.6%	3	5.3%	4	7.0%	3	5.3%	15	26.3%	7	12.3%	7	12.3%

四国	47	14	29.8%	1	2.1%	1	2.1%	2	4.3%	19	40.4%	6	12.8%	4	8.5%
九州	115	30	26.1%	8	7.0%	0	0.0%	8	7.0%	47	40.9%	15	13.0%	7	6.1%
沖縄	16	3	18.8%	1	6.3%	0	0.0%	3	18.8%	6	37.5%	3	18.8%	0	0.0%
東京	43	16	37.2%	2	4.7%	0	0.0%	2	4.7%	4	9.3%	14	32.6%	5	11.6%
長野	36	7	19.4%	0	0.0%	0	0.0%	3	8.3%	17	47.2%	7	19.4%	2	5.6%

XIV 配置の見直しの障壁

	回答者数	①	%	②	%	③	%	④	%	⑤	%	⑥	%	⑦	%
全体	1060	11	1.0%	586	55.3%	59	5.6%	59	5.6%	79	7.5%	296	27.9%	80	7.5%
北海道	94	0	0.0%	55	58.5%	3	3.2%	2	2.1%	4	4.3%	21	22.3%	11	11.7%
東北	133	1	0.8%	86	64.7%	10	7.5%	12	9.0%	11	8.3%	27	20.3%	9	6.8%
関東	224	1	0.4%	126	56.3%	12	5.4%	10	4.5%	14	6.3%	68	30.4%	23	10.3%

甲 信 越	87	2	2.3 %	40	46. 0%	3	3.4 %	4	4.6 %	7	8.0 %	29	33. 3%	8	9.2 %
北 陸	18	0	0.0 %	14	77. 8%	2	11. 1%	1	5.6 %	4	22. 2%	3	16. 7%	0	0.0 %
東 海	10 3	4	3.9 %	40	38. 8%	4	3.9 %	4	3.9 %	5	4.9 %	48	46. 6%	8	7.8 %
近 畿	98	2	2.0 %	66	67. 3%	7	7.1 %	8	8.2 %	9	9.2 %	20	20. 4%	3	3.1 %
中 国	66	0	0.0 %	42	63. 6%	6	9.1 %	4	6.1 %	7	10. 6%	11	16. 7%	5	7.6 %
四 国	55	1	1.8 %	37	67. 3%	3	5.5 %	3	5.5 %	7	12. 7%	11	20. 0%	2	3.6 %
九 州	14 1	0	0.0 %	72	51. 1%	9	6.4 %	8	5.7 %	11	7.8 %	47	33. 3%	10	7.1 %
沖 繩	22	0	0.0 %	7	31. 8%	0	0.0 %	2	9.1 %	0	0.0 %	10	45. 5%	0	0.0 %
東 京	47	1	2.1 %	25	53. 2%	2	4.3 %	2	4.3 %	2	4.3 %	13	27. 7%	8	17. 0%
長 野	47	1	2.1 %	17	36. 2%	2	4.3 %	1	2.1 %	5	10. 6%	21	44. 7%	3	6.4 %

4 自由記述部分の集計

調査票 I (教育長)

通し 番号	自治体 コード	自治体名	教員関係 (学校間の併任の弾力化、加配、等)
1			町内学校間での教師の併任の弾力化。
2			教員定数の大幅な削減を伴う小・中学校等の統合の際には、統合の形態に応じた教員配置が可能となるよう、加配措置を行ってほしい。
3			教職員、とりわけ加配教職員の配置の拡大。
4			統合校に教職員を増やしたい。
5			統合することにより教職員が減少する。特に小学校低学年では教職員数と児童数の関係で細やかな手だてのために、少人数制指導が有効と思われる。統合した場合、ある程度の優遇措置 (教職員数の配置) ができたらと思う。
6			専門性の高い教師の配置。
7			過疎化、少子化の小学校の複式学級への教職員の加配。
8			小規模校といえども教育課題については、大規模校と変わりはなく職員の配置については、十分考慮して頂きたい。
9			極小規模校がない地区にあって、常に広域の人事異動が担保できることを優先してほしい。
10			教職員配当を市全体から配慮できるよう、学校籍を固定せず市教委に委任してほしい。
11			小規模校 (複式校も含めて) に専科教員の加配が必要とともに、養護教諭の配置が必要。
12			統合の際の学校管理運営は落ちつくまで細かい配慮と具体的な仕事が増えるので、2年～3年間に渡って教員の1名増を望みます。
13			地域にあった教育を進めるためには、地域の意見を聞いて進めてほしい。特に教職員の人事権の移譲等について、小規模町村を切捨てることのないように。
14			本市では、学校選択制 (当面隣接区に限定) の導入と、小中一貫校の設置を来年度より実施するが、いずれの場合にも学校活性化に向けての施策であり、その基盤となる教員への人事管理 (人事権) が、極めて大きな要素と考える。人事権委譲を最優先として要請する。
15			統合後の学校へ、加配教員を優先的に配置すること。
16			小規模校に対する教職員定数の確保を望む (教頭・養護教諭・事務職員の完全配置)。
17			教職員定数配当の弾力化 (少人数指導や I T 指導、その他学校課題に対する解決のための定数加配)。
18			規準外の教師は村・県でかかえており、必要な教師の配置を望む。
19			教員加配の拡大。
20			特色ある教育活動に対する教職員の加配措置の一層の充実。
21			教員定数の規制緩和。人事権の移譲。通学区の規制緩和。
22			再編前後数年間における教員等の増配置。

23			中学校で複数教科担当教員の配置ができるよう求めたい。
24			地域や保護者の要望を実現してやることで統合を進めていく上で極めて重要かつ効果的である。従って子どもの教育水準維持や、より一層の向上策を図るため教職員配置に特別の配慮を設けたり、校舎等の安全確保のために耐震化を補助するなどの積極的な取り組みが必要と考える。
25			現行標準学級編成の上限に近い規模の学校には、施設管理学校と家庭教育連携等学校運営の面、学習指導、生徒指導等指導の面から、配置教員の増を促進する制度改善を導入する。
26			統合後の教職員の配置について、過員解消年限を延長してほしい。
27			統合中学校へは当初のうちだけでも生徒指導等の問題もあり、増員してほしい（教員の増）。
28			小規模の中学校にあっては、定数上から各教科の免許所有者の教諭が配置されることが難しく、特例で免許外教科担当を強いられている状況があるので、生徒の教育指導上に課題が生じるので、この解消が図られるような制度化を要望する。
29			山間地自治体での教員採用は困難であるので、国の援助が必要である。
30			特別支援の必要な児童・生徒が非常に増加しているが、そのために必要となる教員はきちんと配置すべきだ。
31			小規模校が中規模校と統合する場合に、児童や保護者の不安を解消するために、受け入れ校となる中規模校に教員の加配を要望します。
32			へき地校は統合が難しい。教員配置において中学校では厳しく加配教員配置への予算的措置を望みたい。
33			児童生徒数の減少により、学校統合がなされた場合、学級数が大幅に増えるわけではなく、統合前の教職数が大幅に異動になってしまう。統合後2～3年間は教職員定数配置について加配が必要。
34			小中一貫校への加配措置をお願いしたい。
35			小学校への教科担任制（限定した教科）へ移行。教員定数の増又は30人学級の早期実現。
36			複数の教科担任を現在余儀なく実施している。このことについて解消出来るように願いたい。

通し番号	自治体コード	自治体名	教育財政関係（教育予算、施設設備、スクールバスの運用、補助対象の拡充、国の補助制度の見直し、建物の補助金、各種補助率の増加）
1			通学バスの運営補助の可能性。
2			国は教育予算を削るべきでもなく、もっと厚く配慮してもらいたい。
3			施設整備等についても、十分な施策を講じることができるよう、財政措置を図ってほしい。
4			建築費の補助率を大幅に上げていただければ幸いです。広い校区となるため、スクールバスの補助をさらにお願したい。
5			財政の小さい町のため補助対象等の拡大の必要性、耐振調査等の対策、対応も厳しい現状である。
6			財源不足のため配置計画が理想に近づけない現状がある。特に市町村合併後の地域では、そのギャップが大きい。

7			本村は27km余と細長いため通学対策が課題である（通学費の補助等必要）。
8			義務教育は憲法26条に規定されているように、どこでも誰でも同じ水準で無償で教育を受けさせる環境は国が責任を持つべきである。義務教育を向上させるために、国は予算づけを行い、地方団体の財政力で教育に差があってはならない。
9			建設後、耐用年数を経過しない学校を廃止する場合、補助金の返還という大きな問題が起きる。より良い教育環境を目指すところから、廃止・統合が選択された場合、このことへの配慮を願いたい。
10			三位一体改革で地方は財源不足にあえいでいる。学校を再編しようとする、多額の財政支出を伴ない、小さな市町村では大きな負担になる。そこで国の補助制度を充実・拡充してほしい。
11			新たな学校建設にかかる国の規制緩和と費用補助率の増大。
12			少子高齢化の時代において、本市では現在、児童生徒が増加していますが、中長期に見ればいずれ少子化傾向になると考えるが、一時的児童生徒増の対策についても、地域コミュニティ等を配慮し、過大規模校に対する支援制度について配慮願いたい。
13			学校統廃合をこれまで11校を行い、適正規模を図ってきた。住民説得及び保護者の相互の理解を得る苦労も大きい。実際は統合後の新校再生の方がもっと課題が多い。よって教員数、施設整備等、教育条件の整備に関わる支援をもっと進めてほしい。
14			予算措置。要望としては現今の教育課題から見て、6-3制の見直しを含め配置が考えられる。大きな方向性は国として示すべき。21世紀に生きる子どもの観点を大切にして、制度的・財政的・教育内容・自治体の責任の範囲。
15			過疎・少子化の影響で1校当りの児童・生徒数が激減している。小学校の1校当りの児童数が100人を切る学校が24校中16校もある。学校の統廃合について、国の財政支援と共に、適正規模適正配置に対する指導及び働きかけを望む。
16			財源の確保が難しい。
17			現状を変動させるには大変な困難があるので、保護者や自治体の財政負担を軽減させるような施策を望みます。
18			校舎改築、増築等について財政面での国の支援率を大幅にアップ。
19			配置の見直し＝統合だが、通学バスが必要となる。統合する学校が多くなると児童・生徒が乗車する時間が長くなり、時には1時間近くなる。片道20～30分が限度と考える。きめ細かく通学バスを配置したいと考えるので、そのような施策に沿った補助をお願いしたい。
20			地域人材（民間）の活用に対する支援（財政的）。
21			スクールバス運行経費に対する財政支援の充実。適化法の改正等により補助金返還の負担をなくすとともに、解体費用の助政措置を望む（児童生徒数の急激な減少、市街地の移動早い、廃校後の校舎の無理な維持・活用による負担増）。

22			統合により小中学校がなくなった地区の住民のコミュニティーの場がなくなる。そのため住民のよりどころとなる施設や機関をどう補うのか。同じく小中学校がなくなった地区の児童生徒の通学の便を確保する必要がある。
23			廃校となった校舎等の転用のための財政補助制度をつくってほしい。
24			学校の改築・新築にあたって、国庫補助の基準や単価などの充実。
25			今後更に過疎化、少子化が進行すれば小学校の統廃合は避けられない問題である。統合となれば通学バス等が必要となる。そのための必要経費の予算措置への国の補助を要望したい。
26			新設学校がある場合、助成制度を確立していただきたい。
27			学校統合により必要とされる建築費等について、特例的助成等を講じていただきたい。現行、通学距離の基準の改正（地域の実情に即した基準を定める場合の参考基準として必要）。スクールバス等の交通機関の設置条件の拡大。
28			統合した場合、通学問題が大変である。学年差等にも対応できる通学バス等の優遇措置が望まれる（へき地校の児童・生徒への教育条件の整備）。
29			統廃合に伴う児童生徒の通学の安全を確保するための通学バス運行経費の支援をぜひとも要望する（学校の適正配置の推進は少なくとも数名の教職員減となるもので、国及び都道府県の財政改帯に寄与するものである）。
30			児童保育等で学校の空教室などを活用するため、施設改善のための財政支援。
31			すべて施策の基盤は財政にある。学校の配置計画も財政の裏付けがあって現実のものとなる。国による国庫負担制度による補償が不可欠である。
32			国の補助を増額願いたい。
33			一律何割かの補助制度でなく、自治体の規模や財政事情により、大いなる考慮を願いたい。
34			統合により遠隔地から通学することになる児童、生徒への通学費の補助。廃校となる学校の補助金返還の免除。統合の計画がある学校の、複式学級解消のための教員配置。
35			何よりも財政的な補助を増額してもらいたい。
36			教育関係の補助、助成を児童生徒数に応じて配分する方向性が見られるが、従来の方式を継続してほしい。
37			三位一体の改革や新型交付税制度が実施されると、地方の過疎市町村は財政的に大きなダメージを受ける。もっと地方に厚い財政的支援を頂ければ、学校統廃合計画を進めやすい。
38			国からの補助（教員・助成金等）を期待する。
39			適正規模校、あるいは地域の過疎化などで適正規模が困難なとき、幼保小中一貫校をつくったりする際の人的・物的支援、通学のためのスクールバス導入への支援等を要望する。
40			現在へき地校で山村留学推進協議会を平成3年より開始しておりますが、近年留学生も少なくなり、生徒の確保が難しい状況なので、国からの助成についてお願いしたい。

41			過疎町により財源が乏しいため、施設の改築等の助成基準の緩和、率のかさ上げをお願いしたい。
42			特色を生かし、創意工夫の見られる教育への支援策（補助金制度の見直し、教職員の加配配置等）が求められる。
43			遠距離通学の輸送費等国の補助の充実。
44			三位一体改革で国の補助を減額しているが、国・県・市町村それぞれの1/3の負担を堅持すべきだ。
45			国庫の補助金を交付金全体の中に入れるのではなく、教育専用の補助金として位置づけておく必要がある。
46			小中学校の適正配置を検討するうえで、新たな国庫補助制度の導入、助成措置の拡大、補助率の改善といった財政面での支援策の充実を望む。
47			通学距離等の問題から、登下校にはスクールバスが必要となってくる。複数のバスの購入、維持に多額の予算が考えられる。より手厚い補助を望みたい。
48			通学費補助。跡地利用の補助。
49			総合を促進するため、補助金返環や改築承諾料の問題が生じないような制度の工夫をして欲しい。
50			離島に住む小中学生の通学費補助及び、荒天時の船舶欠航による宿舎の補助。
51			再配置に伴う補助金の率を上げない限り、貧しい地方財政では簡単に組みにくい。
52			義務教育であり、通学や施設整備予算を国において支援する事。
53			地域の特性を生かせる制度、及び財政支援を要望する。
54			学校建設に係る費用が町財政を多大に圧迫する。制度云々以前に、補助金率（額）を考えないと、どうにもならない。
55			少々大規模になってもいたし方ないと思っています。急増しているわけではありませんが、マンションも次々に建設され、また計画されているので増築費（補助金）を大幅にアップしていただきたい。
56			国の財政計画では、学校に対する補助を年々減額している。財源の豊かな市町村では少なくなっていない（税源委議）。国の方針は大都市優先で地方は考えてない。
57			どこの自治体も築後30年以上を抱えて増改築が多く見込まれる現状であると思います。しかし、行財政事情が悪く、苦慮している現状から国の支援を充実させていただきたい。
58			統廃合をした学校への財政的メリットの付与（加配の上積み、施設整備など）。スクールバスの購入、運用の経費の手当て。
59			学校の統合は、今後一層加速されるが問題は廃校後における説明会のあり方に大きな課題があり、少子化によるものから補助金返環を考慮すべきと思う。
60			国庫補助金を受けて建てた校舎の転用制限廃止。統合学校への人的配置及び校舎改修費の助成。

61			地方自治体が抱える最大の課題は財源である。校舎等の設備新設や改修の折の国庫補助率の引き上げ、また交通機関を利用しなければならなくなった場合は、義務教育無償の原則に則り、交通費の無料化または補助率の引き上げが望まれる。
62			校舎等の建築に際し、財政がひっばくした自治体には大変な負担。よって補助率を引きあげてもらいたい。教育にお金がまわらないのが現状。
63			町の財政事情の悪化が、学校再編を困難にしている。学校建築に対する国の補助率を上げてほしい。
64			離島小規模校のため、留学制度を導入しているが、学校及び地域活性化を回るうえで効果大である。里親制度を維持していくため、自治体の補助に限度がある。したがって、特定離島ふるさと振興事業として国県の補助を堅持していただきたい。
65			廃校となる学校の解体費は全額国費（100%）で補助すべき。統合する学校への通学手段のスクールバス（郡部）の購入費を、現行補助枠の（率の）100%へ（限度額の拡大）。
66			校舎改築の補時（金）率の向上。
67			本村では小学校の統合が課題であるが、財政力が弱く新築校全校建築は困難である。既存の小学校いずれも一長一短があり、又、地元のエゴもあって、どの小学校に落ち着いても、住民間の確執が残りそうである。統合の場合には新設校建築に100%の補助をいただきたい。
68			教育の機会均等の立場から、超小規模の自治体には財政的支援が必要と考えます。基本的条件整備（校舎の建て替え等）。
69			学校の統合を実施する場合、原則施設の建て替えをしない方法で検討することとしているが、学校の統合や小中一貫校として施設を整備する場合の補助率アップ等国の協力も必要である。
70			統合により発生する、児童生徒の通学費の負担・施設整備・跡地利用計画などに対する財政支援の拡充をお願いしたい。
71			小・中一貫校の設置について検討中であるが、施設設備・教職員の配置等、教育環境の整備について財政的支援を強く要望する。
72			児童生徒の通学上の利便性を高めるため、措置として（通学バス）補助弾力化などが必要である。
73			統合後の校舎解体費用への財政的支援。統合後の通学方法（スクールバス）への財政支援。
74			町村合併により一層、行政面積が拡大されたが人口減少により児童生徒の数も減っている。又、一部を除く小・中学校の校舎に老朽化が進んでいる。通学費援助と校舎建築補助の基準単価について、現状に合った額とされたい。
75			校舎増築費への補助。統合前後2年間の加配の徹底（県は加配をつけないことがある）。
76			子どもの通学負担軽減に係る各種施策の充実に要望する。
77			新地に校舎建築するための財政補助、通学補助（中）。無免許教科指導のないような措置をお願いしたい。学校は掛け持でも（中）。

78			財源措置をお願いしたい。
79			教育財産の目的外使用に対する補助金返還の基準が緩和されると良い。
80			地方財政は窮迫している状況にあり、思い切った取組が困難である。適正規模、町づくりとのリンク等々課題に対応し、推進のための財政措置を期待したい。
81			財源の支援（幼・小・中学校一貫教育の推進）。
82			本市は住居が点在しているので、児童・生徒の安全な通学ができる通学距離4km～6kmで考えると、学校の配置が町村合併前なので必ずしも学区域の中心に位置していない。中心に移動するのであれば予算措置が必要である。
83			財政面での支援。
84			財政難であり、補助制度の充実が不可欠。
85			老朽校舎の新築。
86			施設建設補助（交付金）の例外的加算。教育施策に対する特区制度の拡充。
87			学校用地の確保の補助制度の復活。建築費の高率補助の実施。
88			これまでの補助金の返還を求めないこと。むしろ統合の場合は取り壊しに補助金を出すべきである。
89			国の財源等の支援。
90			学校統合に伴い、通学区域が広域となるので、児童生徒の通学の負担を軽減するためのスクールバス等補助事業。廃校後の施設転用に対する補助事業。廃校後の学校建設補助金の返還免除。
91			当町では幼・小・中学校一貫教育を推進中である。特区を柔軟に。平成21年4月開校を目標としているので、財政的に支援して欲しい。同一敷地内に認定こども園、小学校、中学校を建設する予定である。
92			標準学級については理解できるが、元々2村が合併してできた町(当時は村)のため、2校ある小学校を統合することは、住民の同意を得ることが困難なこともあり、義務教育の確立を踏まえ、財政状況から学校環境の差がでないよう助成制度の検討をお願いしたい
93			自治体の特色を活かす教育への積極的支援（人材の充当・財政の支援）。
94			ここ数年、小中学校の統廃合を進めているが、通学条件（バス等）の整備は重要な柱となった。小学校低・中高学年用バス（教育課程により異なる）、中学生用・部活動用（土日も）ときめ細かな対応が求められているが、予算の関係で十分それに応えられない現状にあります。
95			統廃合における新校舎建設にあたっての補助金制度の拡充を望む。
96			施設整備に関わる助成制度の充実。
97			将来は配置計画を検討する段階に至ると思いますが、当自治体はきわめて財政事情がきびしく、国の多大な支援がなければ実施不可能だと思われます。十分な財政支援を要望したいと思います。
98			統合に伴う学校建設については、国の財源補助を上乗せして欲しい。
99			統廃合に伴う校舎新築に対する手厚い財政支援。

100			小規模校が多く、小学校は他の同規模の市より学校数が多くなっている。統配合を推進したいが、統配合助成のための補助制度を設けてほしい。
101			文科省の校舎改築にかかわる坪当たり建築単価が低すぎる。補助率（危険改築1／3・新築1／2）は妥当としても、実際の建築費に対する補助金額は極めて少額となる。
102			地方交付税の増額をお願いしたい。
103			町のモデル校となる様な手厚い条件整備を行える財政的支援。
104			多くの市町村の教育行政にとって、少子化に伴う学校統合を含めた学校等の施設整備の検討は最大の課題である。これを国の課題として取り組んでいないところに問題がある。ぜひ学校統合の支援策を早急に打ち出してほしい。
105			学校再編成が急務となってきた（少子化のため）。国においても再編成について財政的な支援を願いたい。
106			学校統合について国の財政的支援が無い。
107			統合に伴う通学負担解消のためのスクールバス等の導入支援の助成制度の充実。
108			再編に伴う校舎等の改修に対する特別な補助。
109			財政支援、廃校に関する補助金返還に対する措置。
110			補助金、交付税等、国の支援方法に自治体の裁量幅を拡大すること。
111			耐震対策建替と適正規模配置とをリンクした補助金制度の創設。
112			学校建設のための補助金をふやしてほしい。
113			学校統合にあたっては、校舎建築費の負担と通学手段の確保が、財政面から統合を遅らせる原因となっている。このため校舎建築、用地取得に係る国庫負担割合の見直し（増額）と遠距離通学費の国庫補助金化が必要である。
114			財政が厳しい中での統合のため大変困難に思う。
115			国庫補助金の返還をしないで済むようにしてほしい。
116			学校一校当りの交付税措置を堅持されたい。
117			義務教育の国庫負担についてはその主旨より（特に教職員の給与について）厳守してほしい。
118			地域的にどこにどのように配置するにしても新設が必要になり、そのときのその場合の建築費を十分に出して欲しい。
119			統合し、学校数が減っても地方交付税の減少にならない様にしてほしい。
120			当町においては遠距離通学者に対する経費負担をしていますが、当町の様な過疎地についての経費補助をお願いしたい。
121			財政支援の水準を下げることなく継続してもらいたい。また本町は中学校5校を1校に統廃合する計画であり、新設校の財政援助のための新制度を創設していただきたい。
122			施設増設経費（整備も）が必要。最大の支援がほしい。
123			耐震診断の結果を受けて、校舎の改築等を計画しており、その際小規模校（複式学級校や分校）の統合を検討しているが、特に財政的な支援を切望している。

124			児童・生徒増のため校舎増築が必要になった場合、補助単価（補助率）のアップ、基準面積の拡大など、増築にかかわる建設費補助額の増額。
125			12～18学級の標準とは、人口急増地では財政的にも土地確保の面からも無理がある。大規模校の建設補助はしていただきたいと切に願っている。
126			統合に伴う廃校舎（老朽化して転用不可）の解体、及び児童生徒の通学用バスの購入等の費用の全額補助制度の創設を是非お願いしたい。
127			北杜市は8つの町村が合併しましたが、市の面積は広いが児童数は年々減少し、学校規模も小さく運営が大変である。学校規模を改善しても国・県の支援する教職員数が減少したり、教育条件の整備に必要な財源確保が大変である。
128			古い伝統に基づく地域的な結びつきと、新しい経済的な環境に基づく結びつきのせめぎ合いがかかわってくるものと思われる。それらを取りこえる法的・財政的施策を期待したい。
129			現在の鉄筋校舎建築にあたり、補助金の助成を受けた。その条件として60年間使用する、それ以内であれば返環することになっている。この期間を短縮していただきたい。
130			小中学校の配置は自治体の裁量事項であり問題はない。但し統合して校舎を建設する時の文科省の補助金が1/2となっているが、単価率が下がっている。地方は交付税削減で苦しい。公教育維持の視点から補助金をアップしてほしい。
131			施設改築等への財政支援。
132			中学校の統合を進めているが、統合校舎建設への補助助成を充実してほしい。統合中学校への通学助成も考慮してほしい。
133			小規模自治体に対する補助の充実。
134			財源の確保が課題である。教育の機会均等の視点からも、子どもの教育環境を整備する必要があり、国の全面的な財源支援を要望する。
135			都市と地方では環境が違いすぎるため、一律の施策では現状に合わない。地域の拠点としての学級や、通学距離が遠くなってしまうことへの配慮が必要である。統廃合に要する経費等の支援。
136			校舎等建設補助金の割合の引き上げ。
137			スクールバスと放課後の児童の居場所の確保のための財源保障を（過疎化のため統合学校が増えているため）。
138			国庫補助率を引き上げること。
139			小学校、中学校がそれぞれ統合し、各1校となっているが、特に中学校校舎は予定の校舎は老朽化しているので仮校舎である。改築のための予算の見通しなし。
140			学校建設への有利な補助事業の拡大。
141			過疎、少子高令化の進去のなかで、学校統廃合が余儀なくされ、しかも財政力の乏しい市では校舎建築資金が不足、せめて充実した施設を造るための費用について国の全面的な補助金をお願いしたい（色々と制限なしに）。

142			更なる財政支援（スクールバス購入や給食センター統合による設置運営上）。
143			財原の問題。
144			配置計画を作成するとすれば、国に財政的支援をお願いしたい。
145			統合校舎の建設・改修への補助金の増額。
146			1校→2校の一番の問題は財政のこと。
147			補助金制度の拡大。
148			財源対策－統合に係る補助金制度の創設。地方交付税の重点配分。
149			新設校の建設や統合予定校の大規模改修等の補助金等の支援の拡充。統合を進める場合広域にわたり、遠距離通学でバス通学の改善を前提とすることとなり、このことへの補助制度について配慮されたい。
150			財政面で貧困市のため裏付けとなる財源の保障がない。義務教育の水準維持の上からも国の直接的支援体制をお願いしたい。交付税は一般財源に繰入れられて教育の場には降りて来ていない。
151			財政が危機的状況にあり、統合問題の大きなネックになっている。補助金交付をアップしていただきたい。
152			市町村合併による再編計画への、合併債等にこだわらない財政的、人的（教員配置）支援。
153			跡地利用の規制緩和。校舎解体についての補助。
154			財政の悪化と児童・生徒の急増の時期に一時しのぎで体育館等を建設している為に、建て替えとなると耐用年数の来ていないものは、補助金返還か市負担費で行なわなければならない、この点の緩和を要望したい。
155			児童・生徒数の減少により余裕教室が生じてくる。余裕教室を生涯学習施設との併用施設とし、改築する時の補助を十分にしてほしい。
156			統合校の新設・改築等に際して、補助率が低く、又、教職員数等についても財政的な支援が少ない。したがって更なる小中学校の適正配置意欲が湧かない。
157			廃校となった校舎を取り壊す場合、耐用年数の制限があり、補助金返還の対象となる。これが市町村の財政を圧迫している。規制の緩和を願う。

通し番号	自治体コード	自治体名	学校編制基準（複式学級の賛否、人数の見直し、学校定数・学級定数の見直し、基準の特例措置、少子化対応、小学校の教科担任制、小中一環校関係）
1			学級人数の上限を小学校低学年20人前後、中高学年30人以下、中学校35人以下くらいにして、40人学級はなくすような方向を。
2			小中一貫校（教育）の指針を早急に立案してほしい。
3			本村には小規模の小学校が2校あるが、地域的に統合は現在のところは無理。1校はへき地校で、児童数が複式学級編制基準ぎりぎりである。したがって、学校編制基準（複式学級）の人数の見直しをしてほしい。

4			少人数学級、少人数指導の良さ、成果は、全国各自治体の努力と取り組みで明白である。国として学級定数の見直しをお願いしたい。そのことが配置計画そのものに大きく影響する。
5			標準法の見直し（学級編制の標準・教職員定数の標準）。
6			小規模の特性もあり、また、地域の歴史、伝統も有しているもので、複式等の処置は講ずべきではない。
7			少子化で地方の小学校は再編に迫られている。再編・統合する学校に対して優遇していただきたい。
8			当町では小・中が一枚ずつなので、中学校について隣村との組合立学校を考える余地はあるが、極めて困難である。特に国への要望はない。
9			欧米なみの25人～30人規模の学級編制をすることが、どんな教育改革よりも先決である。
10			児童生徒減少による小中併置校における校種別の設置の支援。
11			教育特区「小中一貫教育」を平成16年度から実施し、学力や運動（体力）の向上が見受けられる。又教職員及び地域住民の意識も変化している。更に充実を図る為には一体型による小中一貫教育の推進が必要である。
12			本町の近隣に他自治体の小規模小学校がある。自治体の枠を越えて自由に通学できる仕組みができるとよい
13			見直しの予定はないが、複式学級を持つ学級が増えてくれば、自治体全体の学区の見直しを検討しなければならない。
14			小学連携（一貫）教育における、人的支援、教育課程の柔軟な対応を考えられたい。
15			小学校を統合した場合、1クラスが35人～37人の規模になりますが、このクラスを2クラスに出来るような制度にしてほしい。
16			現存一地区にて、小中一貫教育を実施しております。是非このモデルケースを完成させ、住民の理解と協力、教育員の努力で良くなるものと思います。こうした働きかけが大切ではないかと思えます。
17			複式学級の廃止（小）、小規模学校の存続。自治体枠にとらわれないで統合しやすくなる。
18			学級定数の縮小に伴う、施設整備及び人員確保のための財源保障が必要であると考えます。
19			小中連携校（一貫校）の設置などの基準について、弾力的運用を認めるなど、制度改革が望まれる。
20			小規模校であり、特区を活用して30人以上では複式学級とする努力をしている。
21			1つの小学校が児童の減少により複式学級を取り入れないといけないう状況となった。児童の通学距離を考えると「統合」という一方的結論にも導けず、小規模校でも運営が出来るよう複式基準の引き下げを要望する。
22			1学級の児童・生徒数に弾力性を。児童・生徒数が1～2人減ったことにより、学級減になることをやめる。

23			小中連携教育を推進しているので、連携に必要な条件整備を法的にも整備してほしい。
24			小中一貫校への特別な支援。
25			小一小統合、小中一貫校設置等の支援制度の充実。
26			統合を進める上で、特に小学校においてはその地域の活動の拠点となっていることから抵抗が強い。このため国として一定の基準（人数あるいは複々式など）を示し、それを下まわった時点では法的措置もふくめ、統合するとの指針を示すべきと考える。
27			定数改善を含め、人的支援をお願いしたい。
28			小中一貫校開設における特区申請について、国と都道府県、そして区市町村への流れがスムーズになっていない（直接内閣官房構造改革特区推進室となっている）。
29			小規模校の学校のよさが改めて見直されていくべきである（これだけ教育問題、特に教師と生徒（児童）の間の人間としての慈愛と信頼が無くなっている時）。小規模になれば克服できる。
30			当町内のへき地小・中学校（各1校）については、いずれも規模が小さく、小学校においては近年中に複式学級の設置を余儀なくされる。さりとて隣接校は遠方であり、統合は困難である。
31			現状の学級編制では統合により学級内の人数が増加する場合もある。35人学級を法制化するか、統合の場合の学級編制について何らかの特例措置があれば保護者の理解も得られやすいと考えている。
32			どの市町もある程度の自治体は過大規模校と小規模校が混在している。特に中学校の35人学級での運営が最も強く求めたい要望です。
33			現行の複式学級制度を撤廃してほしい。
34			全学級の定員を30人に。

通し番号	自治体コード	自治体名	配置計画関係（配置計画の見直し、敷地利用、跡地利用、都市計画の指導助言、校舎処分、空き教室利用、弾力的運用、僻地校の児童・生徒への教育条件の整備等）
1			当町は少子化が急速に進んでおり、現在の配置計画でも空教室が生ずることとなることから、その活用を柔軟にしてほしい。
2			統廃合に当たり、現校舎に老朽化と耐震上に問題があり、新たに小中一貫校（同一校舎）を構想している。
3			市町村合併が優先されるので、今のところ配置計画は考えていない。
4			近年町主導による宅地造成が行われ、急激な人口増が生じた。短期間に造成したため住民の年代が近接し児童生徒の増減が激しく、学校規模が急変している。都市計画の指導・助言を地方に対し適切に行ってほしい。
5			跡地活用の際の国庫補助金に係る財産処分について、比較的弾力化されているが、さらに弾力化を図ってもらいたい。統合校が既存不適格建物で十分な教育環境を整備するための増築が困難となっている。基準法の特例措置を認めてもらいたい。
6			配置計画の実現に当たり、特例として数年間、1学級の定数を35名程度とし、該当児童生徒の不安を解消する配慮が必要。S31・S48年の文部省通達が足かせになってしまうことから、配置計画が円滑に進められるよう見直しが必要。

7			小・中学校の統合により、廃校舎ができるが、なかなか適正に使用できない状況にある。財政的にも利活用を積極的に図れない点もある。校舎の処分も含めて国が援助するような施策の検討が望まれる。
8			小学校1校、中学校1校であるので、配置の必要はありません。
9			それぞれの地域の実情に応じた配置計画がなされるべきだと思う。本町では小中の併設という視点を重視したい。その為の教職員の配置について、弾力点な配置ができるよう配慮していただきたい。
10			閉校舎利用について補助制度のしびりがきつく、小規模町にとっては空校舎が最良の方法となっている。民間活用が容易に出来るよう、検討願いたい。
11			高齢化や人工流動の激しい時代環境において、学校施設の使用目的の制約を緩め、自治体の公的ニーズに応じで、柔軟に活用できるしくみがあってもいいのではないかと考えます。
12			統合及び廃校後の利用、校舎の処理等への支援。
13			小中学校施設の老朽化への対応とリンクさせた長期的な適正規模、適正配置計画を立案することが重要であるが、これに伴う用地買収経費や政策・改修経費に対する補助交付金の新設並びに拡大を要望するものである。
14			現在のところ本自治体では配置計画の変更の必要は感じていないので、特別の要望はありません。ただ希望あるいは必要になった場合は予算措置が問題になると考えられます。
15			統廃合にかかる財産処分の基準・要件の緩和。
16			本町の53%は米軍基地のため学校の配置計画を検討するにも米軍基地の返還の目処が立たないことから作業ができない。米軍基地は「まちづくり」や「教育」にも支障を来たしていることから、計画的返還が望まれる。
17			学校の配置計画を作成する上で、極めて重要な事項となるので記載した。
18			現在、小中学校配置の見直し計画はない。
19			配置計画についての指導が必要。
20			廃校となった校舎等の撤去費用の補助制度創設。廃校となった校舎等の多目的活用の自由化（補助金適化法の除外）。
21			本市特有の課題ということではないが、小中学校の配置について市場原理の導入、コスト削減等を優先した施策がとられないことを切に望みます。
22			地域の実態に応じた配置計画をすべきであると理解している。自治体の計画をもとにした国の施策を要望する。
23			現在最低の位置を維持していて地域的に配置計画は見直すことは考えられない。現状での運営が将来も維持できるようお願いしたい。
24			児童生徒の減少にともなう配置計画を本町では検討中。行改革の大きな目玉となっている。
25			しばらく現在の配置のまま推移すると考えるが、小規模にも手厚い職員の配置（教職員・養護教諭・事務職員等の必置）をお願いしたい。

26			本教委が統合を期待する学校が、新校舎建設の際の起債の返還完了しておらず統合の障壁の1つとなっている。仮に統合が実現しても、空き施設の十分な活用がむずかしく、転用にいろいろの制約があることにも難渋している。
27			小中学校の配置見直しの手順等の事例を紹介してほしい。

通し 番号	自治体 コード	自治体名	その他（上記の項目以外）
1			地方における義務教育の充実を図る為、ソフト開発に支援すべきである。
2			最近、小学校統合を行ったが、大きな問題はなかった。ただし、これからの教育を考えたとき、面積的に余裕のある学校づくりをしたい。
3			統合をすすめても、職員配置が変わらない等の問題があり、住民や保護者への説明に説得力がない。
4			地域住民の要望を第一に考えたいが、子ども本位に考えた民意にまとまらない現実がある。国としての配置計画の指針など出してもらおうとよいと思う。
5			地域の特性を生かす場合には、コミュニティを基本にすべきであり、規模や配置の問題ではない。都市と地方とでは事情が異なる。両方にうまくあてはまる制度や施策など無理でないか。
6			学校統廃合に合わせた教育環境の改善が図れるよう、国としての支援策を検討願いたい。
7			財政力の豊かな自治体とそうでない自治体との教育環境に大きな差異が生じているように感じる。義務教育である限り、これらの解消が第一と考える。
8			本村では昭和42年に中学校を統合（3校を1校に）、昭和53年に小学校を統合（5校を1校）して現在に至っております。
9			公平性から学習環境において格差があってはならない。
10			学校は長い歴史（地域における）を経過して今日なるもので、その町の特色や児童生徒、住民の実態から「教育の視点」で論議するものと理解している。その意味では効率性や合理性だけで判断できないものであるので、国としても十分このことをとらえ、政策を立ててほしい。
11			国は都市部、地方部との実態を考慮して、基本計画を示して欲しい。
12			年度末に合併が予定されているため、具体的な施策要望は未定である。
13			現在、中学校の統合について検討しているところであるが、小学校も児童の数が減少している中、何とか小学校だけは統合せずにこのまま続けたいが、国の施策で何とかしていただきたい。
14			通学については国の責任で安全確保を図る様な制度を構築してほしい。

15			現在市町村合併の協議が進行中であり、合併後に新市の課題として検討していくことになる。ただ合併後も多くの小中学校は小規模であるから、適性規模にする施策が必要である。国の強力な指導があれば学校統合も早期に実現するのではないかと思う。
16			少子化傾向のため、小中とも標準規模を下回っている。そのような規模の教育の充実をどう図るのかの施策がほしい。
17			義務教育の機会均等、そのための諸条件における公平性等を充分考慮して、国策としてしっかり取り組んで欲しい。
18			制度設計や施策に関する教育事務単位の研究及び指導機関の設置を望む。
19			行政施策のみで計画が実施されることがないように、地方住民の意思を大切にされた施策を講じる。
20			便利のよいところが大規模化しやすく、逆の面が小規模となりがちです。なかなか難しい問題と思いますが、よい是正法はないか（バランスのとれた人数）。
21			都市部と郡部の実態にあった対応を（すべて制度を一律でなく）。
22			国の考えを一方的に地方に押しつけるやり方は避けてほしい。逆に地方の独自性のある取り組みを受け入れる寛容さをもってほしい。
23			減少が過ぎると存続がむずかしくなるが、距離があまりにも遠くなる事は理解が得られない。画一的な基準に合わせる事には反対です。
24			各学校、地域毎に地域の特性があるので、それを生かすように支援してほしい。例えば地域コミュニティー、伝統文化等。
25			小規模校の中にも、その校区の中で地域住民と一体となった活力ある学校経営がなされているものもあり、その特性は十分尊重するべきであると考えている。
26			過疎地域の学校をこれ以上減らさないこと。
27			日本全国には、本市のような極小規模校を抱える自治体も多い。都市部を中心とした一律の考え方を止めてほしい。
28			統廃合は極めて難しい。国の方でマニュアル等を作っていただきたい。
29			状況を見守っている。
30			矢継ぎ早の制度改変で教育現場は動揺している。より静かな教育環境実現のための提言を期待する。
31			東京都等、都市部の課題に対する施策を地方に広げようとする傾向がみられます。通学区の弾力化（学校選択制も含めて）など安全管理の面からも地方にはそぐわないものです。「地域と共に育てる」という「地域」をどう捉えるかなど見えなくなっています。
32			少子化による児童・生徒の減少が全国的に進む中、本市では人口流入や増加が続き、過大規模校や大規模校が多く存在している。地域特性を勘案し、過大規模校の考え方に柔軟性を持たせた施策を要望する。
33			人口減少地域に配置されている学校の活性化のために、児童生徒の内地留学制度の導入等を検討されたい。

34			小規模・過疎の自治体では地域格差の拡大を心配している。地域の活性化を図るためにも制度設計・施策などは与えるだけのものではなく、選択できるようにしていただきたいものである。考える住民を育成するためにも…。
35			境界地域が自由選択できれば本町では問題ないので、国への要望はない。
36			地方では文化の拠点としての学校という位置付けがあり、また地域住民の心の寄り所としての学校でもあり、合理化・民営化の考え方で統一することなく、日本文化の良さを全て消滅させることのない様の考え方もあってよい。
37			市内小中学校の配置計画における国の制度設計や施策として、地方が抱える地理的・人口に起因する要因を考慮しないものを描くのはやめてほしい。地域コンセンサスを生み出す、地味な努力を静かにサポートする姿勢がほしい。
38			制度の中に児童・生徒数何名以下が何年以上続く場合は「統廃合あり」を明記してほしい。
39			義務教育においては、地域で育ち、地域で学び、地域を担う人材を育てていくという視点から「地域と共に歩む学校づくり」を推進していくことが重要であると考えており、地域の実情にあった教育行政を行うためには、もっと地方自治体に任せていただきたい。
40			住民の意を汲み取ることのむずかしさ。
41			学校統合をすすめる上で、最大の課題は地域から学校が消えると地域は寂れ、地域が消滅するという不安が住民にある。地域住民のこうした不安解消の為にも、地域振興に対し国によるなんらかの特別支援策を強く要望する。
42			小・中学校の配置問題及び学校間格差問題を解消する為、教育特区制度の活用の利便性を高める。教育バウチャー制度の導入反対。
43			国において現行制度の変更は容易でないと考えるので、現行制度を最大限活用したいと考える。

5 質問紙

市区町村教育委員会教育長殿

小中学校通学区域の実態調査のお願い

この調査研究は、文部科学省の平成18年度「新教育システム開発プログラム」に基づき、文部科学省より委託を受けて実施するものです。

近年、少子化や、市区町村数が1,842（東京都特別区を含む）まで減少した市区町村合併などを背景に、近年、義務教育諸学校の総数も減少する傾向にあります。

しかし、憲法第26条に規定されるように、いつの時代であっても、どの地域であっても、全ての子どもたちが必ず義務教育を受けることができるよう、その教育の機会をひとしく保障することが不可欠であり、この観点から、小中学校の整備とその適正な配置をどのように図るかは、重要な課題になります。

このため、本調査研究では、全国各市区町村における義務教育諸学校の配置の状況や今後の学校配置計画等の実態を解明して、我が国の義務教育制度の今後のあり方を探るとともに、国の教育政策の企画・立案に必要な知見やデータを提供することを目的としています。

教育長の重責を担い、時節柄ご多用中であることは重々承知しておりますが、本調査研究の目的についてご理解賜り、本調査研究のためしばらく時間をいただければ幸いです。

なお、調査票は、教育長にお答えいただく調査票Ⅰと、教育委員会等でこれまで定められている通学距離等に関する実態調査の調査票Ⅱとを用意しております。

前者（調査票Ⅰ）は無記名で、密封の上ご提出ください。分析やデータ公表においては、回答者が特定されるような方式は考えておりません。

後者（調査票Ⅱ）につきましては、通学区域の取り扱い等で特色の見られる自治体についてはヒアリング等を予定しており、また、各種データとのクロス集計などを予定しているため、市区町村コードのご記入をお願いいたします。しかし、市区町村名が明らかになるような方式での公表は、いっさいございません。また、調査票Ⅱは、市区町村の現場でどのような要素が働いて判断されているかを分析するため、客観的な事実・実態や市区町村での基準等の有無などをたずねる調査です。このため、設問数がやや多くなっていますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、ご多用中恐れ入りますが、同封いたしました返信用封筒を用い、平成18年11月8日までにご投函頂ければ幸いです。

また、本調査に付随して、全国各市区町村の教育総合計画や小中学校配置計画審議会等の答申類、通学区域図、通学区域関係規定等の収集を行い、分析を加えることも予定しております。

つきましては、次の資料を調査票の回答とあわせてお送り頂ければ幸いです。

- ① 各市区町村の教育総合計画（現在実施中のもの。市区町村の総合計画に組み込まれている場合にはその総合計画をお送りください。その際は、基本計画と実施計画の両者をお願いいたします。）
- ② 小中学校の配置計画に関する答申類（現在および将来の配置計画の基礎となるもののみ）

- ③ 平成18年5月1日現在の小中学校の通学区域規則および通学区域図（地図上に落としたもの）
- ④ 平成18年5月1日現在の小中学校の通学区域と町内会・自治会の地理的分布の関係がわかる文書および図面
- ⑤ 各市区町村内の小中学校の変遷・沿革史を図表としてまとめた資料（戦前まで遡る沿革史が作られている場合には、その複写資料もお願いいたします）

全国1,842の市区町村対象の悉皆調査である関係上、上記の①～⑤についてデジタル化が可能なものはDVDまたはCDに複写（PDF化）した形でお送り頂ければ幸いです。複写することが困難な形状のものであったり、資料が膨大なものでDVDまたはCDへの複写が困難であったりする場合には、当方で複写いたします。宅急便にて以下の宛先へ着払いでお送りいただければ幸いです。

なお、資料の保存残数が少ないものなどについては、お手数ですが、できるだけコピーなどでお送り下さい。もし、その資料が膨大なものである場合は、「送り戻しが必要」である旨を必ず分かりやすく明記したうえで、お送り下さい。こうした記載がない場合は、記録処理が済むと、自動的に破棄処分されてしまいますので、ご留意下さい。

<あて先>

〒241-0802

神奈川県横浜市旭区上川井町802

㈱POST社内 東京学芸大学「アンケート調査室」分室

電話番号 045-921-4968（代）

* 本調査に関連してご連絡のある場合には、以下の連絡先に表記の時間にお問い合わせいたします。

〒184-8501

東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学総合教育学系 教育学講座
葉養（はよう）正明

Tel&Fax: 042-329-7347

連絡の時間帯：月曜日 午後3:30-5:00 または
金曜日 正午-午後1:00

* なお、出張等により連絡がつかないこともありますが、用件を留守番電話に吹き込んでいただければ、後日こちらから連絡させていただきます。

平成18年10月1日

東京学芸大学総合教育学系教育学講座教授

葉養正明

調査票Ⅰ
(教育長用調査票)

* 問Ⅰ～Ⅲは、平成18年5月1日現在の数値でお答えください。

Ⅰ 自治体の人口規模はどの程度ですか。以下からお選びください。

- 100万人以上
- ② 50万人以上～100万人未満
- ③ 30万人以上～50万人未満
- ④ 20万人以上～30万人未満
- ⑤ 10万人以上～20万人未満
- ⑥ 5万人以上～10万人未満
- ⑦ 2万人以上～5万人未満
- ⑧ 1万人以上～2万人未満
- ⑨ 1万人未満

Ⅱ 小中学校数（分校は1校として数える）をお教えてください。

- (1) 小学校数 _____ 校
- (2) 中学校数 _____ 校

Ⅲ 就学人口規模はどの程度ですか

- (1) 小学校 _____ 人
- (2) 中学校 _____ 人

Ⅳ 貴自治体の小中学校配置の現状について伺います。以下のいずれが教育長のお考えに近いですか。もっとも近いと思われるものに○をおつけください。

- ① 特に、課題はない。
- ② 課題はあるが、配置の在り方についてただちに検討を進める考えはない。
- ③ 課題はあるが、配置の検討組織等の在り方の検討はこれからである。
- ④ 課題があるので、配置の検討組織等の在り方を検討している。
- ⑤ 課題があり、近々配置の検討組織等を立ち上げることにしている。
- ⑥ すでに、配置を検討する組織が設けられている。
- ⑦ 配置の見直しの検討は終了し、実施段階にある。
- ⑧ 配置の見直しの検討は終了し、既に実施済みである。
- ⑨ 答えられない。
- ⑩ その他（具体的にお書きください）： _____

)

V 小学校の規模の現状について伺います。

貴自治体の小学校の規模の現状についてどのようにお考えですか。もっとも考え方が近い選択肢に○をおつけください。

- ① おおむね適正である。
- ② おおむね適正であるが、一部地域には規模縮小が憂慮される学校がある。
- ③ おおむね適正であるが、一部地域には規模が大きくなりすぎることが憂慮される学校がある。
- ④ おおむね適正であるが、規模縮小が憂慮される学校と規模が大きくなりすぎることが憂慮される学校が混在している。
- ⑤ 規模縮小が全体に広がっており、小学校の配置を全体的に見直す必要が出てきている。
- ⑥ 規模縮小は全体的な傾向であるが、小学校の配置全体を見直す必要は感じられない。
- ⑦ 答えられない。
- ⑧ その他（具体的にお書きください：

)

VI 中学校の規模の現状について伺います。

貴自治体の中学校の規模の現状についてどのようにお考えですか。もっとも考え方が近い選択肢に○をおつけください。

- ① おおむね適正である。
- ② おおむね適正であるが、一部地域には規模縮小が憂慮される学校がある。
- ③ おおむね適正であるが、一部地域には規模が大きくなりすぎることが憂慮される学校がある。
- ④ おおむね適正であるが、規模縮小が憂慮される学校と規模が大きくなりすぎることが憂慮される学校が混在している。
- ⑤ 規模縮小が全体に広がっており、中学校の配置を全体的に見直す必要が出てきている。
- ⑥ 規模縮小は全体的な傾向であるが、中学校の配置全体を見直す必要は感じられない。
- ⑦ 答えられない。
- ⑧ その他（具体的にお書きください：

)

VII 貴自治体において、小中学校の配置計画の見直しや小中学校配置に取り組む場合、教育長はどの方法がもっとも適当だとお考えですか。もっとも考え方が近い選択肢に○をおつけください。

- ① 保護者や住民からの要望を重視するため、教育委員会としては、基本的には、保護者や住民からの要望を受けた形で対応を考える。
- ② 教育委員会でどのような検討の進め方をするか審議検討し、検討組織を設置する方向で考える。

- ③ 首長と協議し、自治体行政全体の課題に位置づけ、審議検討のあり方を決める。
- ④ 答えられない。
- ⑤ その他（具体的にお書きください：

)

Ⅷ 現在、学校規模の標準は 12～18 学級とされていますが、以下の選択肢のうち、教育長自身のお考えに近いものに○をおつけください（複数に○をつけられても結構です）。

(ア) 小学校の規模について

- ① 現在の標準が適正だと考える。
- ② 子どもの価値観や行動様式が多様化しており、個性を尊重する指導も必要なことなどから、学校規模は、今よりも小さい規模を標準とすべきだと考える。
- ③ 子どもの切磋琢磨の機会を増やし学習の選択幅を広げるためにも、学校規模は、今よりも大きい規模を標準とすべきだと考える。
- ④ 都市部と郡部で学校規模の標準を分けて設けるべきだと考える。
- ⑤ 小規模校の良さを踏まえると、学校規模の標準の設定に当っては、都市部などでも、教育の観点から小規模校を意識的につくることができるように設定すべきだと考える。
- ⑥ その他（

)

(イ) 中学校の規模について

- ① 現在の標準が適正だと考える。
- ② 子どもの価値観や行動様式が多様化しており、個性を尊重する指導も必要なことなどから、学校規模は、今よりも小さい規模を標準とすべきだと考える。
- ③ 子どもの切磋琢磨の機会を増やし学習の選択幅を広げるためにも、学校規模は、今よりも大きい規模を標準とすべきだと考える。
- ④ 都市部と郡部で学校規模の標準を分けて設けるべきだと考える。
- ⑤ 小規模校の良さを踏まえると、学校規模の標準の設定に当っては、都市部などでも、教育の観点から小規模校を意識的につくることができるように設定すべきだと考える。
- ⑥ その他（

)

IX 小中学校の適正な規模について上の選択肢のように判断されるのはどのような理由からですか。次の選択肢でお気持ちに近いものに○をおつけください(複数選択でも結構です)。

(ア) 小学校について

- ① 全校児童の顔を覚えることができる規模
- ② 単学級でも教科の授業等でさまざまな考え方を出し合い、話し合いを進められる規模
- ③ 体育の集団的競技や音楽の合唱等に支障が生じない規模
- ④ 運動会や学芸会等である程度の活性化が図れる規模
- ⑤ クラス替えのできる規模
- ⑥ クラブ活動等の種目数を一定数維持できる規模
- ⑦ 学校全体として保護者同士、教職員と保護者等との親睦が図れる規模
- ⑧ その他(具体的にお書きください：

)

(イ) 中学校について

- ① 全校生徒の顔を覚えることができる規模
- ② 選択教科を充実して整備できる規模
- ③ 国語、数学、理科、社会、英語等の主要教科について、各学年それぞれの担任教員を用意できる規模
- ④ 体育の集団的競技や音楽の合唱等に支障が生じない規模
- ⑤ 運動会や学芸会等である程度の活性化が図れる規模
- ⑥ クラス替えのできる規模
- ⑦ 部活動やクラブ活動等の種目数を一定数維持できる規模
- ⑧ 単学級でも教科等の授業でさまざまな考え方を出し合い、話し合いを進められる規模
- ⑨ 学校全体として保護者同士、教職員と保護者等との親睦が図れる規模
- ⑩ その他(具体的にお書きください：

)

X 小中学校の規模縮小への対応策について伺います。貴自治体の実態を踏まえ、教育長は次のうちの対応策が現実的とお考えになりますか。複数該当する場合には、すべてに○をおつけ下さい。

- ① 困難はあっても小中学校の適正規模の維持を基本として統合方策を検討する。
- ② 小中学校の統合を基本とするが、暫定的には分校等のかたちで維持することを考える。
- ③ 小規模特認校(通学区域を弾力化し、他通学区域からも就学できる学校を指定する仕組み)の導入を検討する。
- ④ 学校選択制を導入し、学校規模のアンバランスの解消を図る。
- ⑤ それぞれの学校を維持しながら学校同士をネットワーク化し、小規模校を生かしながら、ネットワークに加わる学校全体としての児童生徒数の確保を図るなど、新しいシステムを検討する(校長の兼務発令やIT活用などを工夫する)。

- ⑥ 小規模校という観念を転換し、不足しがちな交流学习の要素などを取り入れながら、学校規模が小さなことの良さをむしろ生かすよう、指導方法の工夫改善のための方策を検討する。
- ⑦ 近隣自治体と協議し、自治体境の小規模校については、近隣自治体に児童生徒の就学委託を図る。
- ⑧ 自治体単独での学校設置方式を改め、近隣自治体と組織する学校組合において共同で設置する方式へ転換する。
- ⑨ 小中学校がまちづくり・むらづくりに果たしてきた役割を大切にし、生涯学習施設や地域福祉施設等の複合を通じ、児童生徒数の減少が限度に達するまでは学校の維持を図る。
- ⑩ 本自治体については、学校小規模化のような問題はない。
- ⑪ 本自治体に学校小規模化の傾向は発生しつつあるが、対応策を検討するほどの状況にはない。
- ⑫ 本自治体には一部学校規模の縮小が見られるが、学校規模が拡大する傾向の学校もあり、自治体全体としての総数は当面維持すべきだと考えている。
- ⑬ その他（具体的にお書き下さい：

)

XI 小中学校の配置についての基本的な考え方について伺います。貴自治体の実態を踏まえた場合、教育長はどのような対応策を優先すべきだとお考えになりますか。ご自身のお考えにもっとも近い選択肢に○をおつけ下さい。

- ① 子どもの通学負担をもっとも重視して、現行の通学距離の基準（小学校4 km、中学校6 km）をもとに検討すべきであり、学校規模については地域による違いが生じてもやむをえない。
- ② 子どもの通学負担は重視すべきだが、学校は一定水準の学力を保障し集団生活の基礎をつくる場である以上、バス通学や寄宿舎等の導入を図り、適正学校規模の維持を優先して考えるべきである。
- ③ 基本的には子どもの教育条件を優先的に考え、今の標準学校規模（12～18学級）に基づいて考えるべきだと思うが、地域によっては、通学条件や文化拠点・防災拠点などの性格を考慮して、教育条件よりそれらを優先した学校配置となるのはやむを得ない。
- ④ 公立学校は地域あつての教育機関であり、防災の重要拠点でもあることから、生活コミュニティのまとまりごとに配置することを優先すべきである。
- ⑤ その他（具体的にお書き下さい：

)

XII 小中学校配置の見直しや、将来の学校のあり方について検討するための審議組織の運営について、教育長のお考えをお聞きます。審議組織を運営する上で重視する（した）観点はどのようなことですか。該当する選択肢に○をお付けください。なお、③～⑦のうちから複数選択される場合には、優先度の高いものふたつに絞り込みお答えください。

- ① 審議組織を設置したことはない。
- ② 審議組織が設置されたことはあるが、教育長在任中の時期ではなかったために答えられない。
- ③ 学校規模や通学負担など子どもの教育条件を整えるという観点を優先する（した）。
- ④ 保護者の意向を優先する（した）。
- ⑤ まちやむらの意向を優先する（した）。
- ⑥ 議会の意向を優先する（した）。
- ⑦ 首長の意向を優先する（した）。
- ⑧ その他（具体的にお書きください）：

)

XIII 教育長は、小中学校の配置計画を審議する過程で首長部局との調整はどうされましたか。以下から該当する選択肢に○をおつけください。審議する機関がふたつ以上設置されていた場合には、近年により近い機関を念頭にお答えください。

- ① 首長には逐次報告した。
- ② 審議機関委員として首長部局職員を配置した。
- ③ 専門部会に首長部局職員を配置した。
- ④ 小中学校配置計画を自治体の総合計画の中に位置づけるようにした。
- ⑤ 審議組織を設置したことはない。
- ⑥ 審議組織が設置されたことはあるが、教育長在任中の時期ではなかったために答えられない。
- ⑦ その他（具体的にお書きください）：

)

XIV 貴自治体において小中学校の配置の見直しを進めるうえで、障壁となるもの（あるいはなかなか議論が進まない理由）は何ですか。以下の選択肢のうち、重要と考えるものに○をおつけください。なお複数選択される場合には、ふたつの選択肢に絞り込みお答えください。

- ① どういう手順で小中学校の配置の見直しについて議論を進めて良いかが分からない。
- ② 小中学校の配置の見直しの必要性は一般論として認識されているが、地元の学校がなくなることへの懸念や抵抗が大きく、住民の合意を得るのが困難なこと。
- ③ 統合後の新設校の教育条件や新設校の建設の仕方等について、住民の納得がなかなか得られず住民の不安も大きいため、話が進まない。

- ④ 転用計画や跡地利用計画をつくるのが困難で補助金返還の問題も生じるため、教育委員会の所管を超えた課題となり、話が進まない。
- ⑤ 現在の制度では、学校統合で学校規模を改善しても、それに合わせて国や都道府県が財源を支援する教職員数が減少するため教育条件の改善について住民の理解を得るのが難しく、コストや苦勞がかかる割には財政上のメリットがないため、行政側も改革意欲が今一つわかない。
- ⑥ 本自治体では小中学校配置の見直しをする予定はなく、答えられない。
- ⑦ その他（具体的にお書きください：

)

XV 地域の特性を生かした小中学校の配置計画の作成にあたり、国へのどのような施策要望があるかについて伺います。

小中学校の配置計画を検討する際に、貴自治体特有の課題がある場合、教育長としてその課題に対応するため、国に制度設計や施策として要望することがありましたらお教えください。

（ご自由にお書きください：

)

ご協力ありがとうございました。

教育長用調査封筒に密封のうえ、別様の調査票とともに返信用封筒に入れてご返送ください。

Ⅲ 文部科学省新教育システム開発プログラム委託研究（平成 18～19 年度、採択番号：19）
 小中学校通学区等に関する実態調査－市区町村教育委員会事務局対象の全数調査
 市区町村教育委員会対象の全数調査（調査Ⅱ）

1 調査の概要

実施時期：平成 18 年 10 月 1 日～平成 18 年 11 月 8 日
 調査対象：1, 842 市区町村（平成 18 年 5 月 1 日現在）
 調査の方法：郵送法
 回収数（率）：1, 060 通（57. 5%）

<都道府県別、ブロック別回収状況>

表 1 都道府県別回収状況

	自治体名	発送数	調査票Ⅰ (教育長対象)	回収率 (%)	調査票Ⅱ (教育委員会対象)	回収率 (%)	資料	回収率 (%)
1	北海道	180	90	50.00	90	50.00	37	20.56
2	青森県	40	25	62.50	25	62.50	9	22.50
3	岩手県	35	19	54.29	20	57.14	13	37.14
4	宮城県	36	20	55.56	20	55.56	4	11.11
5	秋田県	25	11	44.00	11	44.00	4	16.00
6	山形県	35	17	48.57	16	45.71	9	25.71
7	福島県	61	37	60.66	39	63.93	11	18.03
8	茨城県	44	28	63.64	28	63.64	9	20.45
9	栃木県	33	22	66.67	22	66.67	11	33.33
10	群馬県	39	17	43.59	17	43.59	8	20.51
11	埼玉県	71	41	57.75	41	57.75	24	33.80
12	千葉県	56	36	64.29	37	66.07	21	37.50
13	東京都	62	42	67.74	44	70.97	27	43.55
14	神奈川県	35	18	51.43	19	54.29	9	25.71
15	新潟県	35	25	71.43	24	68.57	12	34.29
16	富山県	15	8	53.33	8	53.33	3	20.00
17	石川県	19	6	31.58	3	15.79	1	5.26
18	福井県	17	4	23.53	4	23.53	1	5.88
19	山梨県	28	14	50.00	15	53.57	4	14.29
20	長野県	81	43	53.09	45	55.56	15	18.52
21	岐阜県	42	20	47.62	20	47.62	10	23.81
22	静岡県	42	25	59.52	25	59.52	12	28.57
23	愛知県	63	37	58.73	37	58.73	9	14.29
24	三重県	29	14	48.28	14	48.28	5	17.24
25	滋賀県	26	11	42.31	11	42.31	3	11.54

26	京都府	28	9	32.14	10	35.71	4	14.29
27	大阪府	43	19	44.19	21	48.84	13	30.23
28	兵庫県	41	26	63.41	26	63.41	10	24.39
29	奈良県	39	17	43.59	17	43.59	3	7.69
30	和歌山県	30	8	26.67	10	33.33	4	13.33
31	鳥取県	19	9	47.37	9	47.37	3	15.79
32	島根県	21	13	61.90	13	61.90	7	33.33
33	岡山県	29	17	58.62	17	58.62	6	20.69
34	広島県	23	11	47.83	12	52.17	9	39.13
35	山口県	22	13	59.09	12	54.55	7	31.82
36	徳島県	24	10	41.67	11	45.83	3	12.50
37	香川県	17	11	64.71	13	76.47	2	11.76
38	愛媛県	20	12	60.00	12	60.00	7	35.00
39	高知県	35	18	51.43	17	48.57	7	20.00
40	福岡県	69	30	43.48	30	43.48	12	17.39
41	佐賀県	23	11	47.83	11	47.83	4	17.39
42	長崎県	23	13	56.52	13	56.52	3	13.04
43	熊本県	48	28	58.33	28	58.33	6	12.50
44	大分県	18	9	50.00	9	50.00	5	27.78
45	宮崎県	31	15	48.39	16	51.61	3	9.68
46	鹿児島県	49	29	59.18	31	63.27	8	16.33
47	沖縄県	41	18	43.90	21	51.22	9	21.95
	計	1,842	976 件	51.92%	994 件	52.79%	406	21.40%

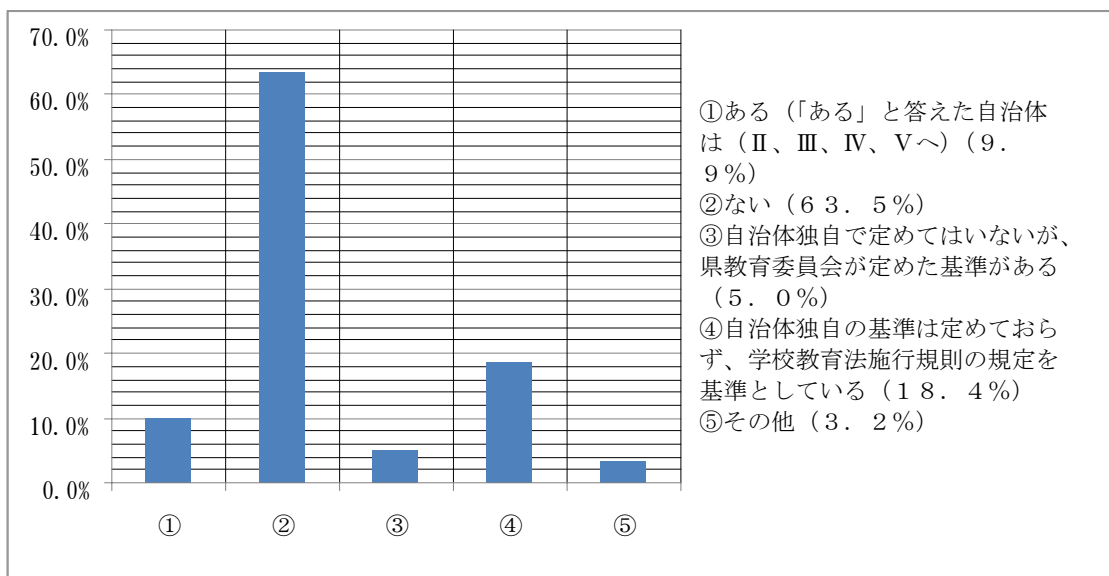
※ 上記の他に市町村判別がつかない回答が4件あった。

表2 ブロック別アンケート回収状況

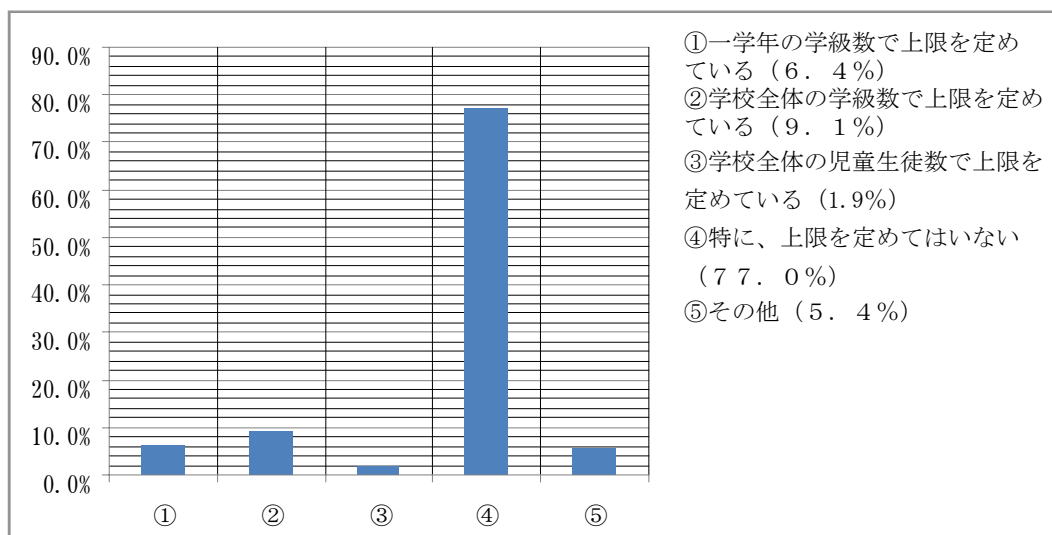
	ブロック名	発送数	調査票 I	回収率(%)	調査 票II	回収率(%)	資料	回収率(%)
1	北海道	180	90	50.00	90	50.00	37	20.56
2	東北	232	129	55.60	131	56.47	50	21.55
3	関東	368	218	59.24	223	60.60	113	30.71
4	北陸	86	43	50.00	39	45.35	17	19.77
5	中部	257	139	54.09	141	54.86	51	19.84
6	関西	207	90	43.48	95	45.89	37	17.87
7	中国	114	63	55.26	63	55.26	32	28.07
8	四国	96	51	53.13	53	55.21	19	19.79
9	九州	261	135	51.72	138	52.87	41	15.71
10	沖縄	41	18	43.90	21	51.22	9	21.95

2 単純集計結果

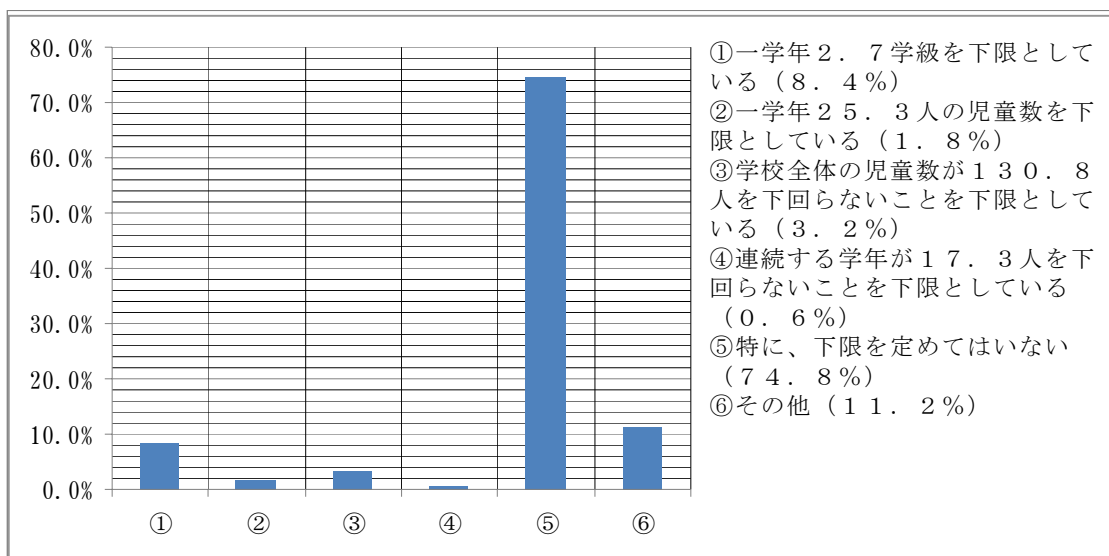
I 適正規模の基準



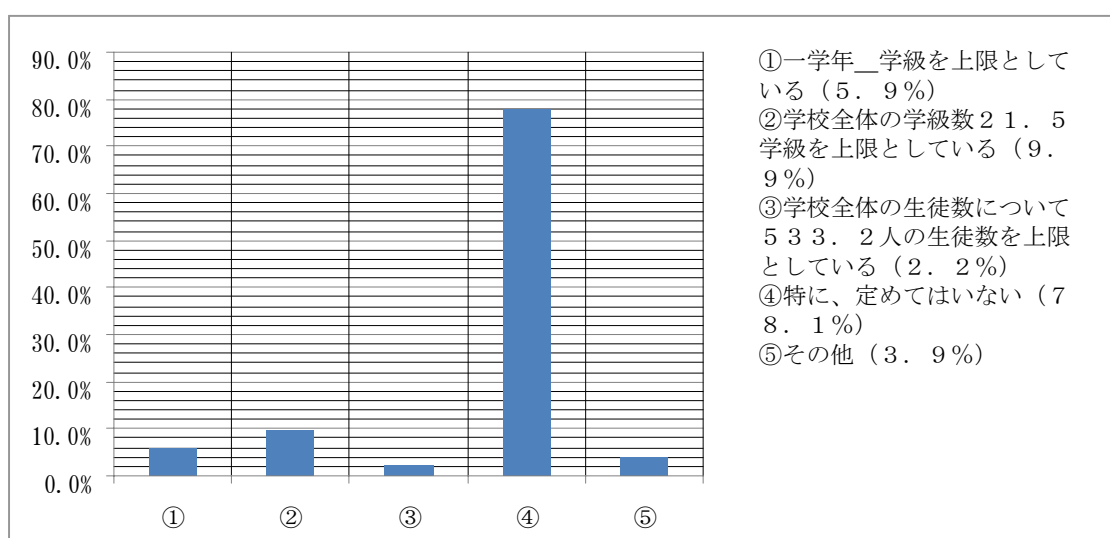
II 学校規模の上限



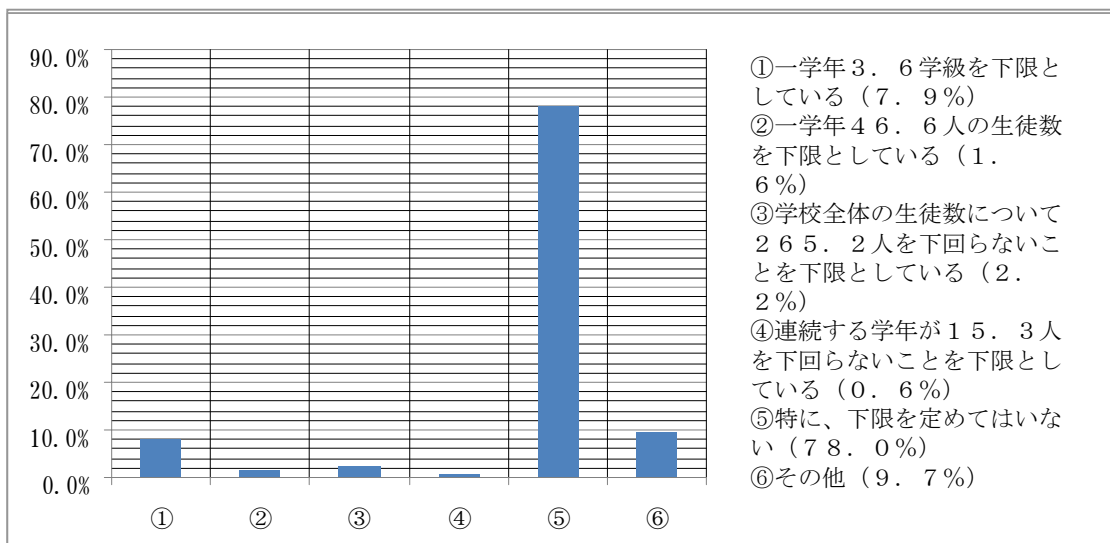
Ⅲ 小学校の適正規模の下限



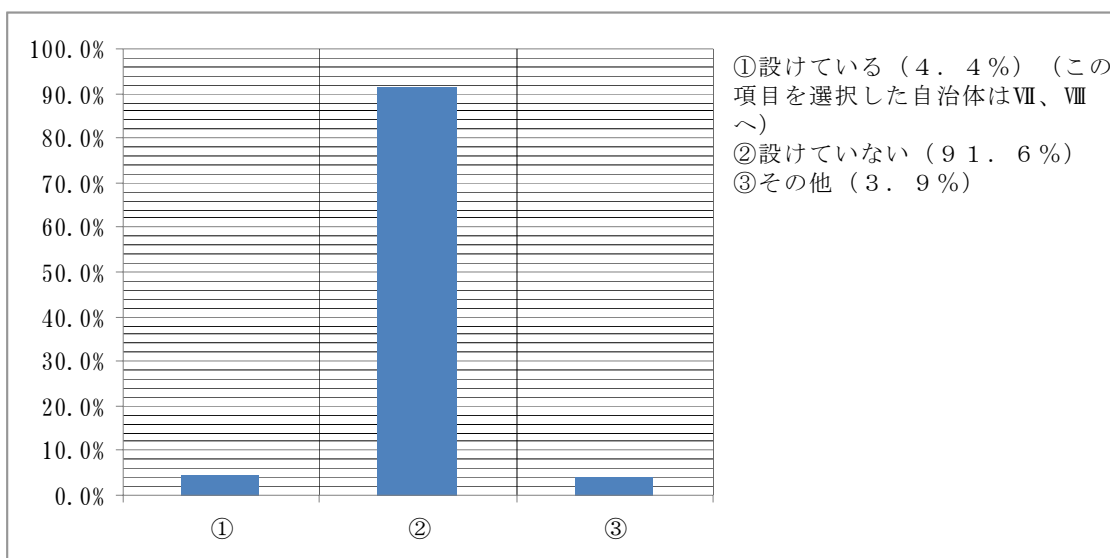
Ⅳ 中学校の適正規模の上限



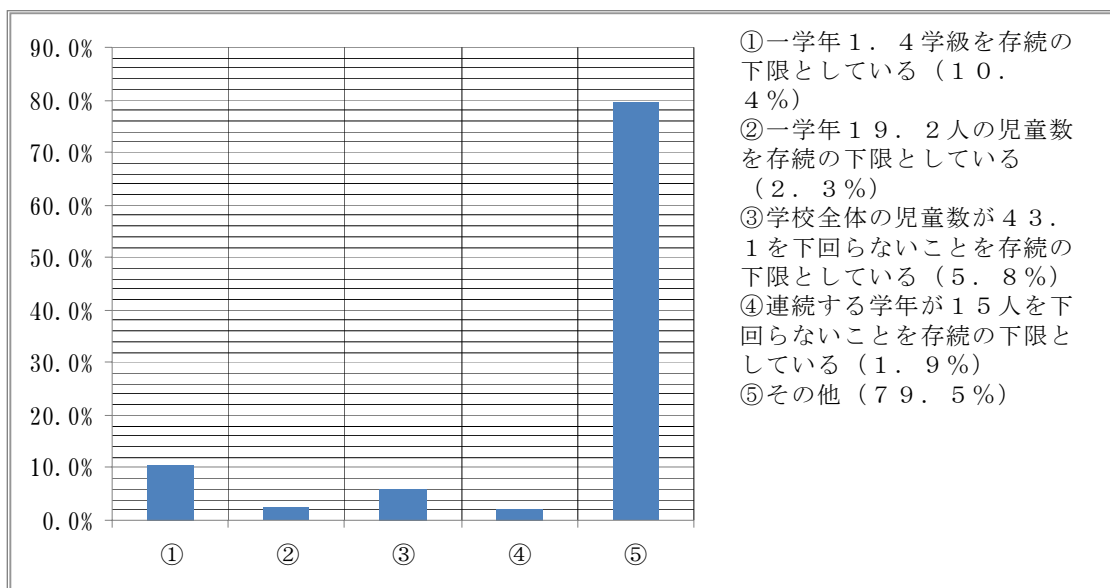
V 中学校の適正規模の下限



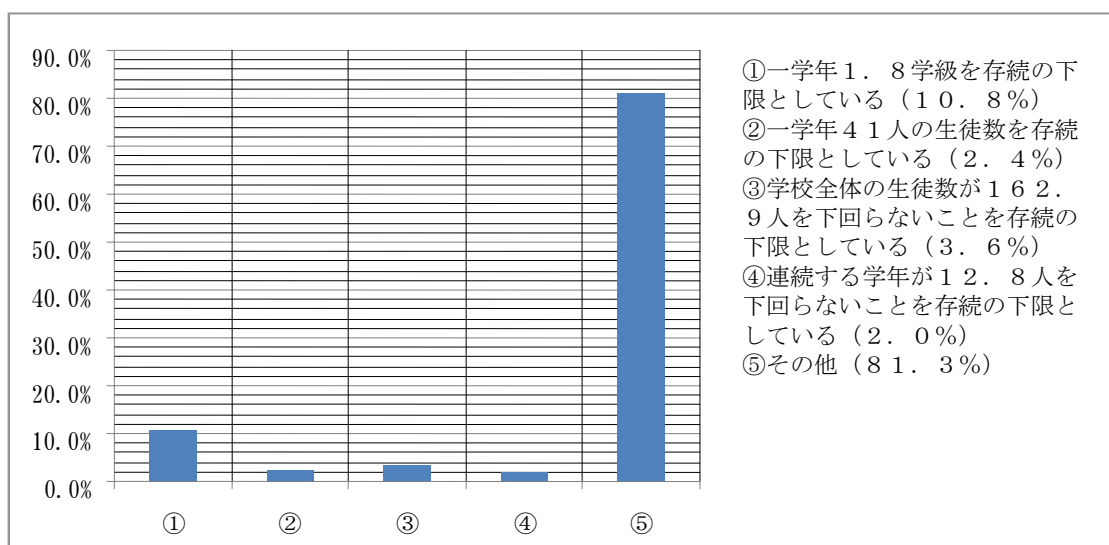
VI 学校配置の見直し基準



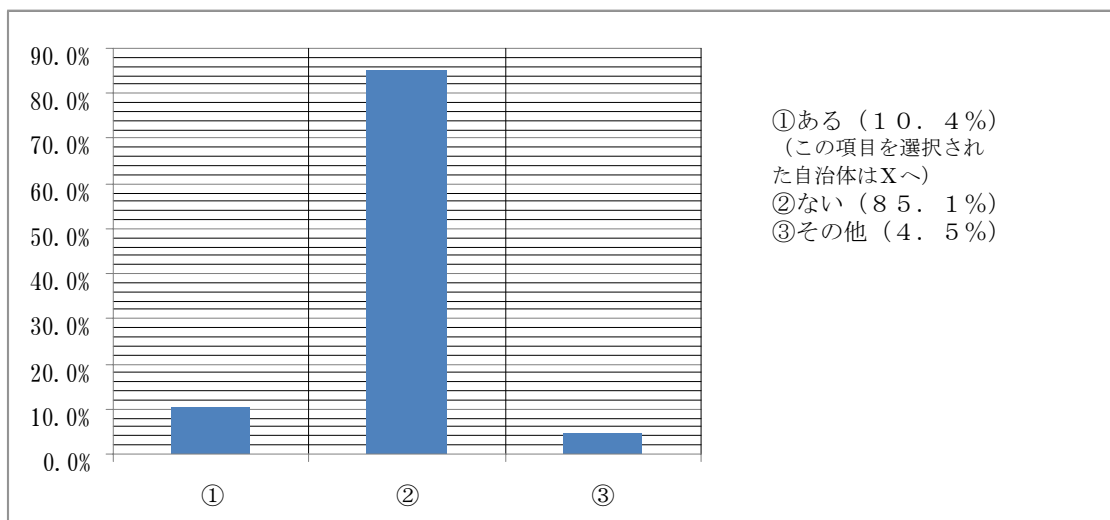
VII 小学校配置の見直し規模基準



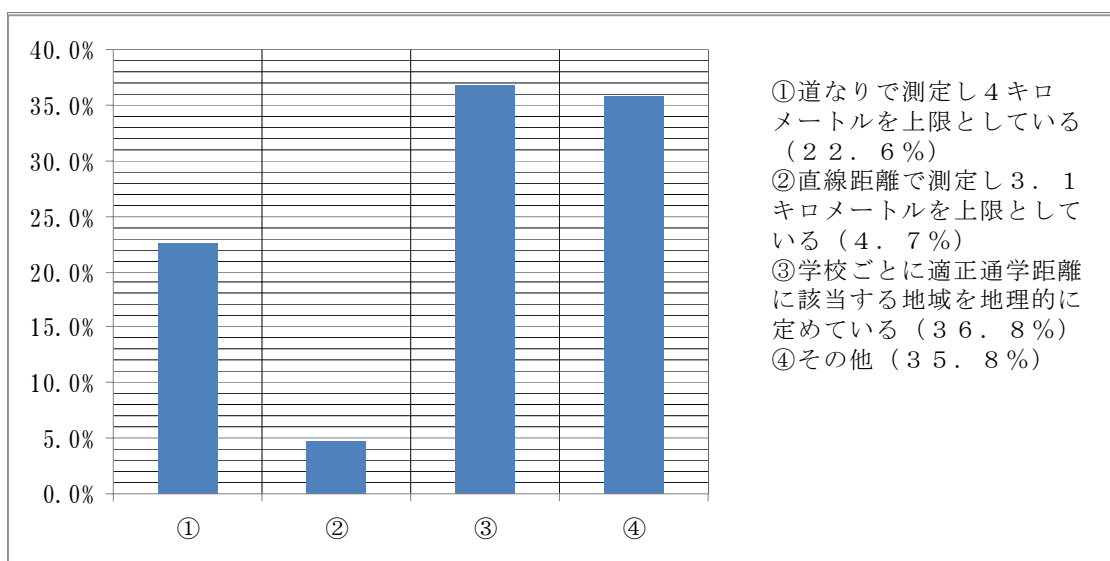
VIII 中学校配置の見直し規模基準



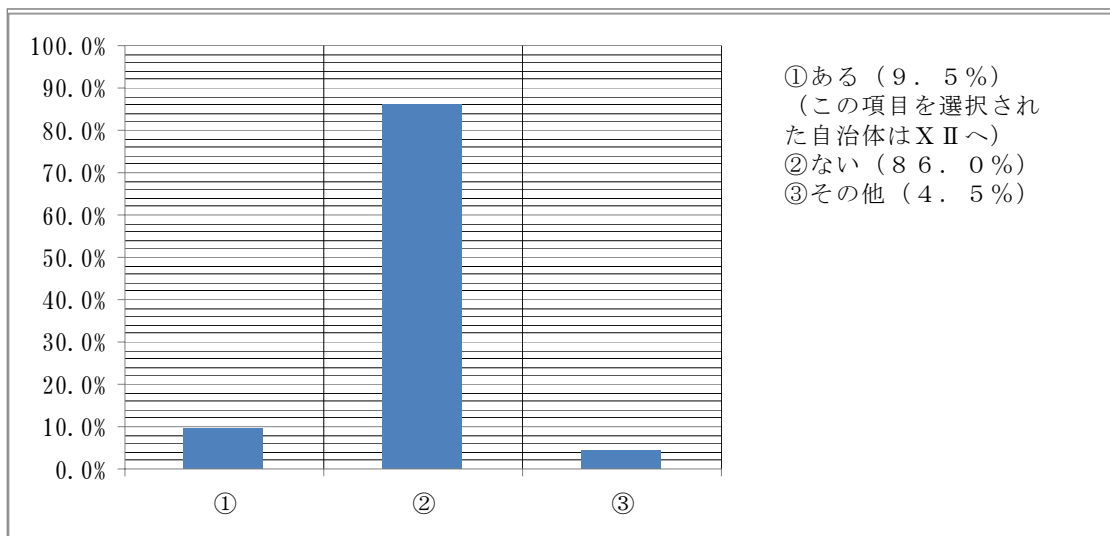
IX 小学校の通学距離の上限



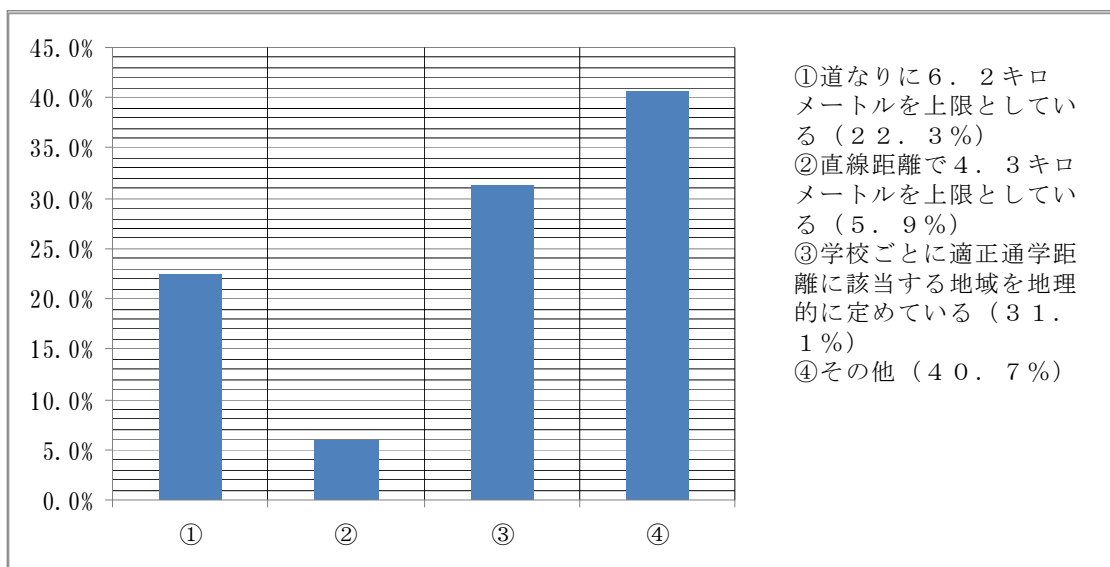
X 小学校の通学距離の上限



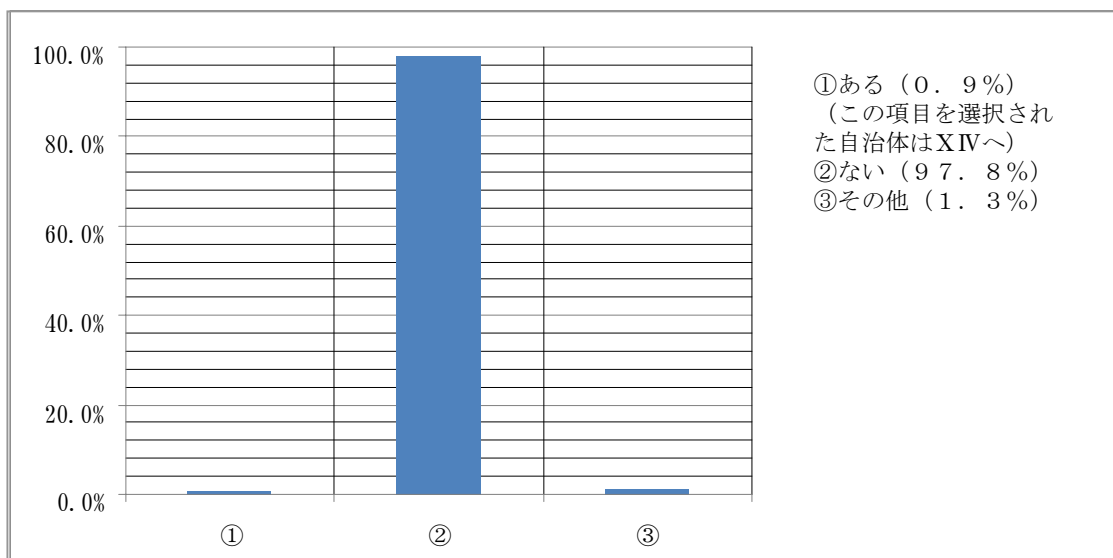
XI 中学校の通学距離の上限



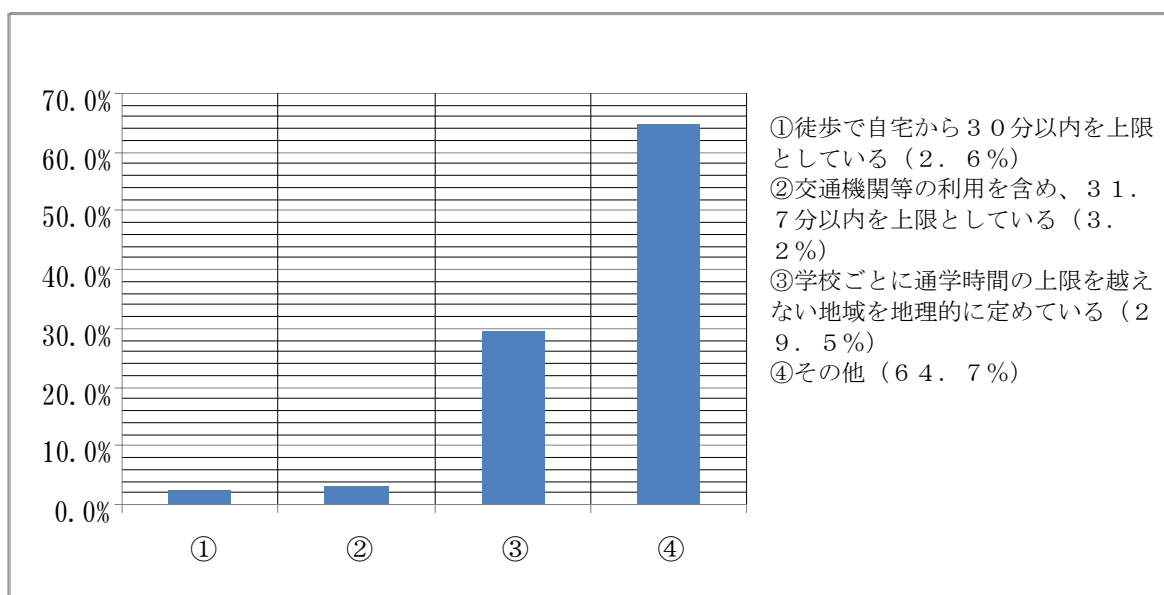
XII 中学校の通学距離の上限



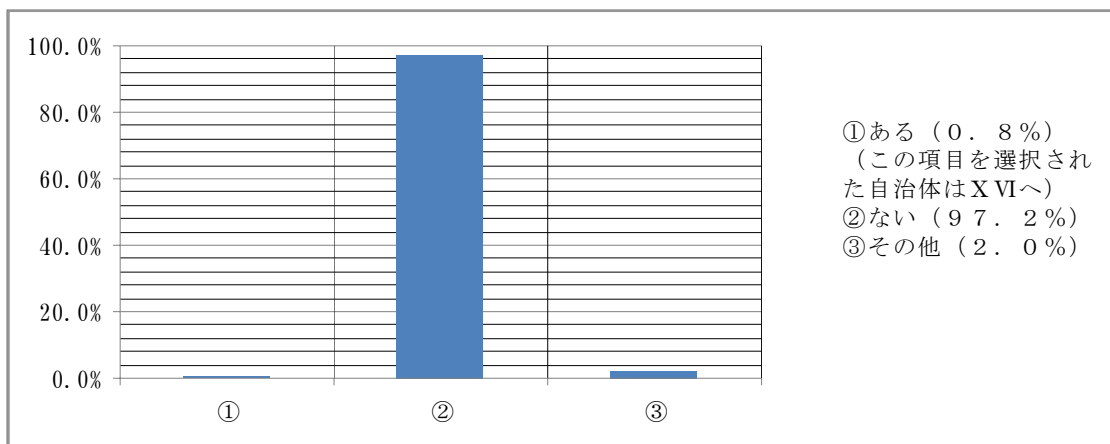
XIII 小学校の通学時間の上限



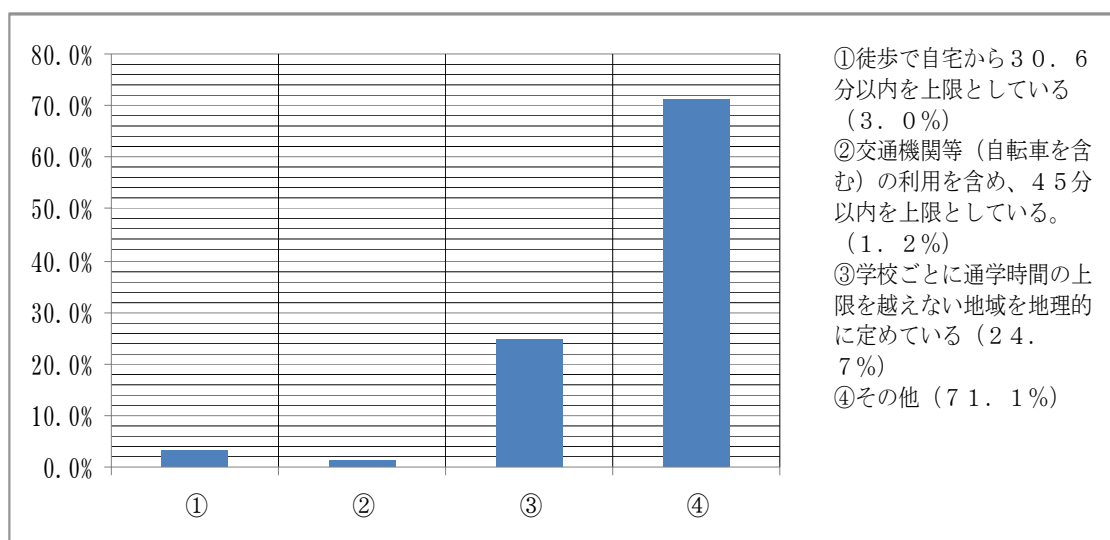
XIV 小学校の通学時間の上限



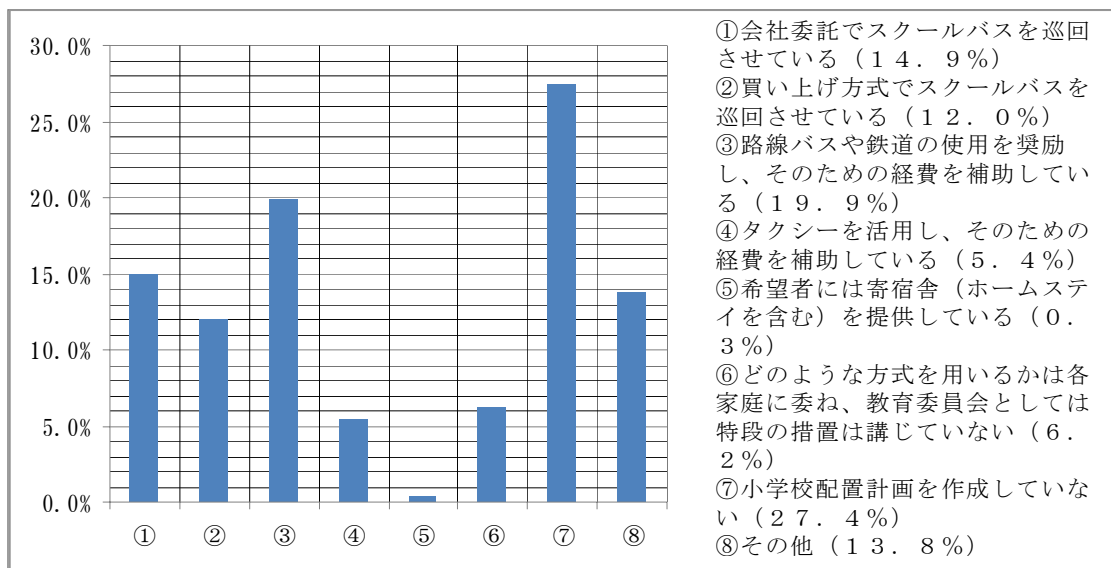
XV 中学校の通学時間の上限



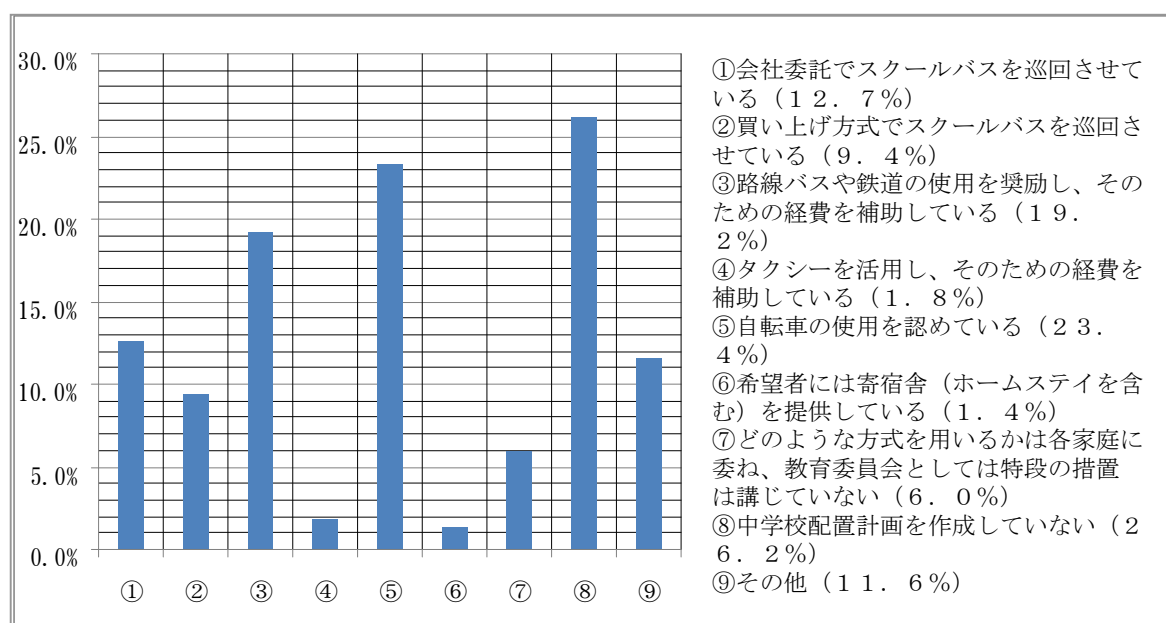
XVI 中学校の通学時間の上限



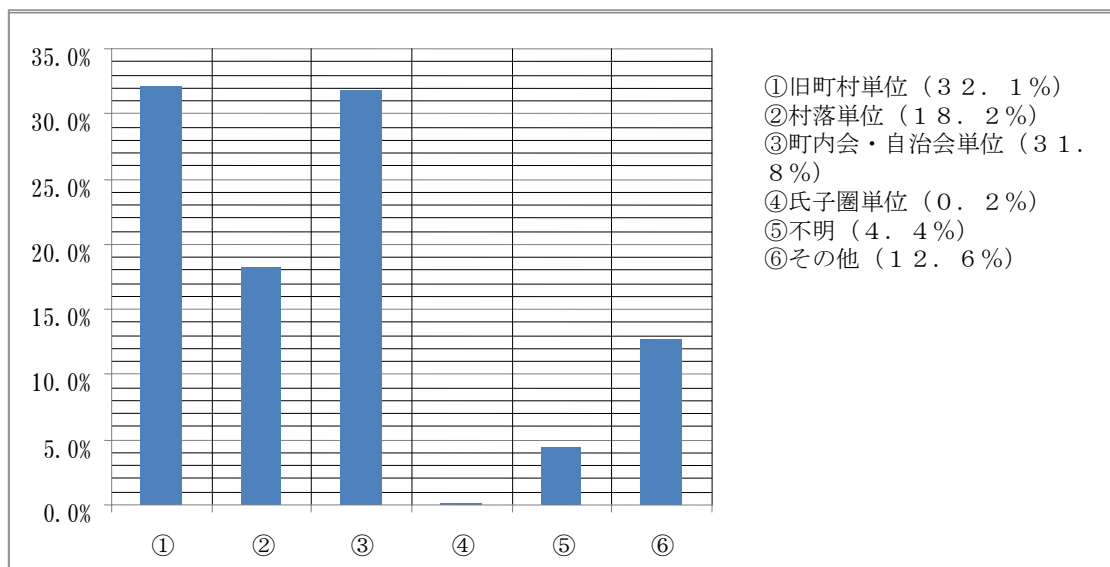
XVII 小学校の上限を超えた場合の措置



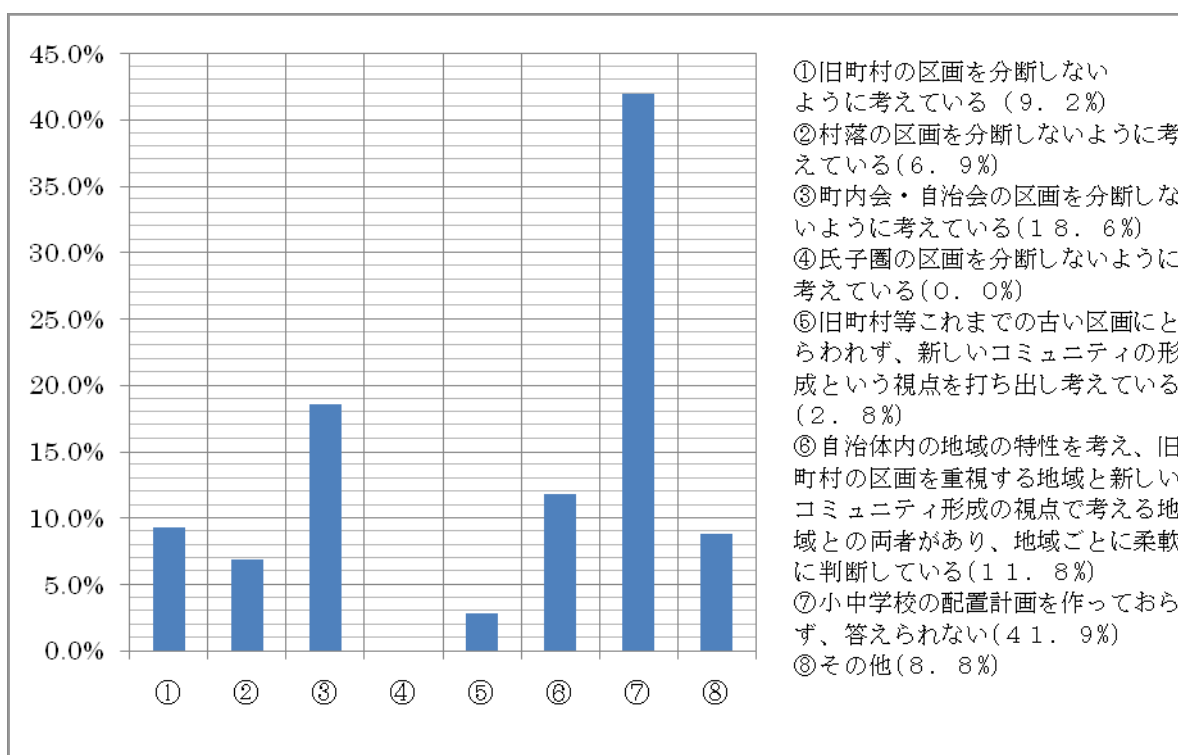
XVIII 中学校の上限を超えた場合の措置



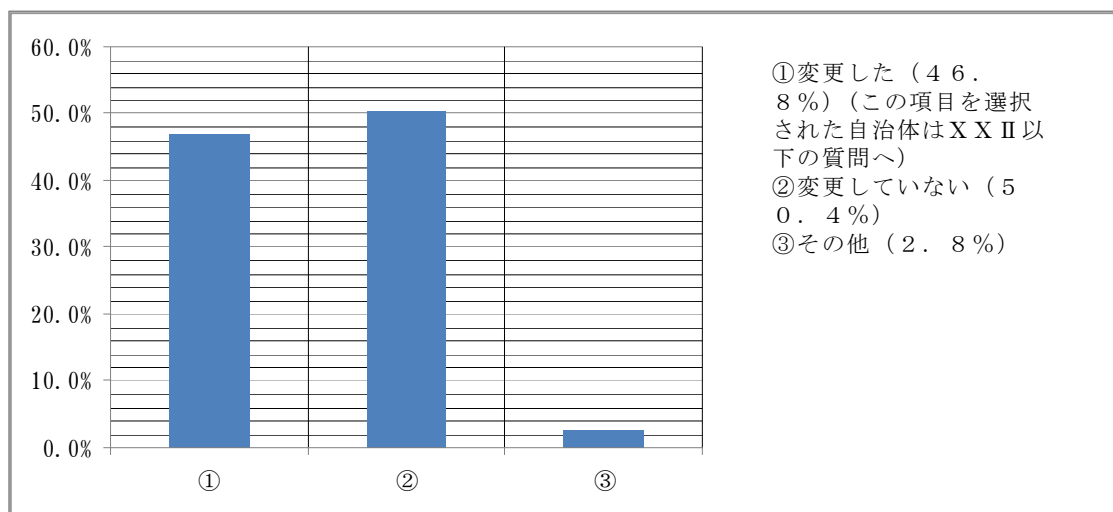
XIX 小中学校通学区域の地域的基礎



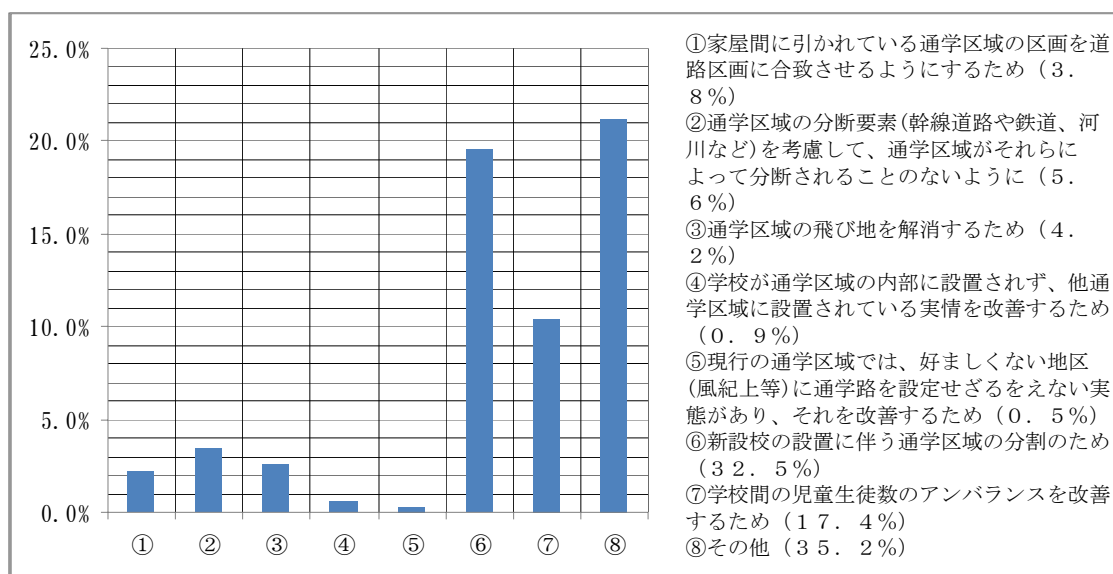
XX 地域的な基礎との関係



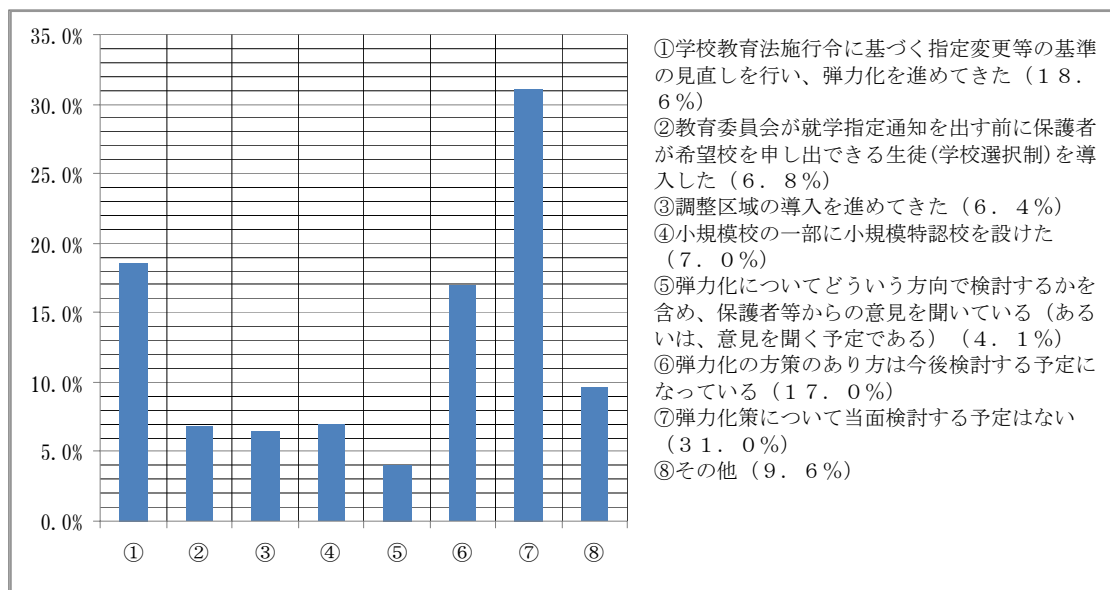
XXI 区画の変更



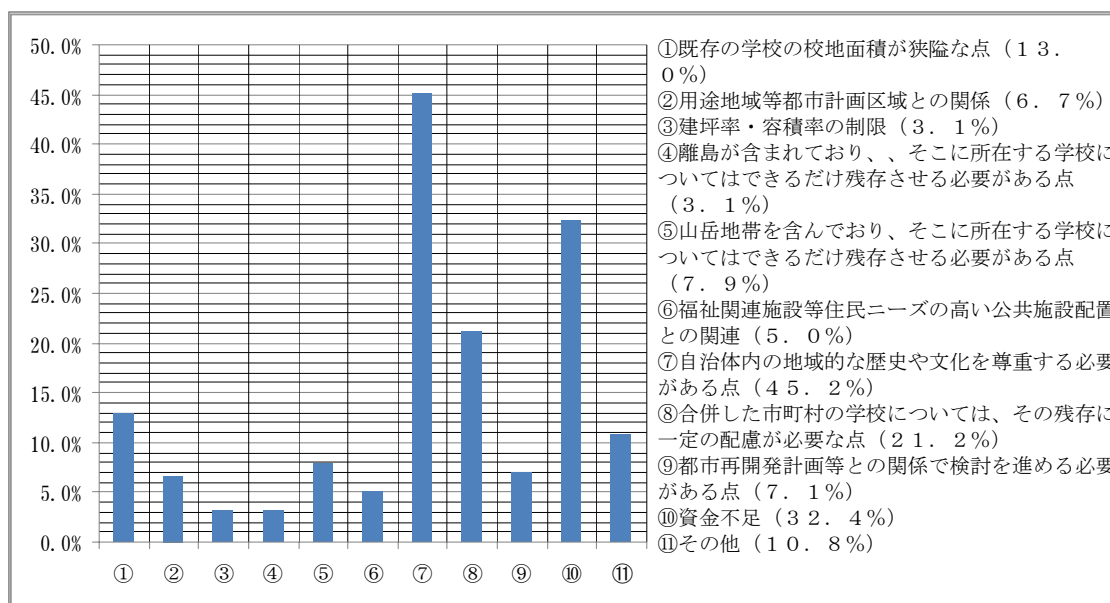
XXII 通学区域の変更理由



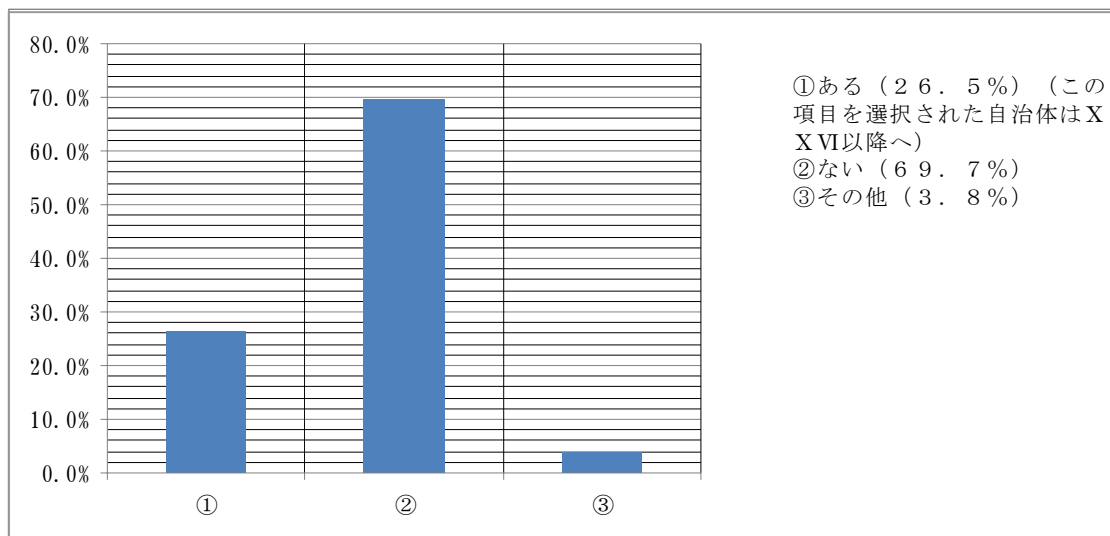
XXIII 通学区域の弾力化



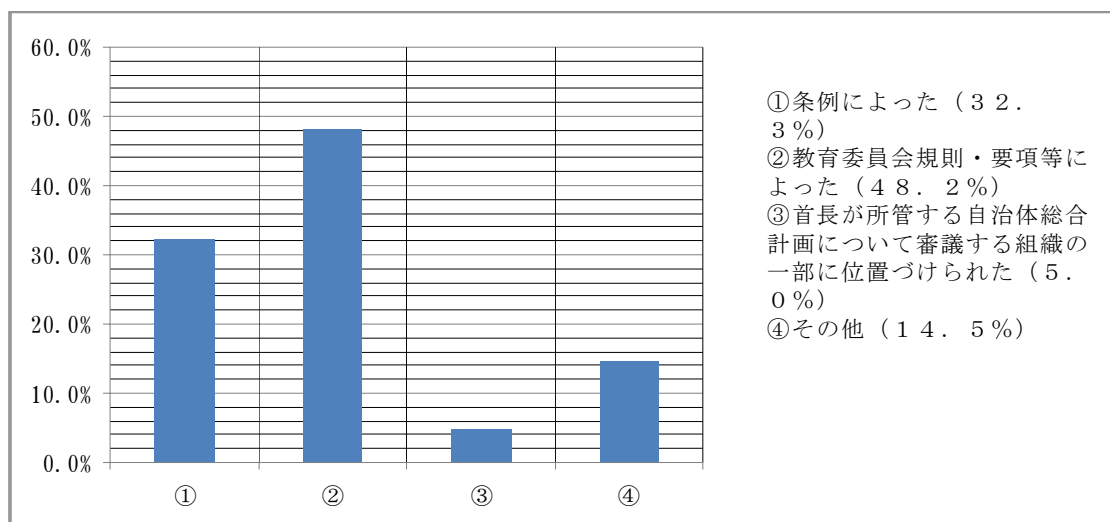
XXIV 配置計画の制約要因



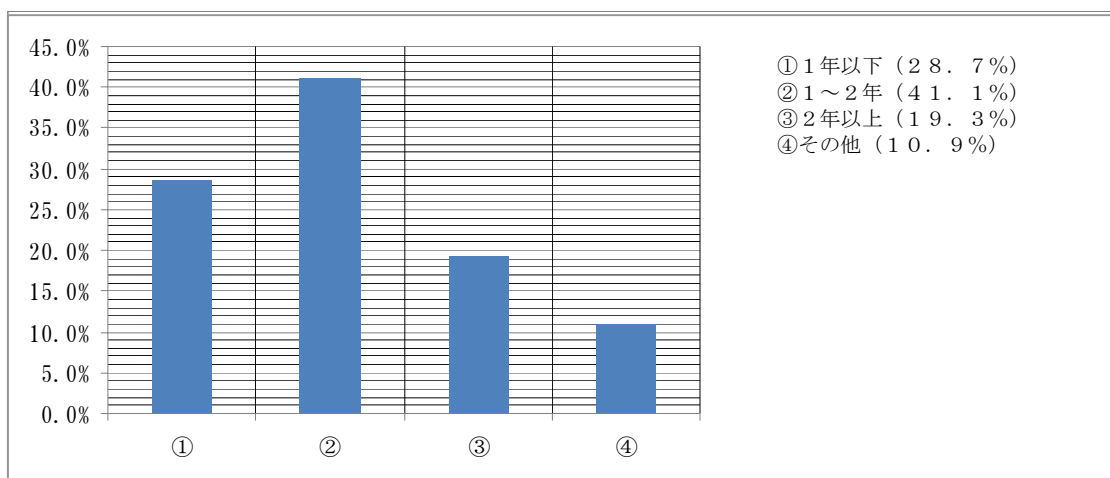
XXV 過去20年間の審議機関



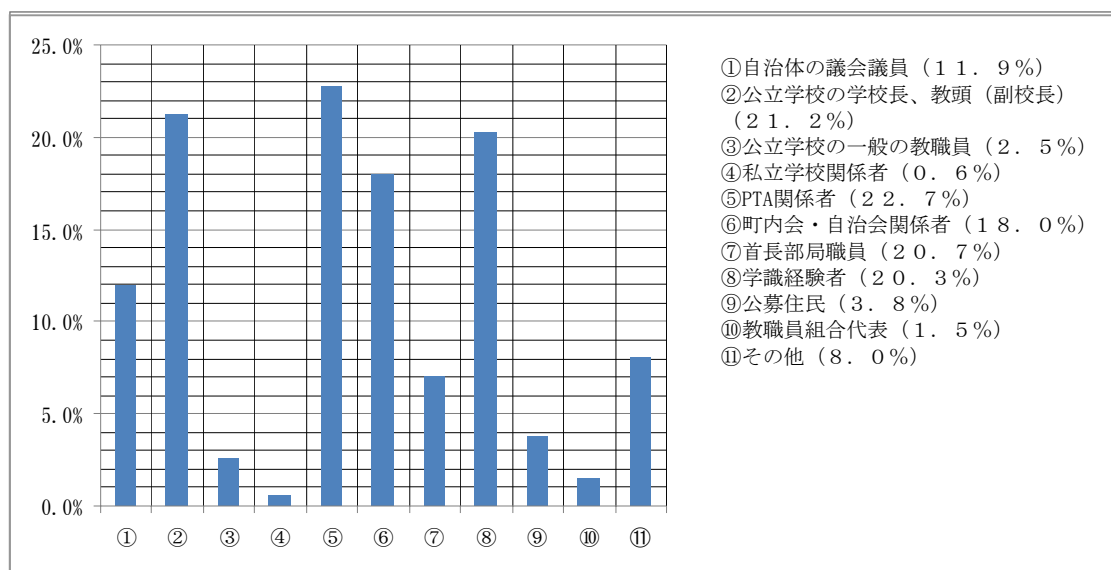
XXVI 自治体法上の位置づけ



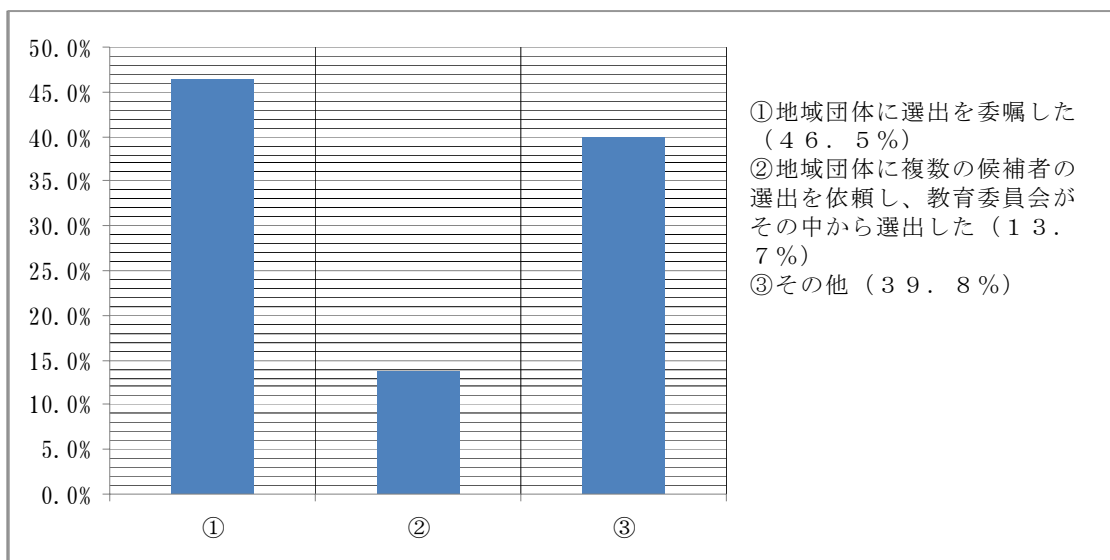
XXVII 審議機関の設置期間



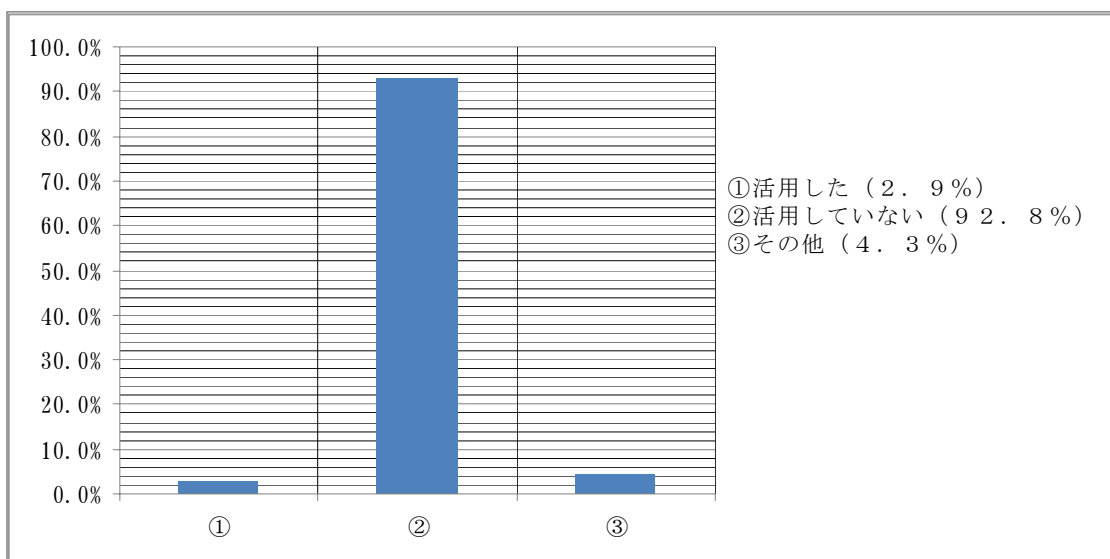
XXVIII 審議機関の委員の区分



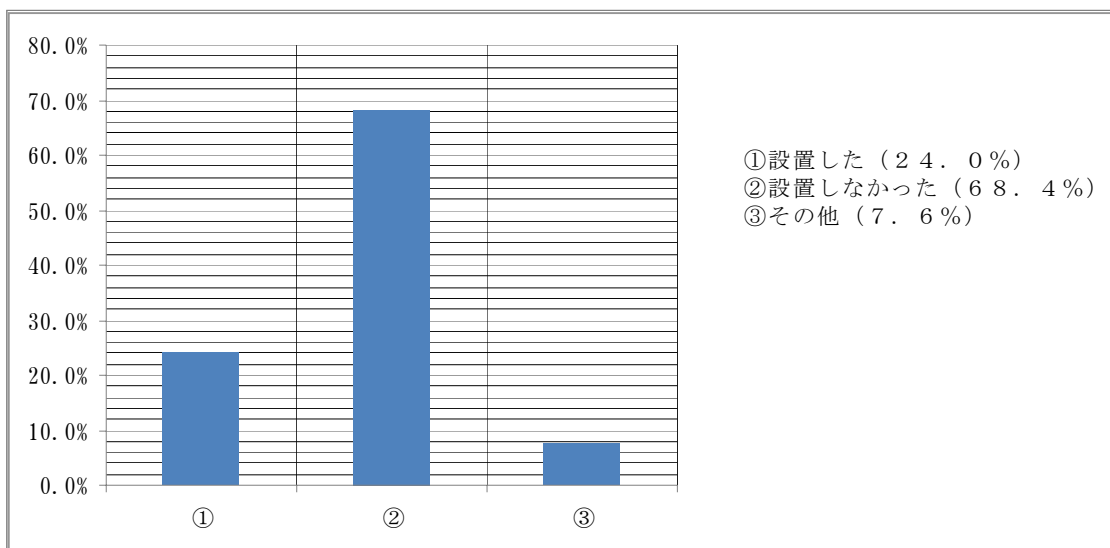
XXIX 地域団体からの住民委員選出



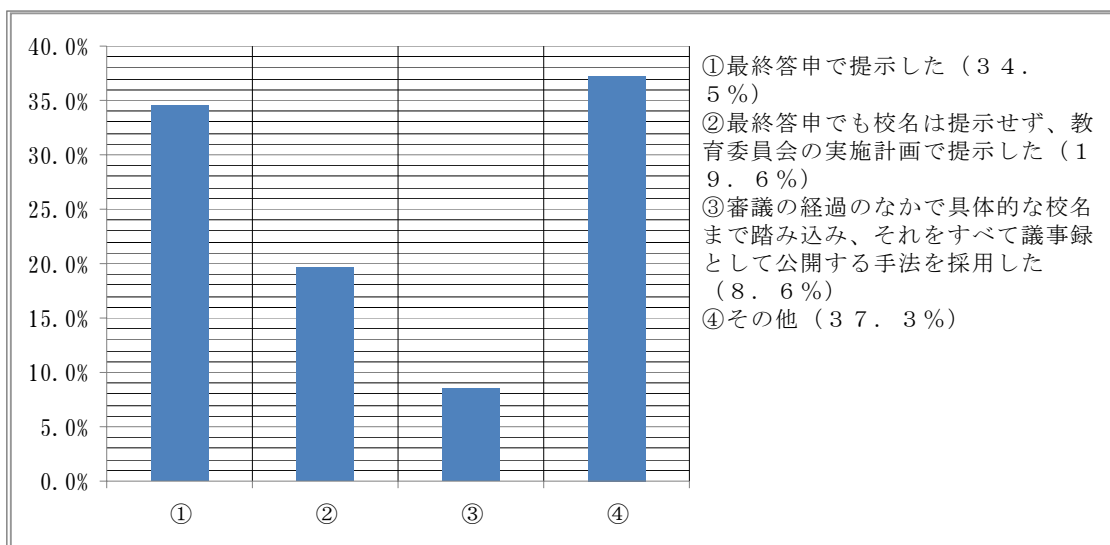
XXX 外部コンサルタントの活用



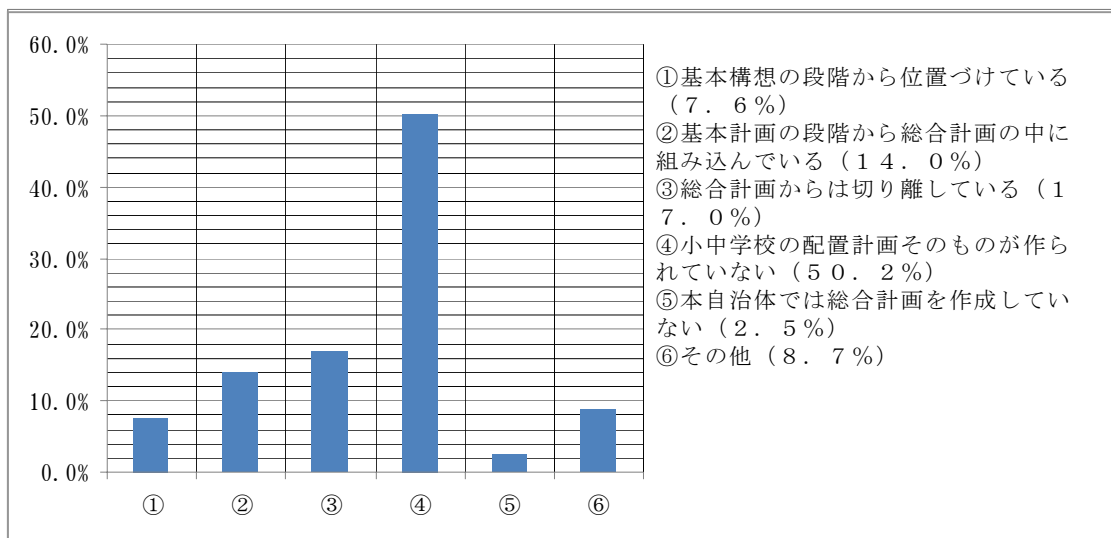
XXX I 専門部会の設置



XXX II 計画案の地域への提示



XXXIV 配置計画の位置づけ



3 自由記述部分の集計

調査票Ⅱ(教育委員会)

通し 番号	自治体 コード	自治体名	教員関係(加配)
1			特別支援法により、学習障害児童生徒の支援対策としての教職員を配置していただきたい。
2			小規模校における教職員の配置は、正規の教職員で対応していただきたい。
3			小学校複式学級解消のための教員の加配。
4			郡部の小規模校といえども、又小規模校であるが故に職員の配置については底段の考慮をして頂きたい。
5			教員の配置基準の特例(一定期間統合がなかったものとみなす等)。

通し 番号	自治体 コード	自治体名	教育財政関係(財政支援、教育予算、施設設備の増改築補助、スクールバスの運用、補助対象の拡充、国補助制度の見直し、建築物の補助金、各種補助率の増加、等)
1			遠距離通学支援の補助をある程度示して欲しい。
2			財政的な支援。
3			財政的支援が必要。
4			スクールバス等の通学手段の確保に対する経済的負担をできるだけ軽減してほしい。
5			へき地児童生徒援助費等補助金(スクールバス等購入費)の補助限度額の増額等充実。
6			教育予算・学校設置基準・教員配置基準など地方の小規模校の存続に資する施策を要望したい。学校はその地区の文化施設であり、長い歴史と
7			本町は人口が増加し、今後学校施設を建設していくことが必要であるが、新築に対する国の補助金制度が変化してきているので、本町のような課題のある町に対しては、これまで通りの制度を維持してほしい。
8			学校施設整備及び廃校施設整備(解体も含む)の財政支援の充実を強く望む。
9			学校建設費普助金や起債等の一括償還を猶予してほしい。
10			予算面の配慮をお願いしたい。
11			小学校の場合、山間部の学校等、学校間の距離がかなり離れている。統廃合をすすめた場合、スクールバスの導入が不可欠となるので、それに対する具体的支援策を要望いたします。
12			何といたっても予算は必要。
13			遠距離、特に離島から本土に通学することになった際の通学費補助。
14			遠距離通学者への助成措置をお願いしたい。
15			財政支援。
16			国庫補助金を受けて建てた校舎の転用制限廃止。統合先学校への人的配置及び、校舎改修費の助成。
17			財源の補助。
18			スクールバスの運行には利用時間帯が制限される他、経済的な負担も大きいため、国庫補助等の整備拡充が不可欠である。

19			校舎新築の資金不足（補助金と実際の建築費の差の大きさ）。
20			学校の統廃合が実施されれば、財政的思恵を大きく受けるのは国であり、県である。国・県は積極的に財政面も含めた支援を、市町村に対しすべきである。
21			廃校に伴う補助金等の返還金の免除。新校に対する交付金申請事務の構略化及び制度の充実。
22			補助金の増額が要望としてあげられる。
23			廃校施設の跡地活用に対する柔軟な対応（補助金の返還等）。
24			教育財産の目的外使用に対する補助金返還の基準が緩和されると良い。
25			計画策定推進のため具体的指導と財政的支援を要望する。
26			校舎の改修、改築に当たっての補助。
27			校舎建築の補助。
28			スクールバス導入の助成。
29			合併校舎の建設・改修に要する費用の補助率アップ。
30			スクールバス運用経費への補助。
31			国の補助制度の充実をお願いしたい。
32			国庫補助の増額（しばりなし）。
33			財源確保。
34			財政上の問題につきる。
35			財政的に大きな支援がない限り実限は難しい。
36			財政的支援をお願いしたい。
37			資金面に関する支援。
38			将来子どもの安全を確保するために市内全域にスクールバスを配置する場合、交付金による補助があると良い。
39			国の積極的、弾力的な財政支援を望む。
40			廃校となる学校への補助金等の返還は求めないでほしい。
41			通学に要する経費の負担をお願いしたい。
42			学校新設が必須のため、資金等の財政援助の新制度を創設してほしい。
43			通学距離が長くなるため、通学費の補助等をお願いしたい。
44			町の財政に与える影響は大きく、スクールバスの措置。
45			廃校となる校舎の転用、解体等大きな財政負担となる。新たな財政支援をお願いしたい。
46			適正配置を実施する際の補助金等。
47			財政支援を要望する。
48			統合を円滑に推進するための跡地の利活用についての財政支援。
49			配置計画により適性規模に統合された学校を建設する場合、建設費の補助率をアップして頂きたい。
50			文部科学省の学校新設に対する交付金の割合を上げてほしい。
51			閉校となる学校への補助金等に関連する制約があり、財政的な面でクリアするのが大変だった。
52			学校の統廃合に伴った校舎建築などに対する資金不足が大きな課題である。統合に伴う広範囲の通学区域をカバーするスクールバス等に対しても含めて。
53			学校施設整備に対する財政支援
54			全国的なことであるが、学校建設時において補助率の増加についてはお願いしたい。
55			統合に必要な校舎増設への補助。

56			統合前校舎の建設費にかかる負債の処理（支援）。
57			少子化による地域の状況は大きく変わる中で、小規模校が増えつつある。しかし、それに伴い財源も少なくなり、整備の経費が見あたらない。財源の支援が必要である。
58			小中学校の配置計画を検討するにあたって、財政的な負担は避けて通れないため、それに対する国の何らかの措置を検討していただきたい

通し番号	自治体コード	自治体名	学校編制基準（複式学級の賛否、人数の見直し、学校定数・学級定数の見直し、基準特例措置、小規模校存続のための支援、過小規模校の扱い、統廃項合の制度設計、地域特性、地理的側面、合併支援策、等）。
1			本市は大都市に分類されるが、市域が広く、市中心部、団地造成地区、山間、沿岸部それぞれにおいて、地域特性に相当の違いがみられる。一律に統廃合するだけでなく、そのような差異にも配慮した制度設計について調査研究を行っていただきたい。
2			旧自治体から、島嶼地域における学校施設整備計画の策定を推進する課題が、合併後の自治体に引き継がれました。老朽化した学校施設の緊急支援措置して、合併支援策を講じていただきたい。
3			小中一貫校の規準が必要である。
4			小規模校の配置（統合、廃校）基準について、国で一定の指針を示してくれると地域住民を説得し易い面がある。
5			学級編成基準を弾力化し、少人数学級を増やしていただきたい（25～30人程度）。
6			30学級を超える学校の改築整備も補助の対象にしていただきたい。
7			児童生徒数減少による学校統廃合等の課題に係る施策の拡大。
8			地方、特に中山間の場合、統合を推進してもその通学距離・時間が大きな障害となるケースがある。その場合、直接的な支援施策が欲しい。
9			統合新校建設に対する補助金の増額。学校廃合を促進するための補助金等の新設。
10			国の補助を増額願いたい。少子化で地方の小学校は再編に迫られている。再編・統合する学校に対して優遇していただきたい。
11			30人学級の実現。
12			建設費補助対応要件となる生徒数確保の緩和（例：中学校では3年間とする）。
13			学力、スポーツ活動、クラブ、協調活動等を考慮して、適正規模の学校が望ましい。
14			地形上、集落が点在しており、学校も各地域にあり、効率が悪く、少子高齢化が一段と進み、児童生徒の激減も進み適正な基準を考える必要がある。
15			30人学級の早期実施。
16			へき地・小規模校の存続のための特別の配慮をお願いしたい。
17			複式学級編成基準の引き下げ。
18			35人学級の法制化。
19			学級編制基準の引き下げ。
20			学級編制基準を市レベルで設定・運用できるよう委譲して欲しい。又は基準の弾力化を望む。教職員の配置基準についても同様。
21			学校や地域の実情に応じて、より弾力的に対応できる制度や施策の策定を期待します。
22			義務教育学校の制度化。
23			山村地域などの人口がまばらなところでは自治体の枠組みを超えた学校統合が可能となる制度が欲しい。

24			山村地域における教育の機会均等を確保するため、公立の中学教育学校なども考えられていいと思うが、設置者の問題等が解決できる仕組みが欲しい。
25			小規模でも地域に根付いている学校があり、学校運営が円滑に出来るよう、複式学級等の基準を緩和してほしい。
26			少子化に伴い、今後小学校の再編成を進めなければならない状態が生じている。
27			少子化に伴い、複式学級の増加傾向のため複式補正を適切に配置してほしい。
28			地域の拠点としての学級。
29			通学距離等のバランス。
30			地理的に山間地で広範囲に集落が散在しており、通学時間や方法に苦慮している。
31			中山間地の学校が半数近くを占めており、小規模校が多い。
32			町村合併による通学区の再編成。
33			少子化による学校統廃合を進めている。
34			国あげての学校の施設等基準を策定してほしい（自治体の財政力に差がありすぎ、隣町と比較しても格差が大きい）
35			教職員の配置基準について、市レベルで設定・運用できるよう委譲してほしい。又は基準の弾力化を望む。

通し番号	自治体コード	自治体名	配置計画（配置計画の検討必要・不要、配置基準作成を要求）
1			本町は人口急増地でもなく、過疎化しつつある状況にもない。強いていえば、今後住宅開発が進んだり、少子化が進展することに伴う人口増減は予想しうるが、その増減幅は小さいことが予想されるため、現状では配置計画を検討することが緊急の課題ではない。
2			配置計画については特にない。
3			教育を受ける機会の均等を図るための配置計画が必要。
4			旧米軍立川基地跡地の国・都の開発計画によって、関係機関の官舎及び国の土地払い下げに伴う大規模集合住宅など建設されるとすれば、児童・生徒が増加する。その場合は、学校用地の確保等具体的な要望を検討する。
5			知夫村は離島であり、人口730人児童数35人生徒15人1小学校1中学校がある。小さな島なので小学校配置計画は、よほど人口が増えない限り必要ないと思う。
6			スクールカウンセラーの適正配置実施後の配置。
7			小規模校や老朽化した校舎が多く、配置計画の見直し等により改築等を実施する場合、市の財政負担が大きく困難が多い。
8			小中学校の配置計画作成の必要性が認められない。
9			教職員の配置計画に関する支援。
10			今後、管内の小中学校の統合計画がある。
11			中学校5校を1校に統廃合する計画である。
12			適正規模を維持するために統合を行う。
13			統合後の廃校の利活用について、財産処分年度があったとしても、他施設への転用について便宜を図ってほしい。

通し 番号	自治体 コード	自治体名	その他（上記以外の項目）
1			通学区の弾力化の前提条件（施設面における整備、合理的な通学、地域社会との一体感の保持）の確保に配慮した上で、制度の改正を行っていただきたい。
2			現にある施策の読み方で活用している。
3			都市部と地方（郡部）を同一視しないように立案願いたい。
4			国の考え方を一方的に押しつけることのないようお願いします。
5			先進事例の情報提供（特に問題となる事）。
6			地方・地域の実状に応じた検討が重要である。
7			現在の政府には田舎の現状が判らないのでは。
8			一般的な小中学生の通学時間を確保するためには、現在の交通情報、通学途上の危険等を考えると危険度が大きく、安全上の問題がある。
9			標準についての規則をゆるめる努力をしてほしい。
10			適正規模等（上限・下限）の研究結果を公表してほしい。
11			適正な教育環境を維持する為であるので、各省庁とも条件緩和に努めていただきたい。
12			国の方向として、学校選択制の導入が急速に進められようとしているが、その長所、短所を選択すべき保護者が十分に理解しているとは思えない。
13			最近の効率主義にもとづく安易な統廃合には反対である。
14			地域を守る意味からも小・中学校の存続、学区制の原則は義務教育の主旨から考えても守るべきである。
15			小中学校は地域コミュニティの中心的施設です。小規模校の教育面での優れた点も理解して頂き、経済的判断のみによる統廃合が実施されないよう要望致します。
16			本町の場合、町の面積が小さいため、小学校3校、中学校1校という現状である。
17			少子化時代に対応した過小規模校のあり方の見直しが必要ではないか。
18			子どもが行きたい学校を自由に選べる学校選択制やバウチャー制度など、大都市を想定した施策が提案されているが、地方においてはこれらの施策はなじみにくく、地域の特性を生かした学校づくりを推進していくためには、もっと自方自治体の教育行政に任せて頂きたい。

4 質問紙

市区町村教育委員会教育長殿

小中学校通学区域の実態調査のお願い

この調査研究は、文部科学省の平成18年度「新教育システム開発プログラム」に基づき、文部科学省より委託を受けて実施するものです。

近年、少子化や、市区町村数が1,842（東京都特別区を含む）まで減少した市区町村合併などを背景に、近年、義務教育諸学校の総数も減少する傾向にあります。

しかし、憲法第26条に規定されるように、いつの時代であっても、どの地域であっても、全ての子どもたちが必ず義務教育を受けることができるよう、その教育の機会をひとしく保障することが不可欠であり、この観点から、小中学校の整備とその適正な配置をどのように図るかは、重要な課題になります。

このため、本調査研究では、全国各市区町村における義務教育諸学校の配置の状況や今後の学校配置計画等の実態を解明して、我が国の義務教育制度の今後のあり方を探るとともに、国の教育政策の企画・立案に必要な知見やデータを提供することを目的としています。

教育長の重責を担い、時節柄ご多用中であることは重々承知しておりますが、本調査研究の目的についてご理解賜り、本調査研究のためしばらく時間をいただければ幸いです。

なお、調査票は、教育長にお答えいただく調査票Ⅰと、教育委員会等でこれまで定められている通学距離等に関する実態調査の調査票Ⅱとを用意しております。

前者（調査票Ⅰ）は無記名で、密封の上ご提出ください。分析やデータ公表においては、回答者が特定されるような方式は考えておりません。

後者（調査票Ⅱ）につきましては、通学区域の取り扱い等で特色の見られる自治体についてはヒアリング等を予定しており、また、各種データとのクロス集計などを予定しているため、市区町村コードのご記入をお願いいたします。しかし、市区町村名が明らかになるような方式での公表は、いっさいございません。また、調査票Ⅱは、市区町村の現場でどのような要素が働いて判断されているかを分析するため、客観的な事実・実態や市区町村での基準等の有無などをたずねる調査です。このため、設問数がやや多くなっていますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、ご多用中恐れ入りますが、同封いたしました返信用封筒を用い、平成18年11月8日までにご投函頂ければ幸いです。

また、本調査に付随して、全国各市区町村の教育総合計画や小中学校配置計画審議会等の答申類、通学区域図、通学区域関係規定等の収集を行い、分析を加えることも予定しております。

つきましては、次の資料を調査票の回答とあわせてお送り頂ければ幸いです。

- ① 各市区町村の教育総合計画（現在実施中のもの。市区町村の総合計画に組み込まれている場合にはその総合計画をお送りください。その際は、基本計画と実施計画の両者をお願いいたします。）
- ② 小中学校の配置計画に関する答申類（現在および将来の配置計画の基礎となるもののみ）

- ③ 平成18年5月1日現在の小中学校の通学区域規則および通学区域図（地図上に落としたもの）
- ④ 平成18年5月1日現在の小中学校の通学区域と町内会・自治会の地理的分布の関係がわかる文書および図面
- ⑤ 各市区町村内の小中学校の変遷・沿革史を図表としてまとめた資料（戦前まで遡る沿革史が作られている場合には、その複写資料もお願いいたします）

全国1,842の市区町村対象の悉皆調査である関係上、上記の①～⑤についてデジタル化が可能なものはDVDまたはCDに複写（PDF化）した形でお送り頂ければ幸いです。複写することが困難な形状のものであったり、資料が膨大なものでDVDまたはCDへの複写が困難であったりする場合には、当方で複写いたします。宅急便にて以下の宛先へ着払いでお送りいただければ幸いです。

なお、資料の保存残数が少ないものなどについては、お手数ですが、できるだけコピーなどでお送り下さい。もし、その資料が膨大なものである場合は、「送り戻しが必要」である旨を必ず分かりやすく明記したうえで、お送り下さい。こうした記載がない場合は、記録処理が済むと、自動的に破棄処分されてしまいますので、ご留意下さい。

<あて先>

〒241-0802

神奈川県横浜市旭区上川井町802

㈱POST社内 東京学芸大学「アンケート調査室」分室

電話番号 045-921-4968（代）

* 本調査に関連してご連絡のある場合には、以下の連絡先に表記の時間をお願いいたします。

〒184-8501

東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学総合教育学系 教育学講座
葉養（はよう）正明

Tel&Fax: 042-329-7347

連絡の時間帯：月曜日 午後3:30-5:00 または
金曜日 正午-午後1:00

* なお、出張等により連絡がつかないこともありますが、用件を留守番電話に吹き込んでいただければ、後日こちらから連絡させていただきます。

平成18年10月1日

東京学芸大学総合教育学系教育学講座教授
葉養正明

調査票Ⅱ

(教育委員会用調査票)

自治体コード

--	--	--	--	--

I 小中学校の適正規模について、審議会答申や教育委員会で定めた基準など貴自治体で定めた基準はありますか。いずれかの選択肢に○をおつけください。

- ① ある(「ある」と答えた自治体は(Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴへ)
- ② ない
- ③ 自治体独自で定めてはいないが、県教育委員会が定めた基準がある
- ④ 自治体独自の基準は定めておらず、学校教育法施行規則の規定を基準としている
- ⑤ その他(具体的にお書きください：

)

Ⅱ 小学校の適正規模の上限はどうなっていますか。該当する選択肢に○をつけたうえで、下線部に数字をご記入ください。

- ① 一学年_____学級を上限としている
- ② 学校全体の学級数_____学級を上限としている
- ③ 学校全体の児童数について_____人の児童数を上限としている
- ④ 特に、上限を定めてはいない
- ⑤ その他(具体的にお書きください：

)

Ⅲ 小学校の適正規模の下限はどうなっていますか。該当する選択肢に○をつけたうえで、下線部に数字をご記入ください。

- ① 一学年_____学級を下限としている
- ② 一学年_____人の児童数を下限としている
- ③ 学校全体の児童数が_____人を下回らないことを下限としている
- ④ 連続する学年が_____人を下回らないことを下限としている
- ⑤ 特に、下限を定めてはいない
- ⑥ その他(具体的にお書きください：

)

IV 中学校の適正規模の上限はどうなっていますか。該当する選択肢に○をつけたうえで、下線部に数字をご記入ください。

- ① 一学年_____学級を上限としている
- ② 学校全体の学級数_____学級を上限としている
- ③ 学校全体の生徒数について_____人の生徒数を上限としている
- ④ 特に、上限を定めてはいない
- ⑤ その他（具体的にお書きください：

)

V 中学校の適正規模の下限はどうなっていますか。該当する選択肢に○をつけたうえで、下線部に数字をご記入ください。

- ① 一学年_____学級を下限としている
- ② 一学年_____人の生徒数を下限としている
- ③ 学校全体の生徒数について_____人を下回らないことを下限としている
- ④ 連続する学年が_____人を下回らないことを下限としている
- ⑤ 特に、下限を定めてはいない
- ⑥ その他（具体的にお書きください：

)

VI 学校の適正規模の基準と同時に、学校配置の見直しを開始する基準を設けられていますか。該当する選択肢に○をおつけください。

- ① 設けている（この項目を選択した自治体はⅦ、Ⅷへ）
- ② 設けていない
- ③ その他（具体的にお書きください：

)

Ⅶ 小学校配置の見直しを開始する規模（存続規模）の基準はどのようになっていますか。該当する選択肢に○をつけたうえで、下線部に数字をご記入ください。

- ① 一学年_____学級を存続の下限としている
- ② 一学年_____人の児童数を存続の下限としている
- ③ 学校全体の児童数が_____を下回らないことを存続の下限としている
- ④ 連続する学年が_____人を下回らないことを存続の下限としている
- ⑤ その他（具体的にお書きください：

)

VIII 中学校配置の見直しを開始する規模（存続規模）の基準はどのようになっていますか。
該当する選択肢に○をつけたうえで、下線部に数字をご記入ください。

- ① 一学年_____学級を存続の下限としている
- ② 一学年_____人の生徒数を存続の下限としている
- ③ 学校全体の生徒数が_____を下回らないことを存続の下限としている
- ④ 連続する学年が_____人を下回らないことを存続の下限としている
- ⑤ その他（具体的にお書きください：

)

IX 小学校の適正配置に関連して、小学校の通学距離の上限についての基準はありますか。
いずれかの選択肢に○をおつけください。

- ① ある（この項目を選択された自治体はXへ）
- ② ない
- ③ その他（具体的にお書きください：

)

X 小学校の通学距離の上限についての基準はどうなっていますか。該当する選択肢に○を
つけたうえで、下線部に数字をご記入ください。

- ① 道なりで測定し_____キロメートルを上限としている
- ② 直線距離で測定し_____キロメートルを上限としている
- ③ 学校ごとに適正通学距離に該当する地域を地理的に定めている
- ④ その他（具体的にお書きください：

)

X I 中学校の適正配置に関連して、中学校の通学距離の上限についての基準はありますか。
いずれかの選択肢に○をおつけください。

- ① ある（この項目を選択された自治体はX IIへ）
- ② ない
- ③ その他（具体的にお書きください：

)

XII 中学校の通学距離の上限についての基準はどうなっていますか。該当する選択肢に○をつけ、下線部に数字をご記入ください。

- ① 道なりに_____キロメートルを上限としている
- ② 直線距離で_____キロメートルを上限としている
- ③ 学校ごとに適正通学距離に該当する地域を地理的に定めている
- ④ その他（具体的にお書きください：

)

XIII 小学校の適正配置に関して、小学校の通学時間の上限についての基準はありますか。該当する選択肢に○をおつけください。

- ① ある（この項目を選択された自治体はXIVへ）
- ② ない
- ③ その他（具体的にお書きください：

)

XIV 小学校の通学時間の上限の基準はどのようになっていますか。該当する選択肢に○をつけ、下線部に数字をご記入ください。

- ① 徒歩で自宅から_____分以内を上限としている
- ② 交通機関等の利用を含め、_____分以内を上限としている
- ③ 学校ごとに通学時間の上限を越えない地域を地理的に定めている
- ④ その他（具体的にお書きください：

)

XV 中学校の適正配置に関して、中学校の通学時間の上限についての基準はありますか。該当する選択肢に○をおつけください。

- ① ある（この項目を選択された自治体はXVIへ）
- ② ない
- ③ その他（具体的にお書きください：

)

XVI 中学校の通学時間の上限についての基準はどうなっていますか。該当する選択肢に○をつけ、下線部に数字をご記入ください。

- ① 徒歩で自宅から_____分以内を上限としている
- ② 交通機関等（自転車を含む）の利用を含め、_____分以内を上限としている
- ③ 学校ごとに通学時間の上限を越えない地域を地理的に定めている
- ④ その他（具体的にお書きください：

)

XVII 小学校の適正配置に関連して、小学校で通学距離又は通学時間の上限を超えた児童の場合、どのような措置を講じておられますか。該当する選択肢に○をおつけください。（併用している場合は、該当するものそれぞれに○をおつけください。）

- ① 会社委託でスクールバスを巡回させている
- ② 買い上げ方式でスクールバスを巡回させている
- ③ 路線バスや鉄道の使用を奨励し、そのための経費を補助している
この場合、補助率は_____％としている。
この場合、補助金額は_____円を上限としている。
その他（具体的にお書きください：

)

- ④ タクシーを活用し、そのための経費を補助している
この場合、補助率は_____％としている。
この場合、補助金額は_____円を上限としている。
その他（具体的にお書きください：

)

- ⑤ 希望者には寄宿舎（ホームステイを含む）を提供している
この場合、補助率は_____％としている。
この場合、補助金額は_____円を上限としている。
その他（具体的にお書きください：

)

- ⑥ どのような方式を用いるかは各家庭に委ね、教育委員会としては特段の措置は講じていない
- ⑦ 小学校配置計画を作成していない
- ⑧ その他（具体的にお書きください：

)

XVIII 中学校の適正配置に関連して、中学校で通学距離又は通学時間の上限を超えた生徒の場合、どのような措置を講じておられますか。該当する選択肢に○をおつけください。
(併用している場合は、該当するものそれぞれに○をおつけください。)

- ① 会社委託でスクールバスを巡回させている
- ② 買い上げ方式でスクールバスを巡回させている
- ③ 路線バスや鉄道の使用を奨励し、そのための経費を補助している
この場合、補助率は_____％としている。
この場合、補助金額は_____円を上限としている。
その他（具体的にお書きください：_____）

- ④ タクシーを活用し、そのための経費を補助している
この場合、補助率は_____％としている。
この場合、補助金額は_____円を上限としている。
その他（具体的にお書きください：_____）

- ⑤ 自転車の使用を認めている
- ⑥ 希望者には寄宿舎（ホームステイを含む）を提供している
この場合、補助率は_____％としている。
この場合、補助金額は_____円を上限としている。
その他（具体的にお書きください：_____）

- ⑦ どのような方式を用いるかは各家庭にゆだね、教育委員会としては特段の措置は講じていない
- ⑧ 中学校配置計画を作成していない
- ⑨ その他（具体的にお書きください：_____）

XIX 小中学校通学区域の地域的基礎について伺います。小中学校の通学区域はどのような地域的基礎に基づいて設けられているとお考えですか。以下の選択肢のなかで該当するものに○をおつけください。なお、ニュータウン等新興開発区域を除外してお答えください。

- ① 旧町村単位
(この項目を選択された自治体は、いつ頃の「旧町村」であるかをお書きください：_____)

- ② 村落単位
- ③ 町内会・自治会単位
- ④ 氏子圏単位
- ⑤ 不明
- ⑥ その他（具体的にお書きください：

)

XX 小中学校の配置計画の立案やその見直しなどに際して、通学区域の地域的な基礎との関係をどのように考えておられますか。お考えがもっとも近い選択肢に○をおつけください。

- ① 旧町村の区画を分断しないように考えている
- ② 村落の区画を分断しないように考えている
- ③ 町内会・自治会の区画を分断しないように考えている
- ④ 氏子圏の区画を分断しないように考えている
- ⑤ 旧町村等これまでの古い区画にとらわれず、新しいコミュニティの形成という視点を打ち出し考えている
- ⑥ 自治体内の地域の特性を考え、旧町村の区画を重視する地域と新しいコミュニティ形成の視点で考える地域との両者があり、地域ごとに柔軟に判断している
- ⑦ 小中学校の配置計画をつくっておらず、答えられない
- ⑧ その他（具体的にお書きください：

)

XXI 小中学校通学区域の区画の変更について伺います。過去20年間に、通学区域の区画の変更をされましたか。該当する選択肢に○をおつけください。

- ① 変更した（この項目を選択された自治体はXXII以下の質問へ）
- ② 変更していない
- ③ その他（具体的にお書きください：

)

XXII 小中学校通学区域の区画の変更をされた理由はどのようなものですか。複数該当する場合には、すべてに○をおつけください。

- ① 家屋間に引かれている通学区域の区画を道路区画に合致させるようにするため
- ② 通学区域の分断要素（幹線道路や鉄道、河川など）を考慮して、通学区域がそれらによって分断されることのないように
- ③ 通学区域の飛び地を解消するため

- ④ 学校が通学区域の内部に設置されず、他通学区域に設置されている実情を改善するため
- ⑤ 現行の通学区域では、好ましくない地区（風紀上等）に通学路を設定せざるをえない実態があり、それを改善するため
- ⑥ 新設校の設置に伴う通学区域の分割のため
- ⑦ 学校間の児童生徒数のアンバランスを改善するため
- ⑧ その他（具体的にお書きください：

)

XXIII 小中学校通学区域の弾力化について伺います。貴自治体では、小中学校の通学区域の弾力化の状況はどのようなようですか。該当する選択肢すべてのチェック欄に○をつけた上で、当該取組の実施状況及びこれまでの傾向についてお答えください。

- ① 学校教育法施行令に基づく指定変更等の基準の見直しを行い、弾力化を進めてきた
- ② 教育委員会が就学指定通知を出す前に保護者が希望校を申し出できる制度（学校選択制）を導入した
- ③ 調整区域の導入を進めてきた
- ④ 小規模校の一部に小規模特認校を設けた
- ⑤ 弾力化についてどういう方向で検討するかを含め、保護者等からの意見を聞いている（あるいは、意見を聞く予定である）
- ⑥ 弾力化の方策のあり方は今後検討する予定になっている
- ⑦ 弾力化策について当面検討する予定はない
- ⑧ その他（具体的にお書き下さい：

)

選択肢 番号	実施状況 (平成17年度における弾力化した取組の適用学校数及び児童生徒数についてご回答ください。)	これまでの傾向 (弾力化した取組の適用者数の傾向について、該当する番号に○をつけてください。)
①	小学校数＝ 、中学校数＝ 児童数＝ 、生徒数＝	イ) 毎年増加傾向 ロ) 毎年減少傾向 ハ) 特に増減なし ニ) 不明
②	小学校数＝ 、中学校数＝ 児童数＝ 、生徒数＝	イ) 毎年増加傾向 ロ) 毎年減少傾向 ハ) 特に増減なし ニ) 不明
③	小学校数＝ 、中学校数＝ 児童数＝ 、生徒数＝	イ) 毎年増加傾向 ロ) 毎年減少傾向 ハ) 特に増減なし ニ) 不明
④	小学校数＝ 、中学校数＝ 児童数＝ 、生徒数＝	イ) 毎年増加傾向 ロ) 毎年減少傾向 ハ) 特に増減なし ニ) 不明
⑤		
⑥		
⑦		
⑧	小学校数＝ 、中学校数＝ 児童数＝ 、生徒数＝	イ) 毎年増加傾向 ロ) 毎年減少傾向 ハ) 特に増減なし ニ) 不明

XXIV 貴自治体で小中学校の配置計画をつくる場合、どのような条件が制約要因になると思われますか。以下の中から該当する選択肢すべてに○をおつけ下さい。

- ① 既存の学校の校地面積が狭隘な点
- ② 用途地域等都市計画区域との関係
- ③ 建坪率・容積率の制限
- ④ 離島が含まれており、そこに所在する学校についてはできるだけ残存させる必要がある点
- ⑤ 山岳地帯を含んでおり、そこに所在する学校についてはできるだけ残存させる必要がある点
- ⑥ 福祉関連施設等住民ニーズの高い公共施設配置との関連
- ⑦ 自治体内の地域的な歴史や文化を尊重する必要がある点
- ⑧ 合併した市町村の学校については、その残存に一定の配慮が必要な点
- ⑨ 都市再開発計画等との関係で検討を進める必要がある点
- ⑩ 資金不足
- ⑪ その他（具体的にお書き下さい：

)

XXV 小中学校の配置計画を審議する機関について伺います。過去20年間に小中学校の配置計画を審議する機関を設けられたことはありますか。以下の選択肢から該当するものに○をおつけください。なお、①を選択された場合には、以下の表の中に○をつけ設置年度をお教えてください。

① ある（この項目を選択された自治体はXXVI以降へ）

年度	昭和62	昭和63	昭和64	平成元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
該当欄に○																				

② ない

③ その他（具体的にお書きください：

)

XXVI 審議する機関は自治体法上どのような位置づけでしたか。以下の選択肢から該当するものに○をおつけください。審議する機関が2つ以上設置されていた場合には、近年により近い機関についてお答えください。

① 条例によった

② 教育委員会規則・要項等によった

③ 首長が所管する自治体総合計画について審議する組織の一部に位置づけられた

④ その他（具体的にお書きください：

)

XXVII 小中学校の配置計画について審議する機関の設置期間はどの程度でしたか。以下の選択肢から該当するものに○をおつけください。審議する機関が2つ以上設置されていた場合には、近年により近い機関についてお答えください。

① 1年以下

② 1～2年

③ 2年以上

④ その他（具体的にお書きください：

)

XXVIII 審議機関の委員はどのような区分によりましたか。以下の中で当てはまる選択肢すべてに○をおつけください。審議する機関が2つ以上設置されていた場合には、近年により近い機関についてお答えください。

- ① 自治体の議会議員
- ② 公立学校の学校長、教頭（副校長）
- ③ 公立学校の一般の教職員
- ④ 私立学校関係者
- ⑤ P T A関係者
- ⑥ 町内会・自治会関係者
- ⑦ 首長部局職員
- ⑧ 学識経験者
- ⑨ 公募住民
- ⑩ 教職員組合代表
- ⑪ その他（具体的にお書きください：

)

XXIX 地域団体からの住民委員選出はどのような方式で行われましたか。以下の選択肢から該当するものに○をおつけください。審議する機関が2つ以上設置されていた場合には、近年により近い機関についてお答えください。

- ① 地域団体に選出を委嘱した
- ② 地域団体に複数の候補者の選出を依頼し、教育委員会がその中から選出した
- ③ その他（具体的にお書きください：

)

XXX 審議機関の審議を効率的に進めるために外部のコンサルタント等を活用されましたか。該当する選択肢に○をおつけください。審議する機関が2つ以上設置されていた場合には、近年により近い機関についてお答えください。

- ① 活用した
- ② 活用していない
- ③ その他（具体的にお書きください：

)

XXX I 審議機関の審議を効率的に進めるために、答申起草までの間に専門部会を設置しましたか。該当する選択肢に○をおつけください。審議する機関が2つ以上設置されていた場合には、近年により近い機関についてお答えください。

- ① 設置した
- ② 設置しなかった
- ③ その他（具体的にお書きください）

)

XXX II 具体的な校名を盛り込んだ小中学校配置計画案は、どのような段階で地域へと提示されましたか。該当するものに○をおつけください。審議する機関が2つ以上設置されていた場合には、近年により近い機関についてお答えください。

- ① 最終答申で提示した
- ② 最終答申でも校名は提示せず、教育委員会の実施計画で提示した
- ③ 審議の経過のなかで具体的な校名まで踏み込み、それをすべて議事録として公開する手法を採用した
- ④ その他（具体的にお書きください）

)

XXX III 小中学校の設置条例の改正は、教育委員会による実施計画策定・公表を起点とした場合どの程度の期間を要しましたか。もっとも早く条例改正が行われたケースともっとも遅くなったケースについて、お教えてください。審議する機関が2つ以上設置されていた場合には、近年により近い機関についてお答えください。

もっとも早い事例：実施計画公表以来_____月（月数で通算）かかった

もっとも遅くなった事例：実施計画公表以来_____月（月数で通算）かかった

XXX IV 貴自治体の総合計画（基本構想、基本計画等地方自治法に基づく計画）では、小中学校の配置計画をどう位置づけていますか。該当する選択肢に○をおつけください。総合計画が幾度かつくられている場合には、近年により近い総合計画についてお答えください。

- ① 基本構想の段階から位置づけている
- ② 基本計画の段階から総合計画の中に組み込んでいる
- ③ 総合計画からは切り離している
- ④ 小中学校の配置計画そのものがつくられていない
- ⑤ 本自治体では総合計画を作成していない
- ⑥ その他（具体的にお書きください）

)

XXXV 地域の特性を生かした小中学校の配置計画の作成にあたり、国に対し、どのような施策要望があるかについて伺います。

小中学校の配置計画を検討する際に、貴自治体特有の課題がある場合、その課題に対応するため国に制度設計や施策として要望することがありましたらお教えてください。

(ご自由に、かつ、簡潔にお書きください)

)

長い時間、ご協力頂きありがとうございました。